

令和元年第3回

大崎町議会9月定例会会議録

開会 令和元年9月5日

閉会 令和元年9月20日

大崎町議会

令和元年第3回大崎町議会定例会

会 期

令和元年 9月 5日（木）から

16日間

令和元年 9月 20日（金）まで

月 日	曜 日	時刻	本会議	委員会	摘 要
5日	木	10	第1日		諸般の報告 会期の決定 議案・陳情等上程
6日	金	9		委員会	付託案件の審査
7日	土				休 会
8日	日				休 会
9日	月				予 備
10日	火				予 備
11日	水	10	第2日		一般質問 議案・陳情等上程
12日	木	10	第3日		一般質問
13日	金				曾於地区畜産共進会
14日	土				休 会
15日	日				休 会
16日	月				休会（敬老の日）
17日	火	9		委員会	付託案件の審査
18日	水				予 備
19日	木				予 備
20日	金	10	第4日		付託案件の審査報告 議案・陳情等上程

令和元年第3回大崎町議会定例会会議録目次

第1号（9月5日）（木）

1. 開 会	5
2. 開 議	5
3. 日程第1 会議録署名議員の指名	5
4. 日程第2 会期の決定	5
5. 日程第3 諸般の報告	5
神崎総務厚生常任委員長報告	5
富重文教経済常任委員長報告	6
6. 日程第4 行政報告	8
東町長報告	8
7. 日程第5 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度 大崎町一般会計補正予算（2号））	9
東町長提案理由説明	10
佐藤総務課長	10
中山美幸君	11
東町長	11
時見建設課長	11
中村農林振興課長	11
福永耕地課長	11
8. 日程第6 議案第27号 令和元年度大崎町一般会計補正予算（第3号）	12
東町長提案理由説明	12
佐藤総務課長	13
中山美幸君	16
東町長	16
上橋企画調整課長	16
中山美幸君	18
東町長	18
上橋企画調整課長	19
中山美幸君	20
東町長	20
9. 日程第7 議案第28号 令和元年度大崎町国民健康保険事業特別会計補正 予算（第1号）	21

東町長提案理由説明	21
相星保健福祉課長	21
稲留光晴君	22
相星保健福祉課長	22
稲留光晴君	22
東町長	22
相星保健福祉課長	22
稲留光晴君	22
相星保健福祉課長	22
10. 日程第 8 議案第 2 9 号 令和元年度大崎町介護保険事業特別会計補正予算 (第 2 号)	23
東町長提案理由説明	23
相星保健福祉課長	23
11. 日程第 9 議案第 3 0 号 令和元年度大崎町水道事業会計補正予算 (第 1 号)	24
東町長提案理由説明	24
高田水道課長	24
12. 日程第 1 0 議案第 3 1 号 大崎町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部 を改正する条例の制定について	25
東町長提案理由説明	25
小野住民環境課長	25
13. 日程第 1 1 議案第 3 2 号 大崎町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部 を改正する条例の制定について	27
東町長提案理由説明	27
相星保健福祉課長	27
中山美幸君	28
東町長	28
相星保健福祉課長	28
中山美幸君	28
相星保健福祉課長	28
14. 日程第 1 2 議案第 3 3 号 大崎町介護保険条例の一部を改正する条例の制 定について	29
東町長提案理由説明	29
相星保健福祉課長	29

15. 日程第13 議案第34号 消費税及び地方消費税の税率引き上げに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	30
東町長提案理由説明	30
中村農林振興課長	31
福永耕地課長	31
上橋企画調整課長	31
今吉社会教育課長	32
16. 日程第14 議案第35号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	33
東町長提案理由説明	33
佐藤総務課長	33
17. 日程第15 議案第36号 大崎町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について	34
東町長提案理由説明	34
佐藤総務課長	35
中山美幸君	35
佐藤総務課長	35
中山美幸君	35
佐藤総務課長	35
中山美幸君	35
18. 散 会	36

第2号（9月11日）（水）

1. 開 議	43
2. 日程第1 会議録署名議員の指名	43
3. 日程第2 一般質問	43
稲留光晴君	43
東町長	43
稲留光晴君	44
東町長	44
稲留光晴君	45
東町長	46
稲留光晴君	46

佐藤総務課長	51
稲留光晴君	51
佐藤総務課長	51
稲留光晴君	51
佐藤総務課長	51
稲留光晴君	51
佐藤総務課長	51
稲留光晴君	51
佐藤総務課長	52
稲留光晴君	52
東町長	52
稲留光晴君	52
佐藤総務課長	52
稲留光晴君	53
佐藤総務課長	53
稲留光晴君	53
東町長	53
稲留光晴君	53
東町長	53
稲留光晴君	54
東町長	54
稲留光晴君	54
佐藤総務課長	54
稲留光晴君	54
佐藤総務課長	55
稲留光晴君	55
佐藤総務課長	55
稲留光晴君	55
東町長	55
稲留光晴君	55
富重幸博君	55
東町長	56
富重幸博君	56
東町長	56

富重幸博君	56
東町長	57
時見建設課長	57
福永耕地課長	57
中村農林振興課長	57
富重幸博君	57
東町長	57
時見建設課長	57
福永耕地課長	57
中村農林振興課長	57
富重幸博君	58
東町長	58
富重幸博君	58
東町長	58
富重幸博君	58
東町長	59
富重幸博君	59
東町長	60
富重幸博君	61
東町長	61
福永耕地課長	61
富重幸博君	62
東町長	62
富重幸博君	62
東町長	62
富重幸博君	62
東町長	63
富重幸博君	63
東町長	63
富重幸博君	64
東町長	64
富重幸博君	64
東町長	65
中村農林振興課長	65

富重幸博君	65
東町長	65
富重幸博君	65
東町長	66
中村農林振興課長	66
富重幸博君	66
中村農林振興課長	66
富重幸博君	67
東町長	67
富重幸博君	67
東町長	67
中村農林振興課長	68
富重幸博君	68
中村農林振興課長	68
富重幸博君	68
東町長	69
富重幸博君	69
東町長	69
富重幸博君	70
東町長	70
富重幸博君	71
東町長	71
富重幸博君	72
東町長	73
富重幸博君	73
4. 休 憩	74
中山美幸君	74
東町長	74
中山美幸君	75
東町長	75
中山美幸君	75
東町長	76
中山美幸君	77
東町長	77

中山美幸君	78
東町長	78
中山美幸君	79
東町長	79
中山美幸君	80
東町長	80
中山美幸君	80
東町長	81
中山美幸君	81
東町長	81
中山美幸君	82
東町長	82
中山美幸君	82
東町長	83
中山美幸君	83
東町長	84
中山美幸君	84
東町長	84
中山美幸君	85
東町長	85
中山美幸君	85
東町長	86
中山美幸君	86
藤井教育長	86
中山美幸君	87
藤井教育長	87
中山美幸君	88
藤井教育長	88
中山美幸君	88
東町長	88
中山美幸君	89
東町長	89
中山美幸君	89
藤井教育長	89

中山美幸君	89
藤井教育長	89
中山美幸君	89
藤井教育長	89
中山美幸君	90
東町長	90
中山美幸君	90
東町長	90
中山美幸君	91
藤井教育長	91
中山美幸君	91
藤井教育長	91
中山美幸君	91
藤井教育長	91
中山美幸君	92
東町長	92
中山美幸君	93
吉原信雄君	93
東町長	94
吉原信雄君	94
東町長	95
吉原信雄君	95
東町長	95
吉原信雄君	96
東町長	96
吉原信雄君	96
東町長	96
吉原信雄君	97
東町長	98
吉原信雄君	98
東町長	99
吉原信雄君	99
5. 日程第3 議案第37号 令和元年度大崎町一般会計補正予算(第4号)	99
東町長提案理由説明	100

佐藤総務課長	100
6. 休 憩	101
7. 散 会	101

第3号（9月12日）（木）

1. 開 議	106
2. 日程第1 会議録署名議員の指名	106
3. 日程第2 一般質問	106
中倉広文君	106
東町長	107
中倉広文君	107
東町長	108
中倉広文君	110
東町長	111
中倉広文君	112
東町長	112
中倉広文君	113
東町長	113
中倉広文君	113
東町長	113
中倉広文君	113
東町長	114
中倉広文君	115
東町長	115
中倉広文君	116
東町長	116
中倉広文君	117
東町長	118
中倉広文君	118
東町長	118
佐藤総務課長	118
中倉広文君	119
佐藤総務課長	118
中倉広文君	118

佐藤総務課長	119
中倉広文君	119
佐藤総務課長	119
中倉広文君	119
東町長	119
中倉広文君	119
東町長	120
中倉広文君	120
東町長	121
中倉広文君	121
東町長	121
中倉広文君	122
児玉孝徳君	122
東町長	123
児玉孝徳君	123
東町長	123
佐藤総務課長	123
児玉孝徳君	123
東町長	124
児玉孝徳君	124
東町長	124
児玉孝徳君	125
東町長	126
児玉孝徳君	127
東町長	127
児玉孝徳君	128
東町長	128
佐藤総務課長	128
児玉孝徳君	128
東町長	129
児玉孝徳君	129
東町長	130
児玉孝徳君	130
東町長	130

児玉孝徳君	130
東町長	131
児玉孝徳君	132
東町長	133
児玉孝徳君	133
東町長	133
児玉孝徳君	134
東町長	134
児玉孝徳君	134
4. 休 憩	135
神崎文男君	135
東町長	135
神崎文男君	136
東町長	136
神崎文男君	136
東町長	137
神崎文男君	137
東町長	137
神崎文男君	138
東町長	139
神崎文男君	139
東町長	139
神崎文男君	140
東町長	140
相星保健福祉課長	140
神崎文男君	140
東町長	140
相星保健福祉課長	141
神崎文男君	141
東町長	141
神崎文男君	142
東町長	142
上原正一君	143
東町長	143

上原正一君	143
東町長	143
上原正一君	143
時見建設課長	144
上原正一君	144
時見建設課長	144
上原正一君	144
東町長	144
上原正一君	145
東町長	145
上原正一君	146
東町長	148
上原正一君	148
東町長	148
中村農林振興課長	148
上原正一君	148
東町長	148
上原正一君	148
東町長	148
上原正一君	149
東町長	149
上原正一君	149
東町長	149
上原正一君	150
東町長	151
上原正一君	151
東町長	152
上原正一君	153
5. 散 会	153

第4号（9月20日）（金）

1. 開 議	160
2. 日程第1 会議録署名議員の指名	160
3. 日程第2 議案第27号 令和元年度大崎町一般会計補正予算(第3号)	160

	神崎総務厚生常任委員長報告	160
4.	日程第3 議案第28号 令和元年度大崎町国民健康保険事業特別会計補正 予算(第1号)	162
	神崎総務厚生常任委員長報告	163
5.	日程第4 議案第29号 令和元年度大崎町介護保険事業特別会計補正予算 (第2号)	164
	神崎総務厚生常任委員長報告	164
6.	日程第5 議案第30号 令和元年度大崎町水道事業会計補正予算 (第1号)	165
	富重文教経済常任委員長報告	165
7.	日程第6 議案第33号 大崎町介護保険条例の一部を改正する条例の制定 について	167
	神崎総務厚生常任委員長報告	167
8.	日程第7 議案第35号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法 律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制 定について	168
	神崎総務厚生常任委員長報告	169
9.	日程第8 議案第36号 大崎町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関 する条例の制定について	171
	神崎総務厚生常任委員長報告	172
10.	日程第9 議案第37号 令和元年度大崎町一般会計補正予算(第4号)	172
	諸木予算審査特別委員長報告	173
	平田慎一君	175
11.	日程第10 報告第2号 平成30年度大崎町健全化判断比率の報告につい て	176
	東町長提案理由説明	177
12.	日程第11 報告第3号 平成30年度大崎町資金不足比率の報告について	177
	東町長提案理由説明	177
13.	日程第12 認定第1号 平成30年度大崎町一般会計歳入歳出決算認定に ついて	178
14.	日程第13 認定第2号 平成30年度大崎町国民健康保険事業特別会計歳 入歳出決算認定について	178
15.	日程第14 認定第3号 平成30年度大崎町後期高齢者医療特別会計歳入 歳出決算認定について	178

16. 日程第15	認定第4号	平成30年度大崎町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	178
17. 日程第16	認定第5号	平成30年度大崎町水道事業会計決算認定について	178
18. 日程第17	認定第6号	平成30年度大崎町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	178
		東町長提案理由説明	178
		佐藤総務課長	178
		相星保健福祉課長	181
		高田水道課長	184
19. 休 憩			188
		相星保健福祉課長	188
20. 日程第18	議案第38号	平成30年度大崎町水道事業剰余金の処分について	189
		東町長提案理由説明	189
21. 日程第19	選任第4号	平成30年度大崎町一般会計歳入歳出決算審査特別委員会委員の選任について	190
22. 休 憩			190
23. 日程第20	発委第2号	新たな過疎対策法の制定に関する意見書(案)の提出について	190
		神崎文男君	191
24. 日程第21	諮問第1号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	192
		東町長提案理由説明	192
25. 日程第22	同意第6号	教育委員会委員の任命について	193
		東町長提案理由説明	194
		下村事務局長	195
26. 日程第23	議員派遣の件		196
27. 日程第24	閉会中継続審査・調査申出書		196
28. 閉 会			196

第 1 号

9 月 5 日 (木)

令和元年第3回大崎町議会定例会会議録（第1号）

令和元年9月5日
午前10時05分開議
於 会 議 議 場

1. 議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名（11番，1番）
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 承認第 4号 専決処分の承認を求めることについて
(令和元年度大崎町一般会計補正予算（第2号）)
- (総) 日程第 6 議案第27号 令和元年度大崎町一般会計補正予算（第3号）
- (総) 日程第 7 議案第28号 令和元年度大崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- (総) 日程第 8 議案第29号 令和元年度大崎町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- (文) 日程第 9 議案第30号 令和元年度大崎町水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議案第31号 大崎町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第32号 大崎町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (総) 日程第12 議案第33号 大崎町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第34号 消費税及び地方消費税の税率引き上げに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- (総) 日程第14 議案第35号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- (総) 日程第15 議案第36号 大崎町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について

2. 出席議員は次のとおりである。（12名）

1番 平 田 慎 一

7番 吉 原 信 雄

2番 富重幸博
3番 児玉孝徳
4番 稲留光晴
5番 神崎文男
6番 中倉広文

8番 中山美幸
9番 上原正一
10番 小野光夫
11番 諸木悦朗
12番 宮本昭一

3. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

4. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町長	東靖弘	農林振興課長	中村富士夫
副町長	千歳史郎	耕地課長	福永敏郎
教育長	藤井光興	建設課長	時見和久
会計管理者	東正隆	農委事務局長	川畑定浩
総務課長	佐藤一郎	水道課長	高田利郎
企画調整課長	上橋孝幸	教委管理課長	川添俊一郎
住民環境課長	小野厚生	社会教育課長	今吉孝志
保健福祉課長	相星永悟	税務課長	本高秀俊

5. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

事務局長	下村俊郎
次長兼調査係長	宮本修一
次長兼議事係長	垣内吉郎
庶務係主幹	西ゆかり

開会 午前10時05分

-----○-----

○議長（宮本昭一君） これより、令和元年第3回大崎町議会定例会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（宮本昭一君） 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、11番、諸木悦朗君、及び1番、平田慎一君を指名いたします。

-----○-----

日程第2 会期の決定

○議長（宮本昭一君） 日程第2「会期の決定」を議題といたします。

今期定例会の会期は、お手元に配付してある日程のとおり、本日から9月20日までの16日間といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日から9月20日までの16日間と決定いたしました。

-----○-----

日程第3 諸般の報告

○議長（宮本昭一君） 日程第3「諸般の報告」を行います。

閉会中の各常任委員会における町内事務調査の報告を求めます。まず、総務厚生常任委員長に報告を求めます。

○総務厚生常任委員長（神崎文男君） 令和元年第2回定例会本会議において、当委員会に付託されました閉会中の町内事務調査の調査経過と結果について報告いたします。

総務厚生常任委員会では、関係所管の総務課、企画調整課について、去る7月10日、町内事務調査として耐震性貯水槽新設工事、おおすみ山の景観ポイント整備事業、あすばる大崎温泉施設熱交換器他修繕及びあすばる大崎空調用熱源設備取替修繕について調査を行いました。調査は全委員出席のもと、現地において担当課長及び関係職員から説明を受け実施いたしました。

はじめに、耐震性貯水槽新設工事について報告いたします。この施設は野方の東中村地区内に新設されたもので、施設整備費の総額は507万6,000円で、平

成30年9月19日に完成しております。財源の内訳は国庫補助金と過疎対策事業債で対応しております。この施設の貯水槽に水を溜めるためのバルブについてはハンドル式のものであったが、使い勝手を考慮したときにはコック式が最適と思われるため、今後検討するよう要望した。

次に、おおすみ山の景観ポイント整備事業について報告いたします。この施設は四季の森への来訪を誘導するとともに、利用者の利便性の向上、平和学習の場やビュースポットとしての機能向上を図るため、双眼鏡、大隅半島の戦跡案内板、バイオトイレ、駐輪棒の設置を行ったものです。施設整備の総額は443万7,000円で平成31年2月28日に完成しております。財源の内訳は、県補助金221万8,000円と一般財源221万9,000円となっております。この施設整備のうち、バイオマストイレについては基礎部分が敷石になっていることから、台風などの強風に耐えうるための強度を確保するためにも、ワイヤー等で固定するなどの対策を講じられるよう要望した。

次に、あすばる大崎温泉施設熱交換器他修繕について報告いたします。この施設はあすばる大崎の温泉施設のうち、電動弁の故障、熱交換器の不具合、循環ポンプの経年劣化により、自動で温度の調整ができない状態となり、浴槽の水温が50度以上に上昇し、緊急に手動で対応する状態となったため、電動弁、熱交換器、循環ポンプ等の修繕を行ったものです。設備修繕の総額は436万3,200円であり、財源の内訳は全てふるさと応援基金が事業費の全額に充当されており、完成については平成30年4月30日に完成しております。

最後にあすばる大崎空調用熱源設備取替修繕について報告いたします。あすばる大崎で使用している空調用熱源設備は、これまでも経年劣化による修繕を行ってききましたが、平成30年度は特に故障が多発し、あすばる大崎の営業に支障をきたし、併せて修繕費も多額となり、早急に取り換えが必要な状況であったため取替修繕を行ったものです。設備修繕の総額は2,430万円であり、財源の内訳は全てふるさと応援基金が事業費の全額に充当されており、完成については平成31年3月28日となっております。

以上で総務厚生常任委員会における町内事務調査の報告を終わります。

○議長（宮本昭一君） 次に、文教経済常任委員長に報告を求めます。

○文教経済常任委員長（富重幸博君） 令和元年第2回定例会本会議において、当委員会に付託されました閉会中の町内事務調査の調査経過と結果について報告いたします。

文教経済常任委員会では、関係所管する建設課、耕地課及び教育委員会管理課について、去る7月3日、町内事務調査として社会資本整備総合交付金事業第一仮屋

ヶ谷橋補修工事、社会資本整備総合交付金事業永吉菱田線道路改良工事仮宿工区（30-1）及び（30-2）、農地耕作条件改善事業横瀬地区天神排水路改修工事（30-1）及び大崎中学校プールフェンス等改修工事について調査を行いました。

はじめに、社会資本整備総合交付金事業第一仮屋ヶ谷橋補修工事について報告いたします。現地における調査では、建設課長及び担当者からの説明を受けました。工事請負額は2,395万4,400円で、ひび割れ補修工、断面修復工及び伸縮装置14.11メートルの取替工事が平成31年3月20日に完成しております。改修の時期に来ている橋は町内にどれくらいあるのかとの問いに対し、町内には全部で56橋あるが、長寿命化計画に基づいて補修工事を進めている状況であり、現時点においてはこの長寿命化計画よりも早いペースで補修工事に取り組んでいる状況であるとのことでありました。

次に、社会資本整備総合交付金事業永吉菱田線道路改良工事仮宿工区（30-1）及び（30-2）について報告いたします。現地における調査では建設課長及び担当者からの説明を受けました。まず社会資本整備総合交付金事業永吉菱田線道路改良工事仮宿工区（30-1）についてであります。工事請負額は3,570万3,000円となっており、工事延長211メートル、街路型300側溝工110メートル、自由勾配側溝300型87メートル、アスファルト舗装工1,660平方メートルで、平成31年3月26日に完成しております。

次に、社会資本整備総合交付金事業永吉菱田線道路改良工事仮宿工区（30-2）についてであります。工事請負額は2,369万1,000円となっており、工事延長129メートル、街路型300側溝工77メートル、自由勾配側溝300型51メートル、アスファルト舗装工1,330平方メートルで、平成31年3月26日に完成しております。

今回の町内事務調査で現地の確認を行った結果、商業施設の出入り口付近に設置された縁石に車のタイヤ痕が数箇所確認された。また、住民からの苦情の声も聞いている状況であることから、車の通行や歩道を通行する人の安全を確保するためにも、ポールや反射装置の新たな設置等を総合的に検討をしていただくよう要望いたしました。

次に、農地耕作条件改善事業横瀬地区天神排水路改修工事（30-1）について報告いたします。現地における調査では耕地課長及び担当者からの説明を受けました。工事請負額は1,907万円で、排水路の設置や管理道路の砂利舗装等が行われており、平成30年12月6日に完成しております。

最後に、大崎中学校プールフェンス等改修工事について報告いたします。現地に

おける調査では管理課長補佐及び担当者から説明を受けました。工事請負額は49万5,000円で、財源の内訳は全額ふるさと応援基金繰入金であり、目隠しフェンス設置工事、目隠しフェンス片開き門扉及びプールサイド張コン設置が平成30年12月19日に完成しております。目隠しフェンスはなぜ完全な目隠しではないのかとの問いに、完全な目隠し状態にすると侵入者がいたときにわからなくなることから、安全性を考慮してフェンスの設置工事を行ったとのことでありました。

また、町内の小中学校のプールの中には火災時の消防水利として活用できるよう整備された施設がある。火災のときにプールの水を活用できるよう整備されていない施設があるのであれば、火災時の迅速な対応等を確保するという観点からも、今後施設整備を行う際には、火災のときに消防水利として活用できるような施設整備を考慮していただくよう要望いたしました。

以上で、文教経済常任委員会における町内事務調査の報告を終わります。

○議長（宮本昭一君） 議員派遣の報告につきましては、お手元に配付のとおりでありますので、よろしく願いいたします。

これで、諸般の報告を終わります。

-----○-----

日程第4 行政報告

○議長（宮本昭一君） 日程第4「行政報告」を行います。これを許可します。

町長。

○町長（東 靖弘君） 令和元年第3回議会定例会に当たり、諸般の行政報告をいたします。

まず、6月末から7月上旬にかけての大雨による被害状況ですが、降り始めからの連続雨量が732ミリメートルに達し、町内の各地において倒木や土砂崩れ等による道路の一時通行止めなどの被害が発生いたしました。幸いにも人的被害はありませんでしたが、道路、河川などの土木関係で26箇所、1億1,620万4,000円、農道、水路、田畑などの農林耕地関係で98箇所、9,437万4,000円をはじめ、総額で2億1,185万円の被害となっております。このほかにも国営かんがい排水事業曾於南部地区施設についても用水施設、管理用道路など5箇所ですべて災害が発生いたしました。特に輝北ダムから各ファームポンドに送水する直径1,350ミリメートルの導水管を埋設している鹿屋市輝北町平房地区の市道の法面が幅24メートル、高さ14メートルにわたり崩落し、管体の土圧が低下し大変不安定な状態となっておりますが、8月25日にはさらにその上流部で導水管が破損し、市道が崩壊する災害が発生しております。この災害により各ファームポンドの送水が遮断されている状況が続いております。これに対処するため、国に対して国

営土地改良事業曾於南部地区の直轄災害復旧事業の採択申請をお願いするとともに緊急応急工事を実施するなど、1日も早い通常通水を目指して曾於南部土地改良区鹿屋市、志布志市、大崎町が協力して作業を進めているところでございます。

続きまして、住民環境課でございますが、使用済み紙おむつ再資源化の実証実験に関する覚書の締結について報告いたします。議員の皆様には以前お伝えしておりました志布志市が主導で進めている使用済み紙おむつ再資源化事業におきまして、8月9日付で大崎町、志布志市、ユニ・チャーム株式会社、有限会社そおりサイクルセンターの4者で、使用済み紙おむつ再資源化の実証実験に関する覚書を締結いたしました。この覚書は実証実験期間の各当事者の役割を明記することで実証実験を効率的かつ円滑に進めることとしております。実証実験期間は締結日より2021年（令和3年）3月31日までであり、今回の覚書の有効期間も同様となります。また、これに伴い使用済み紙おむつの回収につきましても本年度中に試験回収を実施する計画でありますので、住民や衛生自治会に家庭での紙おむつ分別に御協力をいただきながら進めてまいりたいと考えております。

なお、現在の計画では生ごみの回収日に合わせて紙おむつも回収することで、最大で週に3回の紙おむつ回収ができる予定であります。

続きまして、企画調整課関係でございます。去る6月22日に、鹿児島県とともに2020年東京オリンピック競技大会の事前キャンプ地に関する協定を台湾陸上協会との間で締結いたしました。この協定に基づき今月2日から16日までの2週間にわたり、選手11名を含む台湾陸上協会代表チーム20名が大崎町内において合宿を実施いたします。今回の合宿は主にジャパンアスリートトレーニングセンター大隅で実施される予定でございますが、合宿期間中には台湾陸上協会関係者も来町し、視察が行われることになっております。

また、地域との交流事業として合宿期間中に代表チームが中沖小学校、持留小学校を訪問し、陸上教室を開催する予定でございます。2020年東京オリンピック競技大会開催に向け、町内における機運の醸成を図るとともに、本町が進める陸上競技の聖地実現プロジェクトのさらなる展開を進めてまいりたいと考えております。

以上で報告を終わります。

○議長（宮本昭一君） これで、行政報告は終わりました。

-----○-----

日程第5 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて

（令和元年度大崎町一般会計補正予算（第2号））

○議長（宮本昭一君） 日程第5、承認第4号「専決処分の承認を求めることについて

(令和元年度大崎町一般会計補正予算(第2号))」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(東 靖弘君) 御説明いたします。令和元年度大崎町一般会計補正予算(第2号)は、地方自治法第179条第1項の規定により、7月6日付で専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告するものでございますが、歳入歳出予算の総額に3,848万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を87億9,033万8,000円にするものでございます。補正の内容は、6月末から7月初旬にかけて降り続いた大雨に伴う災害復旧経費でございます。

よろしく審議賜り、御承認くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長が説明いたします。

○総務課長(佐藤一郎君) 御説明いたします。今回の補正予算(第2号)は、ただいま町長から説明がありましたように、6月末から7月初旬にかけて九州南部を中心に降り続いた大雨に伴う災害復旧費でございます。

それでは、歳出から御説明いたしますので、補正予算書の7ページをお願いいたします。款8消防費、目2非常備消防費、節9旅費29万1,000円は、大雨時の消防団員出動に係る費用弁償でございます。目3防災対策費、節3職員手当等69万3,000円は避難所開設等に伴う職員の時間外勤務手当でございます。節11需用費20万2,000円は、避難者に提供する飲食料品等の非常用備蓄品購入費でございます。

款10災害復旧費、項1農林水産業施設災害復旧費、目1現年災害復旧費、節7賃金375万円は、農地等の災害復旧に係る測量賃金でございます。節9旅費5万6,000円は、補助災害等に伴う事前協議のための旅費でございます。節13委託料165万円は隧道被害に伴う災害状況の調査費用でございます。節14使用料及び賃借料1,773万5,000円は、町内全域の農道や林道、排水路等の土砂撤去などに係る機械借上料でございます。項2公共土木施設災害復旧費、目1現年災害復旧費、節13委託料320万円は、町道の災害復旧に係る測量設計業務委託料でございます。節14使用料及び賃借料920万4,000円は、町道24路線を土砂撤去及び準用河川の流木処理等に係る機械借上料でございます。項5その他公共施設、公共施設災害復旧費、目1現年災害復旧費、節13委託料109万3,000円は、町有地斜面の倒木等の転落防止に係る業務委託料でございます。節14使用料及び賃借料61万円は町有地の土砂災害に伴う土砂撤去に係る機械借上料でございます。

これで歳出を終わりました次に歳入でございますが、6ページをお願いいたします。款20繰越金、目1繰越金、節1前年度繰越金3,730万円は、財源の調整

でございます。

款21諸収入、目1雑入、節1雑入118万4,000円は、歳出で御説明いたしました非常備消防費及び防災対策費に対する災害対策費用保険金でございます。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

- 議長（宮本昭一君） これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。
- 8番（中山美幸君） 今一般補正予算の説明をいただきました。先ほど町長が行政報告の中で被害額2億1,000万円程度というような報告をなされたんですが、今この予算書を拝見させていただきますと、大方が調査委託料ということになってきているようでございますが、住民の方々が求められていらっしゃるのとは早期な原状回復ということを求められておると思うんですが、先ほど町長が説明をされましたけども、行政報告と併せてこの予算措置をされました復旧工事、これについて原状復帰が大方いつぐらいまでに完成する予定なのか、調査をしないとわからないんでしょうけども、行政としての味方としていつぐらいまでをこの原状復帰の完全な原状復帰を見込んでいるのかを答弁お願いいたします。
- 町長（東 靖弘君） ただいまの御質問につきましては、それぞれ担当課長のほうで答弁をさせていただきます。
- 建設課長（時見和久君） 今回の災害につきまして建設課に関係する分につきましては、今現在、測量を行いまして災害査定と、今後9月中旬より国の査定があるんですけども、それが終わり次第工事の実施に入りたいと思っております。この査定にかける分は、現在建設課で4件ございます。そのほかの土砂崩れ等につきましては、ほとんど処理済みであります。
- 農林振興課長（中村富士夫君） 林道関係につきましては、先ほど建設課のほうから言いました法面崩壊がほとんどでございましたので、全て復旧をして通れるようになっております。あと1箇所だけ、水源地のところは治山工事ですので、これについては今からですので、はっきりしたいつぐらいというのはまだはっきりわかりませんが、来年度には一応治山のほうで復旧できるということになっております。そこについては通常通行はされておられませんので、住民に迷惑というのとはかかってないかと思っております。
- 以上でございます。
- 耕地課長（福永敏郎君） 耕地課関係でございますけれども、今現在、予算を計上しておりますのが応急工事に係るもので、応急工事に係るものについては今現在のところほぼ終わったということで進めております。そのほか、国の災害復旧工事に係るもの、これは3号補正でお願いするものでございますけれども、これにつきましては、来年3月の年度内の完成を見込んでおります。

以上でございます。

○議長（宮本昭一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております承認第4号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。承認第4号「専決処分の承認を求めることについて（令和元年度大崎町一般会計補正予算（第2号））」は、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 御異議なしと認めます。

よって、承認第4号「専決処分の承認を求めることについて（令和元年度大崎町一般会計補正予算（第2号））」は、承認することに決定いたしました。

—————○—————

日程第6 議案第27号 令和元年度大崎町一般会計補正予算（第3号）

○議長（宮本昭一君） 日程第6、議案第27号「令和元年度大崎町一般会計補正予算（第3号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億8,278万円を追加し、歳入歳出予算の総額を90億7,311万8,000円にするものでございます。歳出の主なものは、6月末から7月初旬にかけて降り続いた大雨に伴う災害復旧工事費及びSDGsモデル事業選定に伴う地方創生支援事業などでございます。歳入は国庫支出金、県支出金、繰越金の増が主なものでございます。

よろしく御審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長が説明いたします。

○総務課長（佐藤一郎君） 御説明いたします。

まず、歳出の主なものにつきまして御説明させていただきますが、各費目の節2給料から節4共済費までの人件費につきましては人事異動等に伴う増減でございますので、説明を省略させていただきます。

それでは、補正予算書の12ページをお願いいたします。款2総務費、項1総務管理費、次の13ページになりますが、目10企画費、節19負担金、補助及び交付金800万円の増は、定住住宅取得補助金の実績と今後の見込みによるものでございます。目14地方創生費の節8報償費から節13委託料までの合計2,300万円は、本町が自治体SDGsモデル事業に選定されたことに伴う国庫補助金を活用して実施いたします総合戦略策定や、旧鹿兒島相互信用金庫跡地を活用した国際しごと・人材育成センター設立支援等に係る事業費でございます。目15諸費、節23償還金、利子及び割引料は町税還付金及び還付加算金402万4,000円で、主に法人税等の還付金のこれまでの実績と今後の見込みに伴う増でございます。項2徴税费、目2賦課徴収費、節13委託料335万5,000円は、令和3年度に行われる固定資産の評価替えに向けた準備作業として実施する固定資産標準宅地鑑定評価業務委託に係る経費でございます。

1ページ飛びまして15ページをお願いいたします。款3民生費、項2児童福祉費、目1児童福祉総務費は合計で153万円の増でございますが、これは今年10月からスタートする幼児教育・保育の無償化に伴うシステム改修費及び事務費でございます。

16ページをお願いいたします。中ほどの款5農林水産業費、項1農業費、17ページをお願いいたしまして、目11土地改良事業費、節13委託料462万2,000円の減は、農業基盤整備促進事業及び農地条件耕作改善事業に係る測量設計委託料の実績に伴う減でございます。節15工事請負費435万2,000円の増は、農地耕作条件改善事業で実施している天神排水路工事に係る工事請負費の増でございます。

款6商工費、項1商工費、目2商工業振興費の節7賃金から節12役務費までの合計166万8,000円は、県補助金を活用して実施する自治体プレミアムポイント事業に係る事務経費でございます。

目3観光費の18ページをお願いいたします。節19負担金、補助及び交付金572万8,000円は、あすばる大崎の管理運営に係る補助金でございます。

款7土木費、項2道路橋りょう費、目1道路維持費は次の19ページまでございますが、合計で3,790万1,000円の増でございます。これは町道の舗装、側

溝改修、メンテナンス等に係る経費で、主なものは節15工事請負費の3,000万円でございます。目2道路改良費は国庫補助金を活用した永吉菱田線等の道路改良費でございますが、節13委託料150万円の減は、道路改良に係る測量設計委託料の実績に伴う470万円の減と橋りょう点検業務委託料を今後の見込みにより320万円増額するものでございます。節15工事請負費は増減ゼロとなっておりますが、道路改良舗装工事の実績に伴う減と橋りょう修繕工事の今後の見込みに伴う増でございます。項3河川費、目1河川維持費、節15工事請負費400万円は、準用河川持留川堤防のかさ上げ工事に係るものでございます。項5住宅費、目1公営住宅管理費、節11需用費205万円は公営住宅の入退居に伴う修繕料の増でございます。

款8消防費、項1消防費、目2非常備消防費、節13委託料から、次の20ページをお願いいたしまして、節17公有財産費購入費までと、それから節22補償補てん及び賠償金の合計で316万9,000円は、大丸消防分団詰所の駐車場整備に係る費用でございます。目3防災対策費、節13委託料416万7,000円は、防災行政無線関連の委託料でございますが、主なものは防災行政無線バッテリー交換業務委託料410万円で、これは屋外拡声子局等のバッテリーの耐用年数が迫っていることから順次交換するものでございます。

款9教育費、項1教育総務費、21ページをお願いいたします。目4教職員住宅管理費、節14使用料及び賃借料201万3,000円は、教職員住宅更新に伴う整備及び安全対策のための機械借上料でございます。節18備品購入費237万2,000円は、教職員住宅に物置用の倉庫を設置するための購入費でございます。項2小学校費、目1学校管理費、節11需用費121万8,000円は、菱田小学校の浄化槽漏水補修などの各小学校施設の修繕料の増でございます。項3中学校費、目1学校管理費、節11需用費130万5,000円は、大崎中学校の高圧ケーブル老朽化に伴う取り換えなどの修繕料の増でございます。

22ページをお願いいたします。項4社会教育費、目3図書館費、節13委託料150万円の減及び節19負担金、補助及び交付金79万2,000円の増は、大隅広域図書館ネットワーク用図書システムの更新に係る費用を軽減するため、委託料から負担金に組み替えるものでございます。項5保健体育費、目1保健体育総務費、節19負担金、補助及び交付金624万5,000円は、ビーチバレー会場整備等を目的に、かごしま国体大崎町実行委員会の補助金を増額するものでございます。

23ページをお願いいたします。款10災害復旧費でございますが、こちらは6月末から7月初旬にかけて九州南部を中心に降り続いた大雨に伴う災害復旧費でござ

います。この大雨に伴う予算につきましては、先ほど承認第4号、一般会計補正予算（第2号）のところでも説明させていただきましたが、この補正予算（第3号）の災害復旧費につきましては、専決処分後に引き続き行った調査等で積算したものや、災害箇所が補助対象となるものなどを計上をしております。項1農林水産業施設災害復旧費、目1現年災害復旧費は合計で7,167万5,000円でございます。主なものは、節15工事請負費7,000万円でございますが、野方地区を中心に農道の路肩決壊などに伴う、計21件の災害復旧費でございます。項2公共土木施設災害復旧費、目1現年災害復旧費、節15工事請負費1億700万円は補助対象となる災害復旧費でございますが、町道仮屋ヶ谷松ヶ鼻線など計4路線に係るものでございます。

これで歳出を終わります。次に歳入の主なものについて御説明いたします。9ページをお願いいたします。款1町税、項3軽自動車税、目2環境性能割、節1現年課税分1,000円は、消費税率引き上げに伴い10月1日から自動車取得税が廃止され、新たに環境性能割が導入されることに伴うものでございますが、現時点で収入見込額が算定されにくいことから、頭出しで計上するものでございます。

款10地方特例交付金、目1地方特例交付金410万9,000円は、交付決定に伴う増でございます。

款11地方交付税、目1地方交付税1,435万1,000円の減は、普通交付税の決定に伴う減でございます。

款13分担金及び負担金、目2災害復旧費分担金415万5,000円は、農業用施設と災害復旧に係る分担金でございます。

款15国庫支出金から次の10ページをお願いいたします。款16県支出金までは歳出で説明いたしました各事業の見込み及び決定等に伴うものでございます。

款19繰入金、目5ふるさと応援基金繰入金は1,477万3,000円を繰入金を増額するものでございます。

款20繰越金、目1繰越金、節1前年度繰越金8060万円は、財源の調整でございます。

11ページをお願いいたします。款22町債でございます。目8臨時財政対策債は604万6,000円の増でございますが、これは起債額の決定に伴う増でございます。

目9災害復旧費5,150万円は、歳出のところでも説明いたしました款10災害復旧費の財源として予定をしております。

次に、6ページをお願いいたします。第2表、債務負担行為補正でございます。（1）追加は10月からの消費税率引き上げに伴いまして、既に債務負担行為を設

定しております。各事業委託料の消費税率引き上げ相当分を限度額として新たに債務負担行為を設定するものでございます。

その下の第3表、地方債補正でございます。(1)追加は、歳出の款10災害復旧費で説明いたしました事業費に係る地方債でございます。現年発生補助災害復旧事業として5,150万円を限度額として予定をしております。

次に、(2)変更は、起債の目的欄の臨時財政対策債の限度額1億4,000万円を起債額の確定によりまして補正後の1億4,604万6,000円に変更をするものでございます。なお、起債の方法、利率、償還の方法等につきましては御覧いただきたいと思っております。

また24ページ以降に給与費明細書を添付してございますので、御参照いただきたいと思っております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長(宮本昭一君) これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。

○8番(中山美幸君) まず13ページ、地方創生費の中で150万円、一般財源からの持ち出しでございますが、この財源のもと、それに加えて、国際しごと・人材育成センター設立1,883万6,000円、この内容、それからどういった業務をどのような形で委託をするのか。その完成年度、これを完成した場合にどのような方向に進むことを目標に、これは新設だったと思うんですが、この予算組をされたのかということがまず1点。

続きまして、18ページ、商工費なんですけど5,728万円、あすばる大崎の管理運営費の補助金、若干説明がございましたが3,930万円の重油等の価格変動に対する赤字補てんというようなことも若干伺いたしたわけですが、この内容について、この金額の細説といいたししょうか内容について御説明をお願い申し上げます。

○町長(東 靖弘君) ただいま2点ほど御質問がありましたので、この2点につきまして担当課長の答弁とさせていただきます。

○企画調整課長(上橋孝幸君) ただいま御質問いただきました2点についてお答えしたいと思います。

まず、1点目の地方創生費に関する御質問でございましたけれども、一般財源150万円の財源についてというところでございます。今回、地方創生費としてはSDGsモデル事業を国の活用して実施いたしますけれども、ソフト部門につきましては100%でございます。上限が2,000万円ということで、今回の補正でもソフト事業を2,000万円お願いしているところでございます。そのほかハード部門につきましては、2分の1という制限がございます。今回、補正予算で願

いしておりますのは、旧おおさきマルシェ跡の改修事業費ということで、ハード事業300万円を予定しておりますので、その部分の2分の1、150万円が一般財源になるというところでございます。

それから、もう1つ、国際しごと・人材育成センター設立支援事業についての御質問でございました。これにつきましては、本町が採択されました未来都市計画をはじめとするSDGsを推進、普及するための拠点として活用する予定でございますけれども、場所につきましては先ほど申し上げましたように、おおさきマルシェ跡を予定しております。それから、委託内容の内容でございますけれども、国際しごと・人材育成センター、これについては仮ですけれども、設立されたあとに運営事業主体が自走するための収入確保策として人材育成研修プログラムを構築する計画でございます。これは現在リサイクル関係で年間に多くの視察が訪れておりますけれども、ただ、中身を見ますと日帰りの視察が主であって、町内の宿泊業や飲食店など本町への効果が薄いという課題がございます。このような課題を改善し、滞在型の人材育成研修プログラムを構築して、宿泊業や飲食店への経済効果と合わせて町民の方々へ還元される仕組みを構築したいというところのプログラム設計経費等も見込んでおります。それから、実際にマルシェをどのように活用していくのかという場づくりの経費も予定されております。それにつきましては、現在いろんな方々、組織の方々や団体の方々がマルシェを御利用されておりますので、そのような方々への要望調査とか、それから本町にも多くの技能実習生、そういった方々も来ていらっしゃると思いますので、そういった多文化共生の場としても活用できないかということで、関係する企業や商工会さん等に意見交換を計画しております。そういった要望調査や意見交換を踏まえてマルシェの活用案を作成して、その後、実際に町民の方々、それから外国人の方々と一緒にワークショップを開催して、マルシェの一部、使い勝手のいいような改修を行っていくというようなことを計画しているところでございます。

それから、あすばるの補助金の関係の御質問をいただいたところでございますけれども、あすばるの管理運営に関する協定書がございます。その中では、人件費や物件費などの物価変動に伴うリスクについては受託者が負うことになっておりますけれども、重油の高騰は温泉施設を安定的に運営する上で重大な影響を及ぼす要因となりますので、事業者が継続して管理運営ができるように、協定書中第9条第2項の不測のリスクが生じた場合は双方協議の上リスク分担を決定するという規定を適用いたしまして、今回、予算計上をお願いしたところでございます。

なお、算定方法につきましては、平成30年度の重油の平均単価が74.84円でした。それと運営事業者が管理運営を行う前の平成29年度の平均単価、これが

62.35円を差し引いた額、つまり12.49円に年間の重油使用料でございます。45万8,600リットルを乗じたものが今回補正でお願いしている金額になるというようなことでございます。

以上です。

○8番（中山美幸君） 続けて御質問申し上げますが、その重油の問題です。これは経営者として現在委託事業をなさっておりますが、経営者として取締役会の中にもちろん町長、それからジャパンファームの山中氏、それからJAそお鹿児島の本高氏が入っていらっしゃるんですが、この御三方の経営に対する責務、これを問いたいと思います。社長でも町長でもいらっしゃるけども、その点についてまず答弁をいただきたいということと、この重油高騰についてどのような経営の考え方を持っていていらっしゃるのか。まさかJAそおの方々がいらっしゃるのだからJAのみで重油等、燃料等の購入をなさっているのではないだろうかということも予想できるわけです。他の業者もいらっしゃると思うんです。ちゃんと見積り等を取られてやっていらっしゃるのかどうか、これ不思議です。12円も上がってきている。ほかの業者でそれだけ上がってきていますか。ちょっと若干私は不自然だなということを考えているんですが、そこら辺をどうなさっているのかということと、非常に一般財源からの持ち出しが多いんです。先ほど、冒頭、総務委員長からの報告がございましたが、本年度のボイラーだとか空調だとかということに関しても2,866万円も持ち出しをしているわけではないですか。それと大分前になりますが、重油等の値上げに対しまして木質ボイラーの設置もしたはずですが、その設置をされたボイラーの状況も前回の事務調査のときに拝見させていただきました。中身はごみ溜めになっているんです。手入れもされておりません。そういった管理状況の中で、先ほど問いましたが、社長としての東町長の責務、それをどう考えていらっしゃるのか。委託先との契約をされていますが、その管理をどういう体制でやっていらっしゃるのか、町長としてのその見解をお伺いしたいと思います。

○町長（東 靖弘君） あすばる大崎の管理運営につきましては、当然、今ありましたようにジャパンファーム、そしてまたJA、そして大崎町が三者で株主として出資しながら運営をしているということで、非常に好調なときもあれば、非常になかなか難しい時期もある。その要因が重油である。重油が定期的に国際情勢によって変化していくということで、このことが非常に大きな要因になって、なかなか経営が難しいということが、設立した後4、5年したらもうそういったことが出てきたのではないかなと思っております。取締役会において事業計画を当然作っておりますので、それを審議していきながら改善点を説明を求めたりしながら取り組んでいるところであります。いろいろ意見提言をやりながら、あすばる大崎が利用しやす

いようなお店づくり、そういう雰囲気づくり等に対してもいろいろ提言をしながら取り組んできているところでありますが、その中で一番響いているのが、ただいまも説明いたしましたのは重油の高騰でありますけど、取締役会においてもこのことに対しての節減の仕方とか、時間帯変更をすることとかいろんなことを取り組んでやっている状況であります。広域交流活性化センターとしてどうやって維持していくかということを中心にいろいろ検討をしているという状況があるので、そのことを報告いたしたいと思います。

それから、燃料についてJAのみで取っているのではないかというような御質問であったところでありますが、以前は民間の業者から取って、JAを除いた、JAも含めて民間の業者から燃料費等は取っておりましたので、今日事態でどうかというところはわかりませんが、今まではそういう状況でJAとか民間を含めて燃料は取っているという状況であります。

木質ボイラーにつきましては、非常に重油等が高騰していく中で木質ボイラーを使うことによって経費の節減を図るという状況で取り組んできたところでありますが、逆に重油が今度は安くなったりして、木質ボイラーを使うことによってかえってかかるというような、そういう不測の事態も発生をして十分に活用できていないというところは反省をしているところであります。ごみの山だったということではありますが、ここらについては再三取締役会でも、また現在のあすばるの委託者を含めても協議をしているところであります。この説明について至らないところは上橋課長の答弁とさせていただきたいと思っておりますが、非常に先ほども出ましたけれども、魅力のある店が作れていたらそういう事態にならないのではないかというような、そういう御指摘もあったところでありますので、そういったところは十分考えながらやっておりますが、響いているのが重油代ということが一番大きな原因で、あとは一生懸命取り組みながら改善できるところは赤字が出ないような取り組みの仕方を取っていきたいと考えております。

以上です。

○企画調整課長（上橋孝幸君） 私のほうで補足説明をさせていただきます。重油の仕入れの関係、取引の関係、それについては以前はただいま町長が申し上げたようにJAさんと、それから民間の事業者さんから仕入れていた状況でございます。現状におきましてはJAさん1社でございます。これについてはJAさんが曾於管内をはじめ大きな施設の取引をやっているところがいくつもあるんですが、基本的にはあすばる大崎の重油の単価についてはJAさんが取引をされている病院とか大きな施設の単価に合わせていると。毎週重油の代金の価格が上下変動しますので、その際に1週間ごとに上下変動幅に合わせて金額を設定しているというところでござい

ます。

なお、市販の重油代と比べるとどうかというところで、実際JAさんが仕入れている重油代については、一般の市場よりも10円程度は下がっているというようなところがございます。

以上です。

○8番（中山美幸君） まず社長といいましょうか、あすばるは社長ですから町長にお伺いますが、平成この23期の事業計画の中に基本方針の中の4番目にこういうことが書いてあるんです。施設の適正な維持管理を行い、経営の安定に努める。これ守られていないじゃないですか。町長、管理者としてこの代表取締役としてこれはちょっとおかしいんじゃないですか。もう少し考えていただきたいなと思います。

それと、今、担当課長のほうから答弁がございました油の件です。なぜ1社にしているのか。ほかのお店屋さんといえましょうか、そういった油を提供している店舗があるのであれば、やはり町内の交流施設であれば公です。本町が51%を出資しているわけです。その中で、ではなぜほかの業者の方々の見積書を取っていないのか。これは不思議です。そしてまた、今の答弁によりますと10円ほど安いということをおっしゃいました。またほかの大型の公共施設に納めている価格と同じということをおっしゃいました。それも不思議です。各施設について量も違うはずで、使用量も。そうすることによって価格の変動もあっておかしくはないと思います。それから、どこの給油所から配送しているかということについても、車の経費等も違ってきます。人件費も違ってきます。そういったところを加味したときに、なぜJAそおだけなのか。これはJAそおの利益を補てんしているのといっしょではないですか。そうであれば、この三者でこの赤字についても同じような負担の仕方というのがあってもいいのではないですか、本町だけが負担するんじゃないかと。そういうところまで考えられる1つの要因ではないですか、そういうことをしているのであれば。町長いかがですか。その2点についてもう1回お示しをいただきたい。

○町長（東 靖弘君） JA1社ということで御指摘あったところでございますが、先ほど担当課長のほうから答弁いたしましたように、現時点では以前と違ってJA1社になっておりますので、ただ、今の御指摘を受けてもっともだという点もありますので、今後、民間の業者の方々の見積りも徴収しながら、そして重油の仕入れ等については取り組んでいきたいと考えて、そのように変更をいたします。

当然、取締役が3者でありますから経営が赤字になってきたというときには、その3者が責任を負うということは当然だと思っておりますので、現段階では

そういったところをもうJAについても、あるいはジャパンファームについても取締役あるいは出資者ということで責任あると思っておりますので、そのことについても、また取締役会の中等においては責任ということについての説明をさせていただきたいと思えます。

○議長（宮本昭一君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

ただいま議題となっております議案第27号は、会議規則第39条第1項の規定により、総務厚生常任委員会に付託いたします。

-----○-----

日程第7 議案第28号 令和元年度大崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（宮本昭一君） 日程第7、議案第28号「令和元年度大崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ22万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ19億5,281万2,000円とするものでございます。今回の補正は医療保険のオンライン資格確認等システムの導入に伴う自庁システムの改修に係る負担金を計上するものでございます。

よろしく御審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長が説明いたします。

○保健福祉課長（相星永悟君） 御説明いたします。補正予算書7ページをお開きください。

まず、歳出から御説明いたします。款1総務費、目1一般管理費、節19負担金、補助及び交付金の22万円の増は、医療保険のオンライン資格等システムの導入に伴います自庁システムの改修に係る負担金として計上したものでございます。改修の内容は、個人を識別する2桁の番号の採番と被保険者証への印字、そして国保情報集約システムへ接続するためのものでございます。

以上で歳出の説明を終わりました。次に歳入を御説明いたします。6ページをお開きください。

款8国庫支出金、目4社会保障・税番号システム整備費補助金、節1オンライン資格確認等業務関係補助金22万円の増は、歳出で説明いたしましたシステム改修

に係る補助金でございます。

以上で説明終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（宮本昭一君） これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。

○4番（稲留光晴君） 6ページの説明の欄に国保オンライン資格確認というのがあるんですが、この個人に資格があるのを確認するという意味なんでしょうか。

○保健福祉課長（相星永悟君） お答えいたします。

この資格というのは国保の取得、喪失に関わる資格の情報でございます。

○4番（稲留光晴君） そうしますと、国と国保、個人的にはそういう情報がオンラインで漏れるという懸念がありますよね。そのためのシステム改修ということなんですか。

○町長（東 靖弘君） ただいまの御質問につきましては担当課長答弁とさせていただきます。

○保健福祉課長（相星永悟君） 失礼いたしました。そもそも国保の資格喪失、取得についての情報を生かすことによりまして、今回考えられておりますのが、過誤の請求や保険者の未収金の軽減が大幅に図られる点と、それから高額医療費の限度額認定証の発行の際に有利になる点でございますので、マイナンバーカード、あるいは被保険者証を用いて使うことになるわけですが、この点におきましてはマイナンバーの業務については総務省が所管しておりますので、今のところ情報が外部に漏れるということはないと考えております。

以上でございます。

○4番（稲留光晴君） 最後に聞きます。これはマイナンバーカードを義務付けるというものの先駆付けと考えられないんですか、そこ辺をどうですか。

○保健福祉課長（相星永悟君） お答えいたします。

マイナンバーカードの取得につきましては、あくまでも個人の意思に基づくわけですが、このシステムを導入するということは引いてはマイナンバーカードの取得の普及、これにつながるのではないかと考えております。

以上でございます。

○議長（宮本昭一君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

ただいま議題となっております議案第28号は、会議規則第39条第1項の規定により、総務厚生常任委員会に付託いたします。

-----○-----

日程第8 議案第29号 令和元年度大崎町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（宮本昭一君） 日程第8、議案第29号「令和元年度大崎町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ187万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を18億9,222万7,000円とするものでございます。補正の主なものは、地域密着型介護予防サービス給付費の執行予定額に伴います補正増でございます。

よろしく御審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長が説明いたします。

○保健福祉課長（相星永悟君） 御説明いたします。補正予算書7ページをお開きください。

まず、歳出から御説明いたします。款1総務費、目2一般管理費、節3委託料の3,000円の増は、介護事業所台帳管理システムの保守委託料に対し、10月から来年3月までの半年間の消費税増税分でございます。

款2保険給付費、目3地域密着型介護予防サービス給付費、節19負担金、補助及び交付金の168万円の増は、介護予防小規模多機能型居宅介護のサービスを利用する方が多く見込まれるため計上するものでございます。

款3地域支援事業費、目1包括的支援事業費、節13委託料の14万9,000円の増は、地域包括支援センター運営事業委託料に対し、10月から来年3月までの半年間の消費税増税分でございます。目6認知症総合支援事業費、節11需要費の4万円の増は、認知症に関する医療や介護の専門職によるメンバーで構成されます認知症初期集中支援チームの周知を図るため、案内用パンフレットを作成するものでございます。

以上で歳出の説明を終わりました。次に歳入を御説明いたします。6ページをお開きください。款7繰越金、目1繰越金、節1繰越金187万2,000円の増は、財源調整によるものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御願いたします。

○議長（宮本昭一君） これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

ただいま議題となっております議案第29号は、会議規則第39条第1項の規定により、総務厚生常任委員会に付託いたします。

日程第9 議案第30号 令和元年度大崎町水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（宮本昭一君） 日程第9、議案第30号「令和元年度大崎町水道事業会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。本案は、収益的収入及び支出並びに資本的支出の補正増ですが、収益的収入の予定額を2億2,805万7,000円に、収益的支出の予定額を2億637万3,000円に、資本的支出の予定額を1億5,396万7,000円とするものでございます。

まず、収益的収入の補正内容は、定期異動に伴います児童手当の一般会計からの繰入補助金の増であります。収益的支出及び資本的支出の主な補正内容につきましても、定期異動に伴う給料及び手当等の増であります。

よろしく御審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長が説明いたします。

○水道課長（高田利郎君） それでは御説明いたします。

今回の補正につきましては、7月の定期異動に伴います給料等の補正でございます。1ページをお願いいたします。第2条の収益的収入及び支出の補正でございます。収入の第1款水道事業収益を41万円増額いたしまして2億2,805万7,000円とするものでございます。

次に、支出の第1款水道事業費用を374万7,000円増額いたしまして2億637万3,000円とするものでございます。

2ページをお願いいたします。第3条は資本的支出の補正でございます。支出の第1款資本的支出を13万2,000円増額いたしまして1億5,396万7,000円とするものでございます。

詳細につきましては参考資料で説明いたしますので、10ページをお願いいたします。収益的収入及び支出の説明になりますが、収入の第1款水道事業収益、項1営業外収益41万円の増は、職員の定期異動によります補助金の増でございます。

次に、支出の第1款水道事業費用、項1営業費用374万7,000円の増は、定期異動に伴います給料等の増でございます。

次に、11ページをお願いいたします。資本的支出の説明になりますが、款1資本的支出、項1建設改良費13万2,000円の増は、定期異動に伴います手当等の増でございます。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（宮本昭一君） これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

ただいま議題となっております議案第30号は、会議規則第39条第1項の規定により、文教経済常任委員会に付託いたします。

-----○-----

日程第10 議案第31号 大崎町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（宮本昭一君） 日程第10、議案第31号「大崎町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。本案は令和元年11月5日に施行される住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）の一部改正に関連し、住民基本台帳事務処理要領及び印鑑登録証明事務処理要領の一部が改正されることに伴い、大崎町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正するものでございます。

よろしく御審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長が説明いたします。

○住民環境課長（小野厚生君） それでは御説明いたします。今回の改正の主な対象は女性の活躍の観点から印鑑登録証明証へ旧氏の記載を可能とし、性同一性障害や性的思考等に配慮して男女の別の記載をなくすものでございます。

なお、改正箇所につきましては、新旧対照表にアンダーラインを引いてお示ししてございます。

議案の2枚目をお開きください。はじめに表現の変更についてでございます。新旧対照表の1ページ右側の現行、第2条、印鑑登録の資格の条文2行目の末尾にあります本町のを改正案では、「本町が備える」に、その下の第4条第4項の第2項及び第3項を「前2項」に、3ページをお開きください。中ほどの6条第2項の「前各号」を「前項各号」に改めるものでございます。

次に、旧氏の表記についてであります。1ページにお戻りください。1ページの下でございますが、第5条第2項1項に住民基本台帳法施行令の一部改正に合わせ旧氏を追加し、これ以降にございます改正案の旧氏に関するアンダーライン部分につきましては、括弧書きによる説明を加えて改正するものであります。

次に、住民票に係る表現の変更であります。2ページの第5条第3項の3行目の中ほどの「記録」を「記載」に改め、これ以降にございます同じ表現につきましては同様に改めるものでございます。

次に、3ページの上になりますが、第6条第1項3号の文末と、4ページの第12条の1項1号の3行目の2箇所の「氏名及び通称」を「氏名及び当該通称」へ改めるものでございます。

次に、3ページの改正案の中ほどの第6条第3項に印鑑登録原票の磁気ディスクによる調整と、3ページから4ページの上までになりますが、第12条第1項印鑑登録証明証の中ほどに陰影を磁気ディスクに記録する読み取り装置発行方法等に関する事項を加えるものでございます。

次に、4ページの第12条第1項現行の3号の男女の別を削除し、改正案では号を順次1号ずつ繰り上げるものでございます。

次に、議案の1枚目の2ページにお戻りください。中ほどになりますが、附則といたしまして、この条例につきましては令和元年11月5日から施行するものでございます。

以上で説明終わります。よろしくお願いたします。

○議長（宮本昭一君） これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第31号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。議案第31号「大崎町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第31号「大崎町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正す

る条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第 1 1 議案第 3 2 号 大崎町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（宮本昭一君） 日程第 1 1、議案第 3 2 号「大崎町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。本案は災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律が 8 月 1 日付で施行されたこと等に伴い、大崎町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正するものでございます。

よろしく御審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長が説明いたします。

○保健福祉課長（相星永悟君） それでは御説明いたします。本案は災害弔慰金の支給等に関する法律等が一部改正されたため、関連する大崎町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正するものでございます。法律の主な内容は、災害により死亡した者の遺族に対して支給する災害弔慰金及び災害により被害を受けた世帯の世帯主に対し貸し付ける災害援護支援金等について規定されたものでございます。このうち災害援護資金については、資金の貸し付けを受けた者が生活再建が思うようにいかず、期限内の償還が困難であるなどの状況を踏まえ、償還金の支払猶予、償還免除の対象範囲の拡大について必要な措置を講じることができるよう改正されております。

新旧対照表で御説明いたしますので、議案書の次の新旧対照表をお開きください。条例中第 1 5 条は、災害援護資金の償還等に関する規定でございます。第 3 項でございますが、ポイントとなる点が 3 つほどございます。まず 1 点目が償還金の支払猶予でございます。支払猶予につきましては、現行では災害弔慰金法施行令及び東日本大震災財特法施行令において規定されておりましたが、この改正案では支払猶予制度は貸し付けを受けた者にとって償還する計画を考えるに当たって重要な制度であり、施行令から法律化された点が反映されております。

2 点目が償還免除でございます。現行では貸し付けを受けた者が死亡したとき、または精神もしくは身体に著しい障害を受けたため、災害援護資金を償還することができなくなったと認められたときに免除することができますが、今回の改正案ではこれに加えまして破産手続きの開始の決定、または再生手続き開始の決定を受けたときに免除することができるようになった点が反映されております。

3 点目が報告等でございます。今回の法改正によりまして市町村の調査権限が新

たに規定されました。市町村が償還金の支払猶予や償還免除をするか否かを判断するに当たり、災害援護資金の貸付を受けた者またはその保証人に対して収入や資産の状況について報告を求めることや、官公署に対して必要な文書の閲覧等を求めることができるようになった点を反映しております。

議案書にお戻りいただきたいと思います。附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（宮本昭一君） これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。

○8番（中山美幸君） 今説明ございましたが、1点だけ、償還金の支払猶予について、もう少し詳しく説明をしていただけませんか。これがどういうものなのか。いい方向に改正はされているように感じているんですけども、その辺についてもう1回、猶予について期間があるとかいろんな面があろうかと思いますが、そういった点についてお示しをいただきたいと思います。

○町長（東 靖弘君） ただいまの御質問に対しまして、担当課長のほうで答弁させていただきます。

○保健福祉課長（相星永悟君） お答えいたします。

償還の期間でございますが10年間とされておりまして、うち3年が据え置きの期間となっております。償還金の猶予ということでございますけれども、ここに当たりましては、盗難、疾病、負傷など、思わぬ事態に陥ったときにこの猶予が適用されるというのが今まで施行令であったわけですが、今回、明らかに法律上に記載されたことから、強くこの法律に基づいて運用していくことと思います。

以上でございます。

○8番（中山美幸君） 猶予の期間等の御示しがあるのかどうか、法律上、規定の中にそれが入っているのかどうか。それはその市町村の報告等の義務の中の調査権限の中で示されるのか、その点について再度お示しをください。

○保健福祉課長（相星永悟君） 報告等の中にあります市町村が調査権限を行います規定の中には入っておりません。償還の期間の10年というのは、今回この償還の支払猶予等につきましては、今回法整備されました災害弔慰金の支給に関する法律の中で条文ということで謳われた結果でございます。

○議長（宮本昭一君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第32号は、会議規則第

39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。議案第32号「大崎町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第32号「大崎町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第12 議案第33号 大崎町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（宮本昭一君） 日程第12、議案第33号「大崎町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。本案は介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部が改正されたことに伴い、所得の低い第1号被保険者の保険料について所得の段階別に軽減を実施しておりますが、今年10月から消費税率10%への引き上げに合わせて、これをさらに軽減するため令和元年度及び2年度における保険料を定めるものでございます。

よろしく御審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長が説明いたします。

○保健福祉課長（相星永悟君） 御説明いたします。本案は介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部が改正されたため、第1号被保険者で低所得者の介護保険料軽減強化を図るべく、第1段階から第3段階までの保険料を改正するため、大崎町介護保険条例の一部を改正するものでございます。

段階別に説明申し上げますと、第1段階の保険料率は基準額7万8,000円に対して、現在の0.45を0.375とし、保険料年額3万5,100円を2万9,250円に、第2段階の保険料率は基準額7万8,000円に対しまして、現在の0.75を0.625とし、保険料年額5万8,500円を4万8,750円に、第3段階の保険料率は基準額7万8,000円に対しまして、現在の0.75を0.725とし、保険料年額5万8,500円を5万6,550円とする内容でございます。

新旧対照表で御説明いたしますので、議案書の次の新旧対照表を御覧いただきたいと思っております。介護保険条例第2条第1項及び同条第2項中、アンダーラインでお示ししているとおり、平成30年度から平成32年度までを平成31年度から令和2年度までに改め、新たに同条に第3項及び第4項を加え、同条第2項の保険料を3万5,100円から2万9,250円に改正するものでございます。

また、新たに加えた同条第3項第4項につきましては、同条第2項を準用します関係で、保険料2万9,250円を第3項においては4万8,750円に、第4項におきましては5万6,550円に読み替えるものでございます。

議案書にお戻りいただきまして、附則といたしまして、第1項におきましてはこの条例は公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用するものでございます。第2項におきましては保険料についての経過措置でございます。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（宮本昭一君） これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

ただいま議題となっております議案第33号は、会議規則第39条第1項の規定により、総務厚生常任委員会に付託いたします。

-----○-----

日程第13 議案第34号 消費税及び地方消費税の税率引き上げに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

○議長（宮本昭一君） 日程第13、議案第34号「消費税及び地方消費税の税率引き上げに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。本案は令和元年10月1日から消費税率7.8%と地方消費税率2.2%を含んだ消費税率が10%に引き上げられることに伴い、大崎町農業機械の設置及び管理に関する条例のほか合計12の条例に規定する使用料をそれぞれ改正するものでございます。

なお、この条例は令和元年10月1日から施行するものであります。

よろしく御審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長が説明いたします。

○農林振興課長（中村富士夫君） それでは御説明いたします。農林振興課関係でございますけれども、第1条から第4条に係る部分でございます。新旧対照表で御説明申し上げますので、議案の10ページの次の新旧対照表の1ページをお開きください。アンダーラインの部分が今回の改正箇所となっております。

第1条、大崎町農業機械の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例でございますが、右の欄が現行の料金、左が消費税引き上げに伴い税率を10%にした改正案となっております。1ページはオペレーター付農業機械、2ページの上の表は貸出用農業機械の改正案となっております。

次に、第2条、大崎町農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例でございますが、先ほど同様、右が現行、左が消費税引き上げに伴う改正案となっております。

なお、農村環境改善センターにつきましては野方と菱田にあります施設でございます。

次に、3ページをお願いいたします。第3条、大崎町農業研修館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例でございます。右の欄は現行の料金、左が消費税引き上げに伴う改正案となっております。

4ページをお願いいたします。第4条でございます。大崎町農業構造改善センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例でございますが、同じく右に現行の料金、左が消費税引き上げに伴う改正案となっております。改善センターにつきましては、持留と大丸の施設になります。

以上で、農林振興課関係の説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○耕地課長（福永敏郎君） 次に、耕地課関係でございます。第5条に係るものでございますが、新旧対照表で御説明申し上げますので、新旧対照表の5ページをお願いいたします。改正する部分につきましてはアンダーラインが引いてあるところでございます。

第5条、大崎町野方地区活性化センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例でございますが、右の欄は現行の消費税率8%をもとにした料金となっております。今回の消費税率引き上げに伴い、税率を10%としたものが左の欄の改正案となっております。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○企画調整課長（上橋孝幸君） 企画調整課関係は、第6条から第8条に係る部分でござ

ございます。新旧対照表で御説明いたしますので、6ページをお願いいたします。

第6条、大崎町くにの松原キャンプ場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきましては、アンダーラインの部分が今回の改正箇所になりますが、消費税率の引き上げに伴い、右側の現行の金額を左側の改正案の金額に改正するものでございます。

なお、7ページの第7条、大崎町益丸プールの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例及び8ページの第8条、広域交流活性化センターあすばる大崎の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきましても、第6条と同様の改正内容でございますので、説明を省略させていただきます。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

○社会教育課長（今吉孝志君） 次に、社会教育課関係を御説明いたします。社会教育課に関する部分は、第9条から第12条でございます。新旧対照表で御説明いたしますので、新旧対照表の9ページをお願いいたします。今までの説明と同様、右側が現行の使用料でございまして、左側が改正後の使用料となります。

なお、第9条が大崎町公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例でございまして、9ページに施設の使用料、10ページに設備等使用料を掲載しております。

11ページをお願いいたします。第10条は、大崎町運動公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例でございます。右側が現行の使用料でございまして、左側が消費税率改正に伴う改正案でございます。

12ページをお願いいたします。第11条は、大崎町総合体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例でございます。同様に右側の現行の使用料を消費税率改正に伴いまして左側の改正案に改めるものであります。

14ページをお願いします。このページの最下段の第11項でございますが、冷暖房の使用料につきまして、右側現行の使用料を左側のアンダーラインのとおり使用料に改めるものでございます。

15ページをお願いいたします。第12条は、立小野ふれあい館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例でございます。右側の現行の使用料を消費税率改正に伴いまして、左側の改正案のとおり改めるものでございます。よろしく申し上げます。

○議長（宮本昭一君） これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第34号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。議案第34号「消費税及び地方消費税の税率引き上げに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第34号「消費税及び地方消費税の税率引き上げに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第14 議案第35号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

○議長（宮本昭一君） 日程第14、議案第35号「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。本案は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）の制定に伴い、会計年度任用職員制度を創設する措置が講じられたことから関係条例の規定の整理を行うものでございます。

よろしく御審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長が説明いたします。

○総務課長（佐藤一郎君） 御説明いたします。まず地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が制定されるに至った背景についてでございますが、各地方公共団体においては多様化、高度化する行政ニーズに対応するため、任期の定めのない

常勤職員以外にも事務の種類や性質に応じて臨時職員や非常勤職員といった多様な任用や勤務形態が活用されており、これらの臨時・非常勤職員は現状において地方行政の重要な担い手となってきております。こういった状況を踏まえまして、国において臨時・非常勤職員の適正な任用や勤務条件を確保することなどを目的に法律の改正が行われ、任期の期間を採用日の属する会計年度の末日までの範囲内とする会計年度任用職員という新たな制度が創設されたところでございます。この新たな制度は令和2年4月1日から施行されることとなりますが、これに伴いまして、現在臨時職員として勤務している職員などにつきましては、来年4月以降は従来のような雇用方式が取れないこととなります。このことを受けまして、本町におきましても制度創設の趣旨を踏まえ、関係する条例について整理する必要が生じたことから、議案書1ページの第1条、大崎町職員定数条例から6ページになりますが、第10条、非常勤職員等の報酬及び費用弁償に関する条例までの10本の条例につきまして、その一部を改正するため本条例を制定するものでございます。

最後のこのページ一番下の附則でございますが、本条例は令和2年4月1日から施行することとしております。

なお、7ページ以降が新旧対照表となっております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（宮本昭一君） これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

ただいま議題となっております議案第35号は、会議規則第39条第1項の規定により、総務厚生常任委員会に付託いたします。

-----○-----

日程第15 議案第36号 大崎町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について

○議長（宮本昭一君） 日程第15、議案第36号「大崎町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。本案は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項並びに地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第5項及び204条第3項の規定の基づき、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）の制定に伴い創設された会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を新たに制定するものでございます。

よろしく御審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長が説明いたします。

○総務課長（佐藤一郎君） 御説明いたします。会計年度任用職員という新たな制度が創設された経緯につきましては、先ほどの議案第35号で御説明申し上げたとおりでございますが、この会計年度任用職員の給与や費用弁償につきましては、地方公務員法や地方自治法の規定により、条例で定める必要があることから新たに条例を制定するものでございます。

まず、第1章、総則が第1条から第3条までございますが、フルタイム及びパートタイムの会計年度任用職員の定義や給与についての定めでございます。

第2章、フルタイム会計年度任用職員の給与に関するものが第4条から第16条までで、給料や各種手当などについての定めでございます。

第3章、パートタイム会計年度任用職員の給与に関するものが第17条から第24条までで、日額、時間額、月額報酬や、時間外勤務、休日勤務の報酬、期末手当などについての定めでございます。

第4章、パートタイム会計年度任用職員の費用弁償が第25条と第26条でございますが、通勤や公務のための費用弁償についての定めでございます。

第5章は雑則でございます。

最後に、議案書10ページの一番下にございます附則でございますが、本条例は令和2年4月1日から施行するものとしております。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（宮本昭一君） これより質疑に入ります。

○8番（中山美幸君） 最後のページの9ページ、第26条、実績だけお伺いしておきますが、パートタイム会計年度任用職員の公務のための出張、これが現状どれくらいの数があったのか、もしくはあるのかないのかお示しをいただければいいと思います。

○総務課長（佐藤一郎君） ただいま御質問いただいた件ですが、件数についてはちょっと把握をしておりますが、必要に応じて正規職員と一緒に出張することはありうるものと認識をしております。

以上です。

○8番（中山美幸君） 現状を把握していないということですか。

○総務課長（佐藤一郎君） 申し訳ありません。件数については把握しておりません。

○8番（中山美幸君） 今後議論されて総務委員会の付託となろうかと思いますが、それまでに調査をお願いしておきます。

○議長（宮本昭一君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

ただいま議題となっております議案第36号は、会議規則第39条第1項の規定により、総務厚生常任委員会に付託いたします。

-----○-----

○議長（宮本昭一君） 以上をもって、本日の日程の全部を終了いたしましたので、本日はこれをもって散会いたします。御苦労さまでした。

-----○-----

散会 午前11時52分

第 2 号

9 月 1 1 日 (水)

令和元年第3回大崎町議会定例会会議録（第2号）

令和元年9月11日
午前10時00分開会
於 会 議 議 場

1. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名（2番，3番）

日程第2 一般質問

（特）日程第3 議案第37号 令和元年度大崎町一般会計補正予算（第4号）

2. 出席議員は次のとおりである。（12名）

1番 平 田 慎 一	7番 吉 原 信 雄
2番 富 重 幸 博	8番 中 山 美 幸
3番 児 玉 孝 徳	9番 上 原 正 一
4番 稲 留 光 晴	10番 小 野 光 夫
5番 神 崎 文 男	11番 諸 木 悦 朗
6番 中 倉 広 文	12番 宮 本 昭 一

3. 欠席議員は次のとおりである。（0名）

4. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町 長 東 靖 弘	農林振興課長 中 村 富士夫
副 町 長 千 歳 史 郎	耕 地 課 長 福 永 敏 郎
教 育 長 藤 井 光 興	建 設 課 長 時 見 和 久
会 計 管 理 者 東 正 隆	農委事務局長 川 畑 定 浩
総 務 課 長 佐 藤 一 郎	水 道 課 長 高 田 利 郎
企 画 調 整 課 長 上 橋 孝 幸	教 委 管 理 課 長 川 添 俊 一 郎
住 民 環 境 課 長 小 野 厚 生	社 会 教 育 課 長 今 吉 孝 志
保 健 福 祉 課 長 相 星 永 悟	税 務 課 長 本 高 秀 俊

5. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

事 務 局 長 下 村 俊 郎
次 長 兼 調 査 係 長 宮 本 修 一
次 長 兼 議 事 係 長 垣 内 吉 郎

庶務係主幹 西 ゆかり

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（宮本昭一君） これより、本日の会を開き、直ちに会議いたします。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（宮本昭一君） 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、2番、富重幸博君、及び3番、児玉孝徳君を指名いたします。

-----○-----

日程第2 一般質問

○議長（宮本昭一君） 日程第2「一般質問」を行います。

一般質問は、通告順により許可いたします。まず、4番、稲留光晴君の質問を許可します。

○4番（稲留光晴君） 皆さん、おはようございます。日本共産党の稲留でございます。通告書3点について、その関連する質問をいたします。

1番目の、地域交通利便性向上策についてであります。高齢者による車を運転中の事故が、テレビやマスコミなどで取り上げられてきております。家族も悲惨な事例を見聞きし、家族の勧めもあり、免許証の返納を考えられております。また、免許証を返したくても、外出にも交通手段がなく、返納を決意できない方もおられます。免許証を持たない方などを含め、以前より行政として、高齢者福祉、住みやすいまちづくり、暮らしやすいまちづくり対策としての外出支援事業が望まれてきております。同僚議員も具体的な策を提案してまいっております。私は、ことし3月議会で、大崎町として一番いい対策を求めました。町長は、本年度中にはいい方向性で進める、と答弁をされました。半年経過しておりますので、その進展状況をお尋ねをして、最初の質問といたします。

○町長（東 靖弘君） 地域交通利便性向上策はどの程度進展しているのかについての御質問でございます。

本町での地域交通利便性を考える上で特に問題となっているものとして、高齢者の交通手段の確保が必要であることは認識しているところでございます。この問題を解決できるように、予約制の乗合タクシー、デマンドタクシーや定期路線タクシー方式、あるいはタクシーチケット方式など、県内外の市町村の取組状況を調べてみたところ、公費負担が大きく、継続的に事業展開していくには、費用対効果や今後の財政状況を念頭に置きながら、持続可能な方法はないか、現在検討しているところであります。

以上でございます。

○4番（稲留光晴君） 今、町長から答弁をしていただきました。費用対効果及び、長く高齢者のために続けるという答弁でありましたけれども、やはり費用対効果をですね私は追求すると、赤字になるから中止になるとかやっぱりそういうことは考えをやめて、やはり予算を組む。1週間に2回、3回とかそういった皆さん方の御意見とかありますでしょうから、その費用対効果にとらわれますと、この施策は長続きしないと私は考えるんですけどですね。

以前にも、大崎町は赤字だから、この事業をやめたというふうに私は聞いているんですけども、やはり長く続けるために、これは社会問題になっていると私は考えているわけですから、やはり公共交通網の利便性、これからますますこういう方が増えられるということであると思います。

それから、先月8月18日、私は上益丸公民館ですら「議会と語る会」が行われました。サロンに参加の女性はですね、免許証を返しても交通手段がないから返納できない、という御意見をいただいたんですね。ですから、やっぱりこういうことも皆さんお考えだと思いますので、やはり費用対効果でなく、最小限度予算を取っていただかなければいけないと思いますが、いかがですか。

○町長（東 靖弘君） 免許証返納者の足の確保とか、あるいは高齢者の方々の足の確保とかいうことが大変必要な時代になってきていることは、もう十分認識していて、先般質問がありましたので、それについて職員といろいろ検討もしてまいりました。

その中で、高齢者の免許証返納対策だけであれば、タクシーのチケット方式でいいんじゃないかとかそういうところもいろいろ議論しながらやってきたんですけども、高齢者全体を対象としてとなってくると、また方法も検討する内容も変わってくるということで、今そんなところを検討しているところでもありますけれども、大崎町の場合に、課題として残っているのが、町外の病院に行かれるときに、どこまでどう対応するのかということが課題になっています。町内だけを限定としていくと、町内のスーパーで買い物をしていただきますよということになってまいります。そしてまた、町内の病院を使っていただきますよと、そういったことも出てまいりますので、やはり、町外のところに通常かかって、医療なんかはかかっていらっしゃる方が多いわけですから、そういったところをどういうふうに対応していくのかということが、今の課題になっているところでもありますので、早急という思いもありますけれども、そういった課題となるものを十分分析して、その上で、本当に喜んでいただけるような施策をとっていくべきじゃないかなととらえているところでございます。

それと、私も高齢者の域に入っておりますので、運転免許証の返納とかそういったことは身近に感じているわけでありませうけれども、自分では正しく運転しているつもりであっても、なかなかそれが、方向指示器のつける距離の問題とか、曲がり方とか、いろんなところがゆがんでいるかもしれないし、間違っているかもしれないという思いもあります。

そういった中で、私たちの免許証更新の法制度を見ると、免許証を更新するときだけが認知症テストとか、あるいは高齢者の運転のテストとかが出てきますけど、やはり、免許証を返納する前に、自分の運転を再度顧みるという形で、途中で何か、安全運転の検査センターでそういう試験とかテストとか試行とか、そういったことができる方法はないのかなということもつくづく考えておりますので、今、合わせて説明をさせていただいたところでございます。

以上です。

○4番（稲留光晴君） 認知症検査前に、自分で運転をされて事故をたびたび起こすとか、自分が不安であれば家族が勧める前に免許証を返納して、大事故を起こす前に返納することが大事ではないでしょうか。人の命を奪うというのは、そういう大事故が起きておりますから、やはり、そこ辺で、今、町長がおっしゃったように、不安があったら、免許証を返しますと、寂しくなるとか、やる気がなくなるとか聞いておりますけれども、今の質問は申しましたように、デマンドタクシー予約タクシーとかですね、そういった地区外、私は、今、町長がおっしゃったように、県外の病院とかにこだわってしまうとですね、際限なく、私は予算が膨らむと思います。ですから、町としてここまでですよ、というような考えで、私はいんじゃないかというふうに思います。

また、免許証返納者に限りませうとおっしゃいましたけど、高齢者も、車の免許証のない方を含めて福祉対策ということでまとめましたけれども、当然、何でも補助をするにはですね所得に応じて、ここまで以上の人はやるよと、そういうふうなことがあると思うんですよね。年金額とか年間の所得額の多い人とかそういう人は外れますとか、そういったことでも考えないとですね一概に交通手段のない高齢者と広く考えすぎると、今、町長がおっしゃったように長続きはしないと、私はそういうふうに思いますので、ちょっとそこ辺も、まだあと半年ございますのでですね検討していただいて。私は町内だけでいいんじゃないかと思ひます、それはですね。もうどこまでも広げるとですね限りがないと思ひます。

引き続き、これも高齢者の方からの要望なんですよね、タクシー代などの割引制度、割引券の発行などもちょっと考えられないのかなという御意見もありました。ですから、それも含めて、やはりみんながみんなタクシーと。町が行う巡回の利便

性向上策というのは切り離して、タクシーということであればですね、その一環として割引券の発行とかというのも必要ではないかというふうに考えておるんですが、いかがですか。

○町長（東 靖弘君） 先ほども説明させていただいたんですけど、いろんな手法で、デマンドタクシーとか、今まで走らせていた福祉タクシーとかいろんな方法がありますので、それらを検討していくということになります。

さっき申し上げたのは、質問が前回の質問で、高齢者の免許証返納についての質問がありましたので、それであればタクシーのチケットでいいのではないのかなということでお答えしたところであります。

ただ、高齢化がどんどん、どんどん進んできていって、やはり身体機能が低下してきていて運転がおぼつかなくなってくるという、これは高齢者は誰しもあることでもありますので、医療の問題、あるいは日常の買い物の問題、そういったところをよく調べながら、調査・分析をして最善の方法が講じられるように努力いたします。

○4番（稲留光晴君） 費用対効果に限らず、予算組みをしていただくということ、まず申し上げたいと思います。

本年度中にいい方向で、町長のほうで進めていくとございましたので、是非とも本年度中に交通網を、完璧でなくても、高齢者の足としてよくなったと思われるようなので私はいいと思います。是非、本年度中に整いますようによろしく願いをいたします。

○町長（東 靖弘君） 本年度中に実現するよという御要望でありました。自分たちもその思いでは進めては来ているところでもありますけれども、高齢者全体のこととなっておりますので、そういったときに全部を調査していくということも必要であったり、現在、来年は介護保険福祉計画とかいうことも策定する中で、状況調査とかそういったこともやっていくこととなりますので、できれば来年度実施できるような方向で動きたいですけれども、各種調査事項とかいろいろありますので、本年度中にこれを完成して、来年度から実施するということが確実に約束できるということにはならないかもしれませんが、ただ、前向きには努力してまいります。

○4番（稲留光晴君） なかなか計画どおりにできないというふうに、私も思います。

それでは、2番目の、保育料無料化の対応についてであります。消費税増税分を、ことし10月より、幼稚園や保育園の利用料の無償化に充てる計画であります。しかし、給食費の、これは食材費、副食費ですが、これは公的給付から外され、実費徴収の対象となります。

利用料無料化は、3歳から5歳児。住民税非課税世帯のゼロ歳から2歳児に限ら

れております。保育料が高い課税世帯のゼロ歳から2歳児が、無償化の対象から外されており、不公平感が出てくるのではと私は考えます。

それでは、課税世帯のゼロ歳から2歳児を除く対象になる幼児数は何人か、お尋ねをいたします。

○町長（東 靖弘君） ただいまの御質問につきましては、担当課長の答弁とさせていただきます。

○保健福祉課長（相星永悟君） お答えいたします。

本町におきます町内外の保育施設に入所している児童は489名おります。そのうち、今回の無償化に該当する児童につきましては、328名でございます。

以上でございます。

○4番（稲留光晴君） 今、課長からお答えありました。引き続き、保護者の負担額は幾らぐらいだと想定されていますか。

○町長（東 靖弘君） ただいまの質問も数字的なことでございますので、担当課長の答弁とさせていただきます。

○保健福祉課長（相星永悟君） 課税世帯が無償化にならないわけですが、そこに属する児童は161名でありまして、10月から移行ですが、半年間でお支払いいただく保育料は1,600万円でございます。

以上でございます。

○4番（稲留光晴君） 今、1,600万円と。私が質問したのはですね課税世帯のゼロ歳から2歳児の世帯を省いて、利用料無料化になる世帯の負担額をお尋ねしたんですが。

○保健福祉課長（相星永悟君） お答えいたします。

10月から3月まで無償化になる児童に係る保育料の合計が、おおよそ2,010万円でございます。

以上でございます。

○4番（稲留光晴君） 了解いたしました。

引き続き、課税世帯のゼロ歳から2歳児は無償化の対象外とされています。この世帯の対策についてです。一番保育料が高いゼロ歳から2歳児は、なぜ対象外となっているんですか。

○保健福祉課長（相星永悟君） お答えいたします。

今回の制度は、国の全国的にわたる制度でございますが、国が示す資料を見たところなんですけど、3歳児から5歳児についての理由は述べられてはいますが、残念ながらゼロ歳から2歳児についてのことが述べられておりませんので、現段階ではわかっておりません。

以上でございます。

○4番（稲留光晴君） 保育料が一番高い課税世帯なんですね。そうであるならば、やはり対象外にすべきではないと思いますが。ちょっと、課長、そこ辺も聞いていただいて、なぜ対象外となっているのか、お願いしたいと思います。

ゼロ歳から2歳児ですね対象となる幼児数は何人か、また、保護者の負担額ほどのくらいを想定しておりますか。

○保健福祉課長（相星永悟君） 無償化にならない児童数、課税世帯でございますが、161人の児童と、係る保育料は1,600万円でございます。

以上です。

○4番（稲留光晴君） 了解いたしました。

来年度、国からの予算配分など、交付金計画はどうなるのかを説明をいただきたいと思います。

○保健福祉課長（相星永悟君） 本年度の10月からの半年分でございますけれども、これは10月から始まります消費増税分が充てられることとなりますけれども、今年度に限りましては、国のほうで臨時交付金を創設し、そちらのほうで対応することになっております。

来年度からにつきましては、従来どおり、国の負担割合が2分の1、県の負担割合、町の負担割合のおおの4分の1でございますけれども、これにつきましては予算の編成上、歳入ということで施設型給付費でお支払いする金額は計上いたしますけれども、あともって普通交付税、地方消費交付税で返ってくるというシステムになっております。

以上です。

○4番（稲留光晴君） 臨時交付金ということでございますが、本年度分、来年度分、そういうことで入ってくると今おっしゃいましたが、金額的にははっきりとしていないんですか、いかがですか。

○保健福祉課長（相星永悟君） 現段階では、申し訳ありませんがわかっておりません。

○4番（稲留光晴君） 今回9月議会の議案で、一般会計補正予算（第3号）は、幼児教育・保育無償化円滑化事業補助金システム改修で77万円、あと需用費、あと残業代を含めて150万円となっております。本町における本年度、来年度の財政と事務負担はどうなるかをお尋ねします。

○保健福祉課長（相星永悟君） 本年度の経費につきましては、今、議員がおっしゃいました補正予算で対応いたしておるところでございます。

事務につきましては、今回限りのことございまして、職員の時間外ということ

でも計上しておりますけども、この無償化にかかわります書類上のやりとりがございます。園から申請していただくもの、あるいは保護者から変更という形で出していただく書類がありますので、そちらの審査に係る分が、ことしに限っては係る負担事務でございます。

令和2年度からにつきましては、年が明けてから1月から、園児の募集が始まりますけれども、これについては通常の業務ですので、来年以降、本町に限っては無償化に係る事務量が増えるということはありません。

それから、財政的なことですが、先ほどと重複しますが、本年度に限っては国の交付金措置のもとですので、負担はかかりませんが、来年度の件につきましても町の負担4分の1は出てまいりますけれども、交付税、地方消費交付税で対応されるということになります。

以上でございます。

○4番（稲留光晴君） 了解でございます。

子育て支援策として、今回は実費徴収分が出てきているわけですね、保育料は無償と、しかし、ゼロ歳から2歳までは両方とも無償化の対象になっていないということでございます。ゼロ歳児から実費徴収分の補助を、私は町が補助をする、出すべきではないだろうかと考えてはいるんですが、ゼロ歳児から5歳児まで実費を払わなければいけない人数といますか、人数は何人いるか、いかがですか。

○保健福祉課長（相星永悟君） 先ほど申しあげました保育料につきましては、3歳から5歳は完全無料でございます。ゼロ歳から2歳児につきましては、課税世帯については保育料は発生する、非課税世帯は免除になりますので、これについては実費という考えは課税世帯でしか当たらないと思っておりますけれども、恐らく給食費ですか、通園、あるいは学校行事、保護者会などは実費になりますので、園のほうに納めていただくことになろうかと思えます。

以上でございます。

○4番（稲留光晴君） 当然実費徴収、給食費の食材費ですよ、法的給付から外される分です。この実費を徴収される世帯のゼロ歳児から5歳児までの人数は把握されていませんか。

○保健福祉課長（相星永悟君） 副食費免除については数字をお持ちしておりますけども、トータルで167名については副食費の免除にはなりません、実費をお支払いいただくことになります。

以上でございます。

○4番（稲留光晴君） 実費徴収の出る幼児は167名ということなんですね。やはり国が決めたとは言え、保育料だけ無償化、でも食材費は払いなさいということで

す。できれば、その辺の実費、今167名分の実費、副食費一人4,500円、本年度、あと6カ月あります。是非、補助をですね考えていただけないだろうかと思ひます。

東串良町はですね、今回の議会で、副食費1人4,500円の本年度分、6カ月分、ゼロ歳から、幼児数251名、677万7,000円補正予算を組んで補助をするということを決めました。ですから、是非、大崎町でもですね補助を出してもらうように検討をしていただければと考えます。いかがですか。

○町長（東 靖弘君） 本町におけるゼロ歳、2歳児に対する無償化は国で示しており、町税非課税世帯のみが対象となっているところであります。

ただいま、副食費の補助のことで、お隣の東串良町が全額補助するということが予算化されているということでありました。今、我々が調べた段階では、現在のところはそういった状況は見られなかったもので、他の市町の状況等も調べながら判断していきたいという考え方で、今、ここに立たせていただいているところでございます。現段階では考えていないということになります。

○4番（稲留光晴君） 考えていないという答弁でございます。

それではですね、次に、最後の、3番目の、会計年度任用職員制度への対応はどうなるかについてでございます。

今国会で議案が上程をされております会計年度任用職員制度は、来年の2020年4月施行となります。非正規職員の待遇改善が図られる面では前進があると考えます。国は、期末手当など単に支給できるとしてあります。この会計年度任用職員についてお尋ねしますが、任期は最長1年、再度の任用は可能、ただし、任用するか否かは、自治体の判断とありますが、こういう制度でいいんですか。

○総務課長（佐藤一郎君） ただいまの御質問ですが、そのとおりだと認識しております。

○4番（稲留光晴君） 任用するかどうかは自治体の判断ということなんですが、この判断は、やはり所属する上司の判断、それから最終的には町長の判断ということで、自治体の判断になっていますけども、そういう流れなんですね。

○総務課長（佐藤一郎君） 今度の会計年度任用職員につきましては、職員扱いとなりますので、毎年度、採用前には採用試験をすることになります。ただ、私どものほうでは、試験の中では筆記試験は、現段階は想定はしておりません。

以上です。

○4番（稲留光晴君） それとですね、採用に当たって、1カ月の条件つき採用期間、再度任用されても、改めて1カ月条件つき採用ということなんですね。ですから、それで理解していいんですか。

○総務課長（佐藤一郎君） ただいまの件ですが、私ども一般常勤職員も、採用後は6カ月間の試用期間がございます。会計年度任用職員につきましては、任用の期間が1年間という短い期間であることから、その試用期間というのが1カ月間というふうに国の中で示されております。

以上です。

○4番（稲留光晴君） 了解いたしました。

それではですね、当然、会計年度任用職員制度はですねフルタイムとパートに分けられているんですね。それで、フルタイムとパートの人数は何人を予定しているか、ちょっと教えていただければいいのですが。

○総務課長（佐藤一郎君） 現段階では、まだ細かい部分は決まっておりますが、我々の試算の中では、現在の臨時職員がパートタイムの臨時職員の範囲に入りますので、同様の雇用の内容になるのではないかとということでいろいろと試算はしているところです。

○4番（稲留光晴君） その人数です。

○総務課長（佐藤一郎君） 一般会計と水道会計を合わせましたところで68名ですが、それ以外にも、中間管理機構とかちょっと外部的な部分もありますので、それは除いた数でいきますと、現在、我々が試算しているのは68名で試算をしております。

○4番（稲留光晴君） フルタイムは何人か、パートは何人かということをお尋ねをしておりますが。

○総務課長（佐藤一郎君） 大崎町では、フルタイムの職員は現在はいないと認識しております。ほとんどが短時間勤務というふうに理解しております。

○4番（稲留光晴君） フルタイムの方はいないんですか。ちょっと、私もはっきりいたしませんか。

○総務課長（佐藤一郎君） 申し訳ございません。私の認識不足でした。水道課に1名、フルタイム職員がいるようでございますが、それ以外はフルタイムはいないというふうに認識しております。

○4番（稲留光晴君） フルタイムとパートのですね勤務時間の違いをちょっと教えてください。

○総務課長（佐藤一郎君） 今回の国が示した基準で行きますと、私ども一般常勤職員と同じ勤務時間、勤務日数の者をフルタイムの会計年度任用職員、それ以外の者は、すべてパートタイムの会計年度任用職員というふうに分かれております。

以上です。

○4番（稲留光晴君） フルタイムは8時半から5時15分まで、やはりパートは正職

の方より30分遅れて出勤とか、そこ辺の時間帯はどうなるんですか。

○総務課長（佐藤一郎君） 基本的な勤務時間自体は8時30分から午後5時15分までで変わりはありませんが、出勤日数が、ほとんどの職員が14日もしくは15日でございます。

以上です。

○4番（稲留光晴君） パートが14日、15日ですね。

それでは、引き続き、フルタイム、パートの手当はどういうものがあるか、休暇についても、その項目は何か、その項目は有給か無給か。フルタイムでの給料及びパートでの報酬額を示してください。

○町長（東 靖弘君） 会計年度任用職員制度については、今議会において関係する条例を上程いたしております。提案理由等で、制度の趣旨等については説明させていただいているところでございますが、各種手当等についてでございますが、フルタイム会計年度任用職員は、給料のほかに通勤手当、時間外勤務手当、特殊勤務手当、休日・宿日直手当、期末手当が支給対象となります。

パートタイム会計年度任用職員は、報酬のほかに期末手当や費用弁償が支給対象となります。

次に、休暇についてでございますが、有給の休暇には、年次休暇と特別休暇がございますが、特別休暇の内容としましては、裁判員等で勤務しないことがやむを得ないときや、災害や交通機関の事故等で出勤することが困難な場合、また、親族が死亡したときなどが対象となります。

無給の休暇は、女性の出産に伴う産前・産後や育児休暇・介護休暇などがございます。

次に、給料及び報酬額でございますが、まず、フルタイムの会計年度任用職員は、給料の支給対象となりますが、一般事務補助職につきましては、行政職給料表1級1号給の14万4,100円の支給を、現時点では予定をしております。

また、パートタイムの会計年度任用職員には、報酬として勤務の対価を支払うこととなりますが、フルタイムの会計年度任用職員への支給額を基礎額とし、それぞれの勤務日数や勤務時間を考慮した額とする予定でございます。

以上です。

○4番（稲留光晴君） 1点だけですね。フルタイムは14万4,000円で、あとパートの報酬額、月のうちの14日から15日ということですけども、報酬額満額、15日仕事をした場合に、報酬額はどうなりますか。

○総務課長（佐藤一郎君） 現時点での試算でございますが、15日勤務した場合のフルタイムの会計年度任用職員の支給額を基準としまして試算いたしましたところ

が、10万2,000円程度を予定しているところでございます。

以上です。

○4番（稲留光晴君） この職員制度の職員ですが、この金額。あと保険関係、雇用保険とかですね社会保険とか入ってもらおうとか、そこ辺をちょっと教えていただきたいと思います。

○総務課長（佐藤一郎君） フルタイムの会計年度任用職員、それからパートタイムの会計年度任用職員は、基本的には社会保険に入っていておりまして、これは現在と変わっておりません。また、雇用保険も現在と同じように継続していただく予定ですが、ただ、フルタイムの会計年度任用職員につきましては、その任用期間が1年を超す場合には、私どもと同じように共済組合の保険に加入することになってまいります。

以上です。

○4番（稲留光晴君） この職員制度について、国からの交付金と町の財政負担関係を説明していただきたいと思います。

○町長（東 靖弘君） 会計年度任用職員制度創設に伴う地方自治体への財政措置については、現時点では何ら示されていないところでございます。

今後、地方交付税に措置される可能性があるのではないかとの情報も一部にはあることから、国の動向を注視している状況でございます。

以上です。

○4番（稲留光晴君） やはり国がやれといっても、ただ支給できるということではならないと思います。

それでは、最後の問題になりますか、正規職員の業務負担が増えるのではないかと危惧するのでありますが、ちょっとこれらの関係部分を少し質問をさせていただきたいと思います。

私は、昨年9月議会で、過去5年間、平成26年度から30年度の正規職員数と非正規職員数がどう変わっているかをお尋ねをいたしました。正規職員数の数は141人から143人でございます、減少はそうないですが。

そこで質問でございます。現在の正規職員数でこれからも問題はないかとのお考えでございますか、町長いかがでしょうか。

○町長（東 靖弘君） 行財政改革によって職員数は年々減少してきている状況でありまして、多いときは200名近く職員もいた時代もございましたが、現在は140名ちょっと超える状況であります。

こういった人数については、事務の繁雑化とかありますので、これは危惧していきたいと思っておりますが、非常に仕事が大変忙しくなっていることもあり

ますが、制度の中で定年退職者の再任用制度というものがありますので、現在、再任用制度で通常勤務をしておられる方、また、これからも勤務される方がおられますので、それと、今後、定年退職に伴う職員の補充とかといったところで現時点での人数をキープできるように、そしてまた、再任用制度等で、人件費には含まれませんけど、若干人数は増えてくるのかもしれませんが。

以上です。

○4番（稲留光晴君） 平成30年度までは、先ほど申しました143人と、これが若干二、三名増えると、減りはしないけど増える方向ということで理解していいんですか。

○町長（東 靖弘君） 確実にそうだということはなかなか難しいんですけども、再任用制度が創設されてから、かなり職員の方々が、現在だと63歳まで勤務されている状況でありますので、そういった対応としては一応人数的には確保できているという状況でございますが、おおむねこういった人数を確保していければなと思っております。

○4番（稲留光晴君） それではですね、今までのこの人数で問題はないという考えであるというふうに理解いたします。

非正規職員数は、やはり、5年間は99人から80人へと減っているわけです。今回の制度改正で本町の財政負担が大きくなり、非正規職員が、今回はパートでいる職員制度、新しい制度になればですね非正規の方が大幅に減らされないか。結局、毎月の手当とか休暇とか給料とか、そういう報酬額が増えてきておりますので、やはりそういったことで、正規職員外の非正規の方が減らされないかと考えます。そうなりますと、正規職員の業務負担が今まで以上に増える部署が出てこないかと思いますが、いかがですか。

○総務課長（佐藤一郎君） 現時点では、まだ採用人数もわかっておりませんのでお答えしづらい部分があるんですけども、退職者数、それから新規採用者数、それから、先ほど町長からありました再任用の部分、そういった人数と、それから庁内で事業をやっております各課において、どういった業務で、どれぐらいの人数が必要であるのかというようなことを勘案しまして、いわゆる会計年度任用職員については人数が決まってくることになろうかと思いますが、現時点では大きな変更はないのかなと感じているところでございます。

○4番（稲留光晴君） 本年度とですね来年度会計年度任用職員制度移行後の人件費額というのは、対比でおわかりですか。ちょっと説明をしていただきたいんですが、やっぱり人数がわからないと計算ができませんか。今の現状の非正規と一緒だとした場合に、計算が出ませんか。

○総務課長（佐藤一郎君）　あまり細かい数字はお答えできないんですけども、今と同等の臨時職員が会計年度任用職員に移行した場合ですが、おおよそ2,100万円ぐらいの財源が必要になってくるのではないだろうか試算はしているところです。

○4番（稲留光晴君）　2,100万円の財源がプラスすると。ここあたりも、国からの交付金とかそういうのがあるというふうに、現実性がありますかね、この辺の負担部分は国が持つと。ちょっとそこ辺をお尋ねしたいんです。

○総務課長（佐藤一郎君）　財源の確保につきましては、先ほど町長から答弁がございましたように、国からは、現時点では何も示されておりません。

私どもが今、持っている直近の情報でいきますと、国が、各都道府県の担当課長向けに行った説明会の中で、地方財政計画等に関する説明もあったようですが、その中でも、今度の会計年度任用職員の導入に係る人件費の部分については特に説明がなく、その中で都道府県の職員のほうから質問があったけれども、その件については現時点では何ともお答えできない、というのが国の回答であったというふうに情報を得ているところです。

○4番（稲留光晴君）　今回の法改正、新制度の趣旨は、非正規公用職員の処遇を見直し、その職にふさわしく改善するとなっております。自治体は、その裏付けとなる予算措置が必要です。時間外も、上司から指示された時間のみで、その時間を超えても仕事が終わらないとき、ただ働きも当たり前になりませんか。また、合わせて、過労死ラインを超えて働くことは絶対あってはならないと思います。

やはり、こういった理由でですね裏付けとなる予算措置がどうしても必要です。このことに対して、町長の見解を、最後にお聞かせをいただきたいと思います。

○町長（東 靖弘君）　現在の非正規職員の皆さん方においては、とても必要な人材であって、その能力を発揮されていると理解もしております、大切な要員だと思っております。

また、ただ働きということがありましたけれども、こういったところは、やはり時間外について、そういった時間外を多くやるような時代でもありませんので、そういったところは十分対策をとりながら、そういうただ働きにならないような配慮はしていきたいと思っております。

○4番（稲留光晴君）　そこ辺はよろしく願いをして、以上で私のすべての質問を終わります。

○議長（宮本昭一君）　次に、2番、富重幸博君の質問を許可します。

○2番（富重幸博君）　こんにちは。私は、さきの通告に基づいて、まず、第1番目に、令和元年梅雨期の災害の現状と対策について、続いて、大崎町農業振興地域整

備計画全体見直しについて、最後に、資源ごみ分別収集方法の改善について質問してまいります。

まず、最初でございますが、今年の梅雨は全国及び県内各地同様、我が町においても梅雨末期の6月26日から7月4日にかけて激しさを増し、この九日間だけで総雨量720ミリに達し、24時間雨量は最大で240ミリ、時間雨量で見ても最大42ミリに達し、特に基幹産業である農林水産業に大きな影響を与えました。地球温暖化の問題がいろいろ言われておりますが、これからの気象災害は地球規模で、過去の想定を超え、広範囲に多面的な災害を及ぼしていくことが想定されます。

私としましては、梅雨期の災害の全体像について、現況をしっかりと把握し、原因を突きとめ、次の施策に反映していくことが大事ではないかと思っております。

そこで、本町における梅雨期の降雨災害の現状はどうなっているかについてお尋ねし、1回目の質問といたします。

○町長（東 靖弘君） 本町における梅雨期の降雨災害の現状はどのようになっているかというお尋ねでございます。

梅雨期の降雨災害につきましては、9月5日の行政報告でも説明申し上げましたが、6月末から7月上旬にかけての連続雨量が732ミリに達し、町内の各地において倒木や土砂崩れ等による道路の一時通行止めなどの被害が発生いたしました。幸いにも人的被害はありませんでした。

また、このほかにも、国営かんがい排水事業曾於南部地区施設についても、用水施設管理用道路など5箇所が災害が発生し、各ファームポンドへの送水が遮断されている状況が続いております。

以上でございます。

○2番（富重幸博君） 今回の梅雨末期の集中豪雨による町全体の被害総額は、現時点でどの程度にまで及ぶと想定されているかお示してください。

○町長（東 靖弘君） 8月29日時点での被害情報としましては、道路・河川などの土木関係で26箇所、1億1,620万4,000円、農道・水路、田畑などの農林耕地関係で98箇所、9,437万4,000円をはじめ、総額で2億1,185万円となっております。

以上です。

○2番（富重幸博君） 全体でも相当な箇所が災害を受けたと、被害金額も2億円を超えるという金額でございます。

そのような全体的な復旧工事に関して、その主なものについて、年度内の進捗等について、どのような見通しを持っておられるかお尋ねいたします。

○町長（東 靖弘君） 主な災害についての状況と、年度内に完成するかどうかの有無ということでございましたので、担当課長のほうで答弁させていただきます。

○建設課長（時見和久君） 主な災害につきましては、今後、国の災害査定を受けまして、それが済み次第、発注に入りたいと思います。年度内完成を予定しております。

○耕地課長（福永敏郎君） ただいま建設課からも答弁がございましたけれども、耕地課関係の災害復旧についても、国の災害査定を経た上で年度内完成を見込んでおります。

○農林振興課長（中村富士夫君） 林道関係につきましては、既に専決処分で予算を計上いたしました分ですけれども、すべて工事については終了しております。ただ、1箇所、治山工事ということで、そこについては今年度中に県のほうに査定をしていただいていることなんですけれども、はっきりした、いつまで完成というのはまだはっきりしていません。ただ、早急に、というお願いはしてございます。

○2番（富重幸博君） ただいま、主要3課のほうで年度内完成を目指しているというところで説明をお受けいたしました。

今後の秋雨前線の活動や台風の襲来次第で、主要災害箇所における被災増派のおそれはないか。また、2次災害等に対する現場の対応は万全かお尋ねいたします。

○町長（東 靖弘君） 年度内完成を目指して進めますということでの担当課長の報告でありました。ただいまの御質問が、今後、秋雨前線等が発生をして、予想を超えるような大雨とか、あるいは台風被害で被害地がさらに増幅するんじゃないかというような御質問でございますので、その対策は、ということも含めて担当課長の答弁とさせていただきます。

○建設課長（時見和久君） 今現在、起きました災害につきましても2次災害が起きないような対策を講じておりますので、今後の雨等に対しても万全な体制であります。

○耕地課長（福永敏郎君） 今後の豪雨の発生については、今、現段階では予測不能でございますが、現段階で可能な限り対策をとっております。そのことから、災害現場の増派はないものと思われま。また、2次災害が出ないよう万全の対策をとっていきたくと存じます。

○農林振興課長（中村富士夫君） 今後、台風等大雨が予想される場合の2次災害はということですが、林道関係につきましてもほとんどが崩落というようなことでしたので、一応、2次災害は起きないものということで、もし起きたときには、また、そのとき対応ということになるかと思ひます。

以上でございます。

○2番（富重幸博君） ただいま答弁をいただきましたように、2次災害にはですね万全を期していただくよう要望しておきます。

さて、今回の豪雨災害については、特に中山間地の野方地区での災害が総体的に多かったのではないかと思います。これを、町長としてどのように感じておられるかお尋ねします。

○町長（東 靖弘君） ただいまの御質問でございますが、6月28日から7月4日にかけての集中豪雨で大災害が発生したととらえております。

災害は線状降水帯ということで、鹿屋市、輝北町、それから大崎町の野方地区、曾於市の大隅の坂本地区とか霧島とか、そういった北部のところで線状降水帯が発生して大雨が降って、鹿児島県特有のシラス土壌の法面等が崩壊したということで大災害が発生しているという状況でございます。

本町においても、ご存じのように、野方地区において水田に水を供する隧道が災害を受けているという状況で、いろいろと対応に苦慮している状況でございます。

○2番（富重幸博君） 次にですね、中山間地における災害の特徴について、どのように感じておられるか。この梅雨末期の豪雨災害においては、特に曾於市において、過去に素掘りで開削した隧道、いわゆる明治期から昭和初期にかけて水田開発の一環として取り組まれた素掘り隧道が通水不能に陥ったことにより、施設の経年劣化と相まって、集中豪雨災害による中山間地特有の課題として、本年8月8日付の南日本新聞で取り上げられました。

町長としてもこの記事をご覧になられ、また、野方の被災箇所、災害箇所についても、現場視察等をなされたことと思います。我が町も、野方地区を中心に相当規模の中山間地を抱えていることから、今後、起こり得る災害の特徴について、どのように感じておられるかお示してください。

○町長（東 靖弘君） 本町にある隧道の1つに、箆谷集落から水之谷集落に伸びる水之谷隧道がございます。隧道の総延長は約1,700メートルで、ほとんどの箇所ですぐ人が這って入るぐらいの非常に狭小な狭いといいたいまいしょうか、そんな断面で、素掘りの状態でございます。

これは、大正時代の後半に完成したもので、今日まで、本地区の水田用水として利用されております。今回、豪雨の影響により、本隧道内で多くの崩落が発生しており、通水不可能の状態が続いております。

今後においても、温暖化の影響により最大級の豪雨に見舞われた場合、山腹の地すべりや陥没など、類似する施設の災害が発生するものと懸念しております。

○2番（富重幸博君） ただいま答弁をいただいたところでありますが、中山間地は町長のお話にもございましたように、シラス台地特有のもろさから、道路災害、農地

災害、また農業用施設等の災害と隣り合わせになっている面がございます。

近年の少子高齢化の進行により、特に経営規模の小さい水田地帯においては、用水の確保に苦労しながら、旧式の水路を利用し農業経営を続けているものの、後継者の方々等につきましても、県外等に就職されたり、これらの地域において、現在、農業を営んでいる方も年々少なくなり、多分、平均年齢は優に70歳を超えているんじゃないかなど、水利施設の維持管理もままならない状況が続いていると思います。

そこで、次の質問に入ります。

野方地区における隧道式水路の崩落災害の現況についてでございますが、ここで曾於市の例を挙げますと、曾於市における素掘り隧道の被災状況は、先ほどの新聞記事によりますと、隧道崩落は17箇所へのぼり、特に旧大隅町で大きな被害が出ているということでございます。

本町におきましても、普通期水稻を営む野方地区にとってもですが、8月は特に穂づくりの重要な時期に当たり、十分な水が欠かせないことから、一部被災地においては、曾於市の場合ですが、補助率の低い市の土地改良事業で復旧を図ったり、中には公的資金を待たず、住民がみずから隧道に入って土砂を取り除いた地域も複数あるというような記事の内容であります。

そこで、野方地区における素掘り隧道の災害実態の現況と、発生後の取組、地元対策等について、どのように対応してきたかについて説明を求めます。

○町長（東 靖弘君） 水之谷水利組合からの災害発生の一報を受け、水利組合役員と耕地課で現場確認を行っております。隧道の内部に崩落が数箇所確認できました。その後、無人小型四輪車に装着したテレビカメラによる内部の確認作業を、専門業者で行っております。

調査の結果として、崩落が多く、堆積した土砂で無人小型四輪車が進んでいくことが困難で、未調査部分が多く残っております。これらの現状を踏まえ、対策について地元水利組合及び関係機関と数多くの協議を行っております。

また、これまでの経緯、災害の規模などについて、水利組合の臨時総会に耕地課職員が出席し、説明を行っております。

以上でございます。

○2番（富重幸博君） 地元対策について、主幹課で、耕地課のほうでございます、一生懸命取り組んでおられるとのことでございます。

ところで、災害復旧に当たっては、国における補助事業の支援を受けないことには地元負担が大きくなって、結果的には何もできないことになってしまうおそれがございます。地元の関係水利組合等における要望と、どのような状況か説明を求め

ます。

○町長（東 靖弘君） 現在の状況でございますが、今回の梅雨前線豪雨における国の災害復旧については、激甚災害になることが既に決まっておりますが、地元の背景として、受益者負担の問題、地域の農業者の高齢化や後継者不足の不安など、事業実施に地域の合意が得られていない状況が現在のところあります。

先ほどの富重議員の説明の中で、曾於市大隅町で発生した隧道が数多くあるということで、地元で除去したりとかいろんな対策を講じたということがあったんですが、この一報を受けて、7月3日頃発生しておりますので、我々が水利組合代表者から通知を受けたのが7月29日ですから、かなりの日にちが経った後であります。

それで、その現場に耕地課の職員、私、行ったんですが、当初、隧道が1箇所か2箇所ぐらいで中が崩れていたら、あるいは消防車を入れたり、あるいは消防の小型ポンプ車を入れたりして通せるんじゃないかという安易な気持ちで現場に入っていました。そうしたら、もう、とてもじゃないという状況で、大きな山の中の一番下を通っているということで、自動車を入れることも難しい、そしてまた、山が大きくて、ホースを上を上げて田んぼに持っていくというには、県道まで7箇所の隧道があって、非常に高い山が多いということで、横のほうに穴を開けて水を取れるんじゃないか、砂を除去できるんじゃないかと、行くまではそういう話をしていたんですが、なかなか対応できるような状況でなかったという状況でございます。

また、素掘りの隧道で、先ほどお話ししたんですけれども、膝を曲げて入っていく、あるいは這いつくばって入っていくと、這いつくばうまではなかったんですが、入っていくと、出ることが非常に難しい。そしてまた、真ん中辺りが崩れていると、人力でそれを出すということは相当危険であるものですから、カメラでやりましょうということにしたんですけれども、入り口からカメラを入れて、また、出口からカメラを入れて、10メートルから20メートル行ったら、もう既に崩落しているということで、中は相当崩落しているんじゃないかというような状況で、今までにない災害であったことと、曾於市の状況とは若干ケースが違うととらえたところであります。

先ほどあったんですけれども、野方にあります記念碑を見たときに、大正5年11月に起工されておられて、完成したのが大正12年7月ということで、大体7年ぐらいの歳月をかけて、おおむね10箇所の隧道を掘っておられて、100メートルから300メートルの隧道を10箇所、素掘りでやっておられるということがあります。それで、昔の農業耕作から見ると米は非常に大切な食料だったので、水を取るといって隧道を掘っていかれたという先人の努力というものを非常に考え

ました。

また、輝北町の胆道のところから、水を籠谷の第一隧道まで水を引っ張っておられるんですけども、そこまで来るのに12時間ぐらいかかるということで、かなりの苦勞をしながら、水路の清掃とか隧道を掘るということに対して執念深くやっ
てこられた。それを考えると、稲作という中で、米をつくるという中で何とかできないか、災害復旧は、現状は災害を復旧することだけでありますので、それを何とかできないかということで、何回も何回も耕地課の課長ほか職員が足を運んで、皆さん方の意見も確認したところであります。

ところが、富重議員の質問にありますように、高齢化が非常に進んでいることと、後継者がいないということが大きなネックになっていて、まだ、現状ではその段階であるというところでございます。

○2番（富重幸博君） ただいま、地元との取組状況について御答弁いただいたところ
でございます。

この問題については、受益者との間で話し合いが現在も継続中とのことでもありますので、私としても、今、町長のほうからお話ございましたけれども、そのような状況を踏まえながらのこの経緯を見守ってまいりたいと思っております。

次に入ります。素掘り隧道に係る災害復旧工事における地元課題について、若干、今触れていただきましたが、災害復旧に当たっては、国の査定を受けての速やかな工事着手が、翌年度の地元における営農体制の確立にとって不可欠でございます。しかしながら、地元の合意が得られず、事業採択に至らず、農地の耕作放棄地が進むようなことがあると、地域においてはやはり中山間地の周辺部となると、ますます空き地・空き家化が進み、コミュニティの崩壊につながってくるおそれがございます。

このようなことから、地域の景観と産業をしっかりと守っていけるような手だてを講じる必要があると思えます。

そこで、町内中山間地においては、似たような形でこのような素掘り隧道があることと思えますが、これらの地区に共通する課題として、先ほど、町長、若干触れておられますが、課題としてどのように認識しておられるか再度お示してください。

○町長（東 靖弘君） 町内の素掘り隧道のある水田地帯ということでの御質問でございますので、まずは、担当課長の答弁とさせていただきます。

○耕地課長（福永敏郎君） それではお答えいたします。

隧道におきましては、地域の米づくりの用水源として、明治から昭和初期にかけて建設されたもので、今日まで利用されている重要な水路でもあります。しかしながら、担い手の減少などで脆弱した水利組合などで、この素掘り隧道を将来にわた

って引き継いでいけるかどうか、そのことが一番の課題だと思われま

す。

- 2番（富重幸博君） 昔の人は、非常に長い延長の隧道をつくってこられましたけれども、その当時と現況はもう全然違うわけですね。もう、それを管理する方々が極端に少なくなってきております。

そのようなことを踏まえて、素掘り隧道による水田地帯は何箇所、町内にあるのか。ある程度、実態把握しておられることと思いますのでお示してください。

- 町長（東 靖弘君） 箇所につきまして、こちらでは、その他素掘り隧道による水田地帯として、立小野土地改良区、上荒田土地改良区、仮宿水利組合、菱田土地改良区が管理する水田の一部、合わせて4地区あるということでございます。

- 2番（富重幸博君） 4地区あるということでございます。素掘り隧道の崩落災害は、特に九州南部のシラス台地地帯におきましては、地球温暖化による影響で亜熱帯化が進むことにより、今後ますます線状降水帯の発生地域に巻き込まれるおそれがあると思います。これを考えると、このような災害が発生する前に水路施設等の点検を進め、早目に何らかの事業の導入を検討する必要があると思いますが、どのようにお考えかお尋ねします。

- 町長（東 靖弘君） 確かに用水路とか排水路とかそういったものは通常点検をしながら長寿化を図っていくということが、また1つの役割でもありますけれども、正直言って、籠谷から水之谷まで10箇所の隧道があるということ把握しておりませんでした。地元の方々も、「何箇所あつどかい」というようなそんな状況だったんですが、あとで全部、担当課が入って行って、1つ1つ確認して10箇所ということでありました。

そういった情報を把握していなかったということではありますが、ほとんど水利組合で通常作業されておられて、そしてまた、隧道の崩落とかそういった大がかりなものはなかったんだろうとっております。今回、こういった災害が発生して、事後対応策もなんですけど、やはり、そういった災害が発生しそうなところは、特に通常点検をしておく必要があるのかなという課題として残ったところであります。

- 2番（富重幸博君） 大変な箇所が、同時に災害が起きたときには莫大な事業費が必要になってまいります。そのようなことから考えて見ますと、素掘り隧道に係る災害復旧工事の今後の見込みにつきまして、圃場災害に係る地元負担金について、受益者の合意がないと復旧工事に入ることはどんどん難しくなってまいります、これからは年々難しくなってまいります。

担当課としても多くの災害箇所を抱え、大変な状況にあると思いますが、今後の事業化について、どのように考えておられるかお示してください。

○町長（東 靖弘君） 今回、激甚災害でありましたので、通常は95%ぐらいの補助がつくということになります。そうすると、残り5%について、5%のうちの3割が地元負担、7割が自治体負担という形になるという状況で、地元にも説明をしているところでございます。

メーター70万円ぐらいの工事費がかかるということで、6億か7億ぐらいの工事費という形になってまいります。そういう形の災害復旧について、復旧だけはやるべきことかなと思って、お話も地元にもしたところですが、その中で、やっぱり課題は先ほど出たようなそういったところでありまして、現地の面積が14.5ヘクタールであります、その中で水稻をつくっている面積が4.5ヘクタール、10ヘクタールぐらいはほとんど、荒地地もあれば飼料用稲がある、あるいはほかの作物がつけられているという状況で、地権者が54名おられるということで、不在地主も非常に多くなってきているというような状況があります。また、土地の地形が山間の1枚1枚を段々、段々上がって行くような田んぼも相当あるという状況でありまして、非常に難しい状況で災害が発生していると捉えております。

やはり、高齢化とか後継者とか、あるいは今後の農業の見込みとか、そういったところでは非常に課題が大きく、地元の方々も悩んでいるという状況があります。

○2番（富重幸博君） 地元の状況を聞くと、今後の対応は大変だなと認識しております。

今回被害を受けた素掘り隧道を有する水之谷については、現地の状況、受益面積、受益者の状況から判断すると、そのまま復旧というのも非常に大変だし、上流部にボーリングを行い、ため池等の施設を設けることができれば安定的な用水の確保が図れ、今後の維持管理も、隧道より軽減されるのではないかと思います、町として費用対効果の面から検討する考えはないかお尋ねします。

○町長（東 靖弘君） 7月29日に連絡を受けて、すべての隧道を調査しながら、現在、普通水稻が4.5ヘクタール植付けられておりますので、それでちょうど8月の出穂期にも重なっていて、水が一番必要なときに水が来ないという状況がずっと続いていて、稲作農家の方々は、もう断念せんないかな、というような状況でもあったところでございます。

その中で、現地に行ったときに、この隧道を通すということは並大抵のことではないということを経験も考えておられ、我々も簡単にはいかないなという思いの中で、どこか地下水が出るようなところはないですかという話もしました。ところが、水が干上がってしまっているということで、最近は地下水が出る場所もないというお話だったんですが。

そこで、ボーリングをして、そこでパイプラインを引いて水田化するということ

を考えられるんじゃないかというところまでは話をしたんですけど、現段階はそこ
までです。

○2番（富重幸博君） 是非、莫大なお金を投下して、それをまた続いて維持管理でき
ないとなると、また大変なことでもございますので、いろんな角度から御検討いた
だきたいと思います。

現在、中山間地における農業担い手の高齢化が進んでおり、災害復旧工事に対す
る地元負担金についての理解を求めていくことは大変困難になりつつあります。

そこで、こういう激甚災害等の場合には、町負担の嵩上げ等もまた検討いただけ
ればと思います。これを要望申し上げ、次の質問に入りたいと思います。

続きまして、農業振興地域整備計画見直しの現況と、今後の方向についてござ
います。

現在、我が町においては、農業振興地域の整備に関する法律、いわゆる農振法に
基づく整備計画地区の見直し作業が進んでいるところでございます。この法律の大
義は、農地を守ることを主眼にしつつ、経済、社会面の各種条件、及び資源として
の農用地の合理的な利用を考慮しながら、農業地域として守る地域を定めるという
ことではないかと思えます。言いかえれば、農地を守りつつ、住宅・工業用地など
他の用途への活用も考えていくための今回の農新整備計画見直しということになる
かと思えますが、町長として、今回の見直し計画を進めることにしたお考えをお示
してください。

○町長（東 靖弘君） 昭和44年、農業振興地域の整備に関する法律が制定され、平
成27年に、国は基本指針を策定するに当たり、国の目標面積、都道府県の目標面
積設定基準について、都道府県及び市町村の意見を聞く仕組みに変更がされてお
ります。

農業振興地域制度は、農業振興地域の整備に関する法律に基づいて、優良農地の
確保とその有効活用を図るために、農業振興施策を総合的かつ計画的に推進するこ
とを目的としており、県が指定する農業振興地域に基づき、町は農業振興地域整備
計画を策定するものですが、現在の大崎町農業振興地域整備計画は、平成22年3
月に変更策定をしております。今回の見直しは、前回の見直しから約10年が経過
し、国・県の方針変更がなされたことや、社会環境等の変化に伴い計画変更の必要
性が生じたことから、本町の農業の総合的な振興と定住化促進や工業用地など、地
域活性化を図るため全体的に見直しを行うものでございます。

○2番（富重幸博君） 前回の変更の経過も、今お話がございました。

それでは、これまでの農振地域の変更を行って、それがどのような成果に結びつ
いていると評価しておられるかお尋ねします。

○町長（東 靖弘君） これにつきまして、担当課長の答弁とさせていただきます。

○農林振興課長（中村富士夫君） 今、町長のほうから答弁がありましたように、前回の見直しは平成22年3月に実施をしております。

それから、見直しの規模等につきましては、農用地からの除外が37万746平米、編入が7万2,080平米でございました。それがどのような成果に結びついているかということなんですけれども、前回の見直し計画では、除外地区において大型商業施設の計画がございました。結果的には、建設がされていない状況ということでございます。除外理由につきましては、その山林原野かというようなことでございます。

また、それ以外にも、永吉地区の国道220号線沿いと丸尾地区を申請していただきましたけれども、ここにつきましては、集団的につながる優良農地ということで、一応、県との協議で却下されたといういきさつもございます。

編入したところにつきましては、施設園芸等が盛んで、畑地かんがいの水利用が、すべてではないですけれども、一部で今利用されて、農業振興に寄与しているものと思います。

以上でございます。

○2番（富重幸博君） それではですね農業振興地域の見直しの手法について、ちょっとお伺いします。

今回の見直しに当たりましては、近年の人口動態をはじめ、いろいろな指標と、その動向を加味しながら取り組んで来られたことと思いますが、具体的にはどのような条件面を考慮しながら、農振地域見直しの選定に取り組んで来られたかお示しください。

○町長（東 靖弘君） 農業振興地域整備計画はおおむね10年先を見据えて定める計画であります。また、基本的には、農振法による優良農地の確保、有効活用をもとに、地域の社会情勢、動向を考慮しながら進めていく必要があります。

今回の見直し計画につきましては、このようなことを踏まえまして、編入する地区は圃場整備を予定しておりますところ、除外区域につきましては町内全域で原野化、林野化、及び荒廃した圃場や東九州自動車道路の開通やインターチェンジの整備に伴う交流人口の増加等が見込まれること、災害等を見据え、高台の畑地等の宅地化・工業化に向けてでございます。

○2番（富重幸博君） 見直しの手法についてはよくわかりました。

さて、この見直しに関しましては、既にことし8月1日から15日にかけて一般住民の皆さんに対する縦覧期間が終了したところであるとお聞きしております。

そこで、当該期間に何人の方々が縦覧に来られたか、お尋ねします。

○町長（東 靖弘君） ただいまの御質問につきましては、担当課長の答弁とさせていただきます。

○農林振興課長（中村富士夫君） 縦覧期間に何人が来られたかという御質問でございますけれども、来庁者につきましては15名でございます。それから、電話での問い合わせが10名ということでございます。

来庁者の問い合わせにつきましては、農業振興地域整備計画の意味や内容がわからないということで、教えてくれというような内容が多くございました。

それから、その他で、自分の農地が区域内なのか、区域外なのかということでお尋ねになった個別案件もございました。

以上でございます。

○2番（富重幸博君） 農振地域の見直しに関しましては、国・県の示す作業工程のフローチャートがあって、これに沿って、さきの縦覧期間の設定が一定の計画策定のもとに行われたのではないかと思います。ちょっと縦覧者が少なかったのではないかなと思います。

この縦覧に至る見直し過程で、協議自体はどのように進められたのか。役場内の関係課のみの協議であったのか、または住民各位の参加の機会はなかったのか説明を求めます。

○農林振興課長（中村富士夫君） 国・県の示すフローチャートが当然ございますけれども、今回の全体見直しにつきましては、まず、圃場整備予定地区の編入、それから荒廃農地の除外ということで、役場関係による庁内会議を開催しております。平成30年度、平成31年度に一応実施をしているところでございます。

それから、その中で、やはり、町長等の御意見等を踏まえながら、先ほど申しましたように、編入をする工業地域、あるいはインターチェンジができるということで丸尾地区、神領地区、菱田地区の3地区の大きな除外地区を選定した経緯がございます。

それから、住民の方への周知方法といたしましては、地区ごとでの説明会も当然考えられることでしたが、今回につきましては文書での周知ということで実施しております。どちらがいいかということで、いろいろと他の自治体の情報等も聞きながら実施したわけなんですけれども、地区説明会を実施した鹿屋市では来場者がほとんどなかったというような状況もございましたので、大崎町につきましては、今回このような形で実施をしたということになります。

それから、今回、全戸発送ということで、縦覧の手法も1日から15日ということで15日間だったんですけれども、30日というのものもあるんですけれども、大概のところは最近では15日間の縦覧期間ということを踏まえておりますので、うちの

ほうも15日間ということで縦覧期間はさせていただきました。

あと、その中で要望等があれば、当然、県との協議の中に挙げていくということでもさせていただくということでございます。

以上でございます。

○2番（富重幸博君） 今、説明をいただいたところでございますが、計画の初期段階から、一定の住民各層の参加を得ながらの策定手法は考えられなかったのか。このような観点からの検討は行われたかったのかについてお尋ねします。

○町長（東 靖弘君） 計画の段階から、策定の手法についての御質問でございました。

ただいま担当課長が答弁いたしましたように、役場関係による庁内会議を開いてきたこととか、15日間の縦覧期間を設けてきました、また他町の実態を調べてみて、そんなに縦覧者がいなかったということも参考にしたということでもございましたので、これは一応やってしまったことでもありますけれども、ただいま御質問がありましたように、こういった大きな計画を見直しするときには、あるいは地域の有識者の意見といったことは地域の实情に精通している方々の意見とか、そういったことはやるべきことだったのかなと思ったところであります。次回から、そういった見直しをするときにはそういうことも視野に入れながら取り組んでまいりたいと思います。

○2番（富重幸博君） ただいま、私の思ったような形での見直しの手法について、町長からお話いただきまして、納得いたしました。

この農振地域の見直し作業は、おおむね10年に1回の間隔ということでございます。今の時代の変化を考えますと、5年に1回で見直しをかけてもいいんじゃないかなと。というのは、人口の激減を迎えて、私どもは定住化で、鹿屋、志布志で働いても大崎に住むような人たちを受け入れる場所をそんなに持っていない。畑かんの区域の外に外れているところなんかはできるだけ、丸尾とか菱田の地域もそうですが、そういうのに取り組んでいく必要があります。ジャパンアスリートの部分につきましても、飯隈在郷線以南は、是非ですねそういう形で農振から外して、多様な都市と言いますか、住宅とか、その関連の商業の方が進出できるような機会をつくってもらえればなと思っています。丸尾地区とジャパンアスリートのところについては、また十分検討していただきたいと思います。

ちょっとまだ時間がございますので、ここの配分の中で、例えば丸尾地区についてですよ、今度農振除外を見込む部分は、畑かんの区域外からどれくらいの割合だったかというのはいかがでしょうか。

○町長（東 靖弘君） ただいまの御質問につきましては、担当課長のほうで答弁させ

ていただきます。

○農林振興課長（中村富士夫君） 今御質問がございましたように、丸尾地区の畑かん区域につきましては約8.6ヘクタールございます。その中で、今回の見直しの面積は一応4.9ヘクタールということで約57%を、今回、県の協議のほうに上げております。

以上でございます。

○2番（富重幸博君） 次にですね菱田地区についてでございます。飯隈在郷線以南のジャパンアスリート近辺、この地域については、同様にどのような割合でしょうか。お尋ねします。

○農林振興課長（中村富士夫君） 菱田地区につきましては、畑かん区域外が27.8ヘクタールございました。一応この計画で、ジャパンアスリートの関係もございまして、ここについては100%ということで、今回、県の協議のほうに上げるということにさせていただいております。

○2番（富重幸博君） 是非ですねそのような形で取り組んでいただければ、非常に定住促進の援護射撃になるのではないかなと思っております。

それから、ほかの地区につきましてもですね農振地域の整備計画見直しについては、とにかく今からあとも弾力的な運用、10年を5年にしてでもですねそういう将来の宅地化、そして誘致企業を引っ張ってこられるような造成も果たしていく必要があるのではないかなと。人口が半減していく、農業者もどんどん減っていく中で、あくまでも農地として守っていくことは大事でございますが、均衡ある町の発展のためには、担税力のあるそのような農業者を育てたり、また、先ほど言いましたように、町外に仕事があっても大崎町に住むような施策と組み合わせしていく、それをうまく活用していくためには、ある一定のこういう農振の計画につきましても、10年といわず5年に1回の割合でも、必要に応じて是非そういうのも検討いただきたいと、これは要望でございます。

次の質問に入ります。

資源ごみ分別収集方法の改善についてでございます。

最初の質問の趣旨は、資源ごみ分別集合収集所設置の取組についてでございますが、その前段として、これの1つのもとになっているのは不法投棄の問題です。不法投棄の場所等について、どのように把握しておられるかということでございますが、リサイクル率日本一が12年連続ということでございます。

しかしながら、ごみの不法投棄やポイ捨ての問題はなかなか解消できていないのが実態でございます。これらにつきましては、既に同僚議員がたびたび質問してきた経緯がございますので、今回は、通告に示しております資源ごみ分別の集合収集

場所の設置を重点的に質問してまいりたいと思います。

そこで、先ほど申しますように、我が町における不法投棄の場所について、どのように把握しているかお尋ねいたします。

○町長（東 靖弘君） 不法投棄場所の把握状況についての質問でございます。

平成30年度に通報等のあったもので、1箇所には大量の不法投棄のあった場所が4件ありました。うち2件は、衛生自治会の皆様が、不法投棄実態調査の際に撤去まで御協力くださり、1件は土地の所有者が撤去、残りの1件は行政と委託事業者で撤去しております。

また、日常的なポイ捨てが散見されている場所は数箇所あり、連絡を受けた都度、撤去している状況であります。

以上です。

○2番（富重幸博君） 実際はですね、今、4箇所、平成30年度中に把握されて、そういう通報があったりということですが、まだ相当数の箇所が隠れている不法投棄の場所が、私はあるのではないかと思います。そういうのが上がってきていないのもあるんじゃないかと思います。名実ともに日本一のためには、やはり不法投棄とポイ捨てに対しては、ある一定、相当な達成目標で、それを減らしていく必要があると思います。

その一環として、監視カメラの運用と事後の活用方法についてどうなっているかについてお尋ねいたしますが、不法投棄があるということは、まだ、そのデータ以上に私はあると思っておりますので、ポイ捨ての実態についても取り上げられておりますが、なかなか、またか、という形で質問しづらいところではございます。でも、日常、住民の皆さんとのお話の中で頻繁に出てくる要望でありますので、取り上げざるを得ません。

ポイ捨ても、道路側溝とか大きめの排水路や道ばたのヤブの中に放り込まれているとの話を聞き、現地確認をしますと、まさに、もう少しで不法投棄ゾーンになるのではと感じさせられます。まず、ポイ捨てや不法投棄の原因を突きとめ、しっかりとした対応策を講じるべきではないかと思いますが、これはもう事後の策となりますが、本町においては、現在2基の監視カメラを運用しているとのことでございます。運用状況及び活用実績について、説明を求めます。

○町長（東 靖弘君） 現在、町で管理している監視カメラが1台と、そおりサイクルセンターが管理している監視カメラが1台の計2台で運用しております。

活用状況としましては、不法投棄箇所を特定したら不法投棄防止看板を設置し、不法投棄の頻度が多く、場所がある程度特定されている場合に、監視カメラを設置している状況であります。なお、不法投棄看板が必要な箇所がありましたら、担当

課に御連絡くだされば無料で配付もいたしております。

以上です。

○2番（富重幸博君） 2台の監視カメラを運用して、不法投棄の減少と事後指導に活用しているとのことでございます。

不法投棄箇所はカメラがなくなると、現場自体は地理的及び地形的、その他もろもろの条件下で不法投棄が常態化した場所で、カメラが移動すると、程なくしてまたポイ捨てに始まり、不法投棄がまかり通るといふ、いわゆるたちごっこになるのではと、当然懸念されます。町全体の不法投棄を監視することは、限られた職員体制からいっても大変なことです。警察等との協力関係や衛生自治会等との連携強化に努めていただくよう要望申し上げ、本題の資源ごみ等の集合収集場所の設置について質問してまいります。

私は、かねて月1回の集落単位での資源ごみ収集については、町営住宅はマンションなど集合住宅などで、倉庫などの置き場所に苦勞されている方もかなりおられるのではないかと思います。過去の同僚議員の質問でも、正月行事や家庭の都合で指定日に出せなかったときなど、2カ月分となるとかなりの量になったりして大変だと思っております。

そこで、ごみ問題では、本町と課題をともにします志布志市における集合処分場の現在の状況について、市民環境課を訪ね、伺ってまいりました。

志布志市においては、現在、2箇所資源ごみ集合収集を行っております。1箇所は、松山町の道の駅に近い井出間処分場で、毎週水曜日と日曜日に行っております。もう1箇所は、志布志駅近くのアピア駐車場で、毎月第一・第三土曜日で集合収集を行い、時間はいずれも午前7時から午後1時までということになります。アピア駐車場で集合収集は、合併前の平成12年度から始まり、現在20年目ということになります。年間の回収量は、平成30年度の実績によりますと約400トンということですので、単純計算しますと1回当たり約17トンということになります。収集に当たっては、シルバー人材センター、リサイクルセンターの対応をいただいているということですが、大崎町で、なぜ集合収集ができなかったのか、できないのか、やっていないのか、町長の説明を求めます。

○町長（東 靖弘君） なぜ集合収集場所を設置しなかったかの御質問であります。

大崎町では、分別リサイクルの取組を始めた当初から、大崎町衛生自治会において登録制による取組を行ってまいりました。これは、ごみを出される住民の皆さんが各地域のステーションに登録をし、衛生自治会の管理のもと、適正にごみ出しをするということで、本来の目的である埋立処分場の延命化を図るものであります。また、志布志市の集合場所の設置における費用が多額、年額815万円であること

も理由の1つであります。

これまで、集合収集場所を設置しなくても、各衛生自治会の皆様の力で適正なごみ出しができていたことがその理由でもございます。

以上です。

○2番（富重幸博君） ごみの不法投棄やポイ捨てがなかなかなくなる。これは、町外からの方々もいるかと思いますが、やはりその中には幾分、そういう調査をしたわけではございませんので、しかし、そういう集合収集場所を、もし、だいわとか野方のどこか1箇所とかですね、月2回の集合収集場所ができますと、集落での収集を忘れた方は、月に持っていくチャンスが3回持つことになるわけですね。そういうことで、また、大崎地区の方が野方まで持っていけば、まだ増えるわけですが、そのような回数が増える、それが不法投棄やポイ捨てが減っていく、そのことがまた、実質のごみリサイクル率日本一になっていく証しではないかと思いますが、そこらあたり、本当にそのままでいいのか。

廃棄物処理及び清掃に関する法律でいけば、もう区外であろうが集落であろうが、衛生自治会に入っていようがいまいが、実際は町はその責を負うわけです。ごみの収集は大崎町の責任なんです、文書配布も一緒です。実際は、区外は議会だよりとか集落の発送文書は送らないけれども、それも間違っている、全体に送るのが、これはもう公平な町政の当たり前姿です。

このごみの問題、やっぱりそういう不法投棄があっても、それでも日本一とそとに言えるのかどうかとなったときには、やっぱりお金の問題がどうのというところも大事だけど、そのところはどうしても一工夫する必要があると思いますが、どのように考えますか。

○町長（東 靖弘君） ただいま御質問の中で、志布志市がこういうふうにごまかされておられるということで御説明を受けました。

記憶をたどりたどりながらでありますので、これが正確に数字的にぴしゃっと伝わる、間違いもあるかもしれませんが。実は、容器包装リサイクル法が平成12年からスタートいたしております。また、平成10年から空き缶、ビンとかペットボトルとかそういう分別収集も行ってまいりました。私たちの町と志布志市は、いわゆる分別収集を進めながらまちをつくっていくという、住民の協力をいただきながらやっていくという形で、今日まで取り組んできているんですけども、やはり、その中で、志布志市がなぜそこに設置しなければならなかったかということだけを御説明申し上げたいと思います。

志布志市は、私たちの町と違って、町が非常に大きい、そして、町に人口が集積しているということがあります。それと、集合住宅が非常に多いということがあり

まして、区外が多かったということがあります。分別収集をやるときに区外の方々が非常に多くて、その対策として、行政主導でそれをやっただと、アピアのところにやっただと。そうしたら、区外だけでなく、一般の人たちも持っていけるんだということになって、大量のものがそこに持っていかれるようになったということがその状況であります。

現在815万円かかっているということでありましたが、スタートはそういうことがあって、それから、同時の担当と志布志市の担当と話をして、志布志市も衛生自治会を設置して、衛生自治会に入って、そこで衛生自治会がステーションを管理するという形でやっていきたいと思いますという方向になっております。ただ、一度設置したものはなかなか撤去することは難しいですので、現在のアピアのところについてはそのまま続けているということでありますので、その当時がそういうことであつたということだけは御理解をしてください。

それと、憲法とか地方自治法とかにおいても、やはり衛生環境をより豊かなものにするとか、高齢者福祉を充実することとか、自治体の責務は非常に多いものがありますので、ただいま、富重議員がおっしゃいましたように、ごみの回収も自治体の大きな責務であると思っておりますが、この制度がスタートする時点、昭和50数年ぐらいに、大崎町衛生自治会がつくられておりますけれども、その中で、衛生自治会に加入して、衛生自治会がごみステーションの管理については取り組んでまいりますよということで相互のそういう協力ができているということで、今日まで進んできているところであります。

不法投棄とか、あるいは大量放棄とかなかなか収まらないというのがあります。どこの自治体においても、ちょっとしたものがポイ捨てがされるという状況がずっと続いておまして、清掃日を設けて、年に2回はどこの自治体もそれを拾っているという状況であります。自分の集落で申しますと、非常に大量に捨てられていたごみも、監視カメラによって、その後捨てられなくなってきたことと、それから、道ばたのポイ捨ての量も、年に2回か3回ぐらい奉仕作業をやっている中で、ごみがどんどんどんどん減ってきたという現状はあるところでございます。しかしながら、なかなか、一方では見えないところで捨てられているという実態はあると思っておりますので、そういったことを理解しながら、これからのごみ政策も進めたいと思っております。

衛生自治会が主体となってやっておりますので、ただいまの御質問等につきましても、もうおっしゃる意味はよくわかりますので、衛生自治会と十分協議をしながら判断してまいりたいと思っております。

○2番（富重幸博君） 是非ですね前向きにそのことは検討していただければ、ごみ処

理については志布志市と大崎町は同じような環境の中で運営してきております。そのような観点からも、やはり同等のそのような取組というか、大崎でも、是非やっていただきたいなと思います。

時間の関係で、割れたビンやガラス類等の収集方法について、同僚議員がさきの議会で質問しておりましたけれども、そのことで了解をいただきまして、自分の意図とするところは、役場と野方支所に一定の容器を置いて、バケツとかいうので持ってきてもらって、割れビンとガラスを捨てるという形はできないかなということでのお話でした。私がせっかくこれをやるからということで、今回取り上げたところでございます。

実際に収集する側も回収する側も怪我をするおそれはございますけれども、そういう形での設置は考えられないかお尋ねします。

○町長（東 靖弘君） 前回質問がありまして、ガラスビンを扱って怪我をしたという状況で、通常、ガラスが割れたときは怪我をしないように気をつけて新聞紙等で包んでくださいねということは、最初の段階等でそういう説明もしてきているところでもあります。できたら、そういった手法を通じていただきたいということがあります。

それと、もう1つは、ガラスの量が非常に少ないということも上げられますが、従来どおりの方法でやっていただけたらという思いがありますけれども、ただいまの御指摘のあった件につきましても、衛生自治会と協議をして判断してまいりたいと思います。よろしく申し上げます。

○2番（富重幸博君） とにかくですね、もう従来のやり方でやれない理由はいっぱい聞いてきているわけですね。

だから、やれる理由も探す、今からはそういう住民の日常生活の要望に寄り添っていくためには、やれる理由をやっぱり一緒に考える、逆に提案する、そういう行政であることもまた大事なことです。

時間の関係で、もう1つですね、要望です。環境パトロール隊の設置というのが、平成22年から4年間、国の緊急雇用対策事業を活用し、不法投棄対策事業を100%の補助で実施したという経過がございます。大分年数が経過してきております。本当にですね、国等の支援策が現在メニューとしてあるのか、ないのか、それも探していただいて、町費を若干は組み入れてでもですね環境パトロールなるものをやっぱり検討していただけないかなと。本当の意味の日本一というのは、やはりそういう不法投棄やポイ捨てが少ない社会、大崎町に研修に来られて表面的に見られるんじゃないなくて、ネット社会では、今からどこまでも、どんな方法でも拡散していきます、負の情報が。そういうのがあったとしても、対応できるしっかりした

パトロールをですね検討していただきますよう要望申し上げ、私の質問を終わります。

○議長（宮本昭一君） ただいま2人の質問が終わりましたので、昼食のため休憩に入りたいと思います。午後は13時から再開をいたします。よろしく申し上げます。

-----○-----

休憩 午前11時57分

再開 午後 1時00分

-----○-----

○議長（宮本昭一君） 休憩前に引き続き、再開いたします。

引き続き一般質問を許可いたします。次に、8番、中山美幸君の質問を許可します。

○8番（中山美幸君） 私は、さきに通告してきておきました住民自治組織、すなわち自治公民館等の活性化、中学校の部活運動状況についての2件を質問いたします。なお、2件目の、部活の運動状況については、主に教育長の答弁を求めますが、通告書に記載しておきましたように、町長にも答弁をいただかなくてはならない部分もあることを、事前に申し上げておきます。

まず、1件目の、住民自治組織、自治公民館の活性化について質問いたします。

本町は、各集落ごとに140あまりの自治公民館が組織されておりますが、近年、組織率の低下など対策について、何回となく同僚議員も質問しております。そこで、行政として、自治公民館組織をどのようにとらえ、どのような活性化策を実行してきたかを問い、1回目の質問といたします。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

自治公民館の役割についてという設定の中でございます。御質問の自治公民館の役割につきましても、その地域に住む人たちが気軽に付き合い、お互いに助け合い、協力し合って、自分たちの住む地域を、明るく住みよい安心・安全な地域にしようとする自主的な運営を行っていくことであると思っております。

ただいまのお話の中で、行政がどのようにして集落の活性化に寄与してきたかということでもありますので、その点につきましては、若干答えさせていただきますと、やはり集落の自治公民館には自治公民館長さんが立って、役員がいるわけでありまして、行政としては各自治公民館と行政との果たす役割ということで委嘱状を交付しながら、様々な事業等について、また町からの集落への連絡文書、それを通して、また連絡をいただいたりとか、あるいは集落役員が行って実情を説明してきたりとかそういう形で自治公民館と行政との果たす役割を今日まで担ってきております。

また、自治公民館等の組織の中でも、防災とか、あるいは安全・安心なまちをつくるという観点で様々な事業を展開しながら進めてきていると思っております。

以上です。

○8番（中山美幸君） 町長、私がお伺いしたのはですね、行政として、自治公民館組織の活性化について、どのような施策を打ってきたのか、そういうことをやはり聞いたわけであります。

以前の本年度までの総合計画の中で、総合計画書の6ページの中に、「町民が主役、みんなで進める結いのまち」ということでございます。協働によりまちづくりの推進、それから個性豊かな地域コミュニティの形成、これは重要ですよ、広域連携の推進、こういったもろもろのことが記載してございますが、こういったことを踏まえながら、町長はどういった施策を自治公民館組織に対して打ってきたのか、施策をやってきたのかということが、まず第1回目の私の質問であります。その点について、まずお答えをいただきたいと考えております。

○町長（東 靖弘君） あくまでも集落自治公民館は自主的に運営する主体でありますので、そのことは御理解をいただいているものと思えます。また、我々行政が進める上では人や地域の大切な資源でありますから、そういう方々がやはり行政のまちづくりに参加していただくということがとても重要なことでもあります。

保健福祉とか、あるいは農政とか、あるいは教育とか、そういった部分につきましても総合計画等においてももちろん入れているわけでありまして、そういったことも地域の住民の皆さん方の協力を得て、住民が主役ということにしておりますけれども、住民一人一人がそういったところに参加していただいてまちをつくっていく、そういったことを進めてきておりますので、個々に集落の活性化について、これに、これに、これについてというところについては、今の質問の中で、頑張る応援交付金事業でこういうふうにやってきているということしか思い当たらないところがあったり、あるいは伝統芸能をやるための交付金とかの支援をしたりとか、そういったことで集落の活性化には取り組んできておりますが、全体的には町の総合計画に基づく町政の指針に基づいて、地域住民の皆さん方の協力、参加を得ながら進めてきているということが言えるんじゃないかなと思えます。

○8番（中山美幸君） 自治公民館組織というのは非常に、先ほど町長も申されましたけれども、いろいろな行政とのパイプ役、それから自主的な住民の方々の活動の中心であろうと思えます。

ところが、近年、非常に加入率が低いということで、先般、同僚議員も申しましたが、益丸地区の「議員と語る会」の中でも、これは重要な問題として取り上げられました。様々な観点から質問が出ております。そういったことを考えるとです

ね、やはり住民に直接関係のある行政が何らかの手だてを打つべきかと私は思っているんですね。非常に、いろんな法律を見ても、自治組織ということで強制はできないようになっておりますが、しかし、やはり、強制はできない部分であろうとも、やはり地域住民のことを考えたり、先ほど言われた防災、それから地域の福祉、地域の問題点を、ただ住民が考えて、自主的にやるというんじゃ済まないかなと思うんですけども。

そういったところで2つの助成事業も出されているのはわかっておりますが、その助成事業よりほかに何からの手を打っているのかどうか。住民環境課あたりでもですね一生懸命、移住してこられた方、それから世帯分離をされた方々、そういった方にも話をされていると思うんですよ。思うんですが、それで終わってしまっている。同僚議員も、以前そういったような質問をしておりましたけれども、やはりそこでとまってしまっている。行政としては、そこで、自主的な活動だからということにとまってしまっている、そこを、町長、何とか解決できないかということなんですね。

そこで、私は、ここ10年来の大崎町の世帯数、それから集落の加入世帯、そういったものを若干調べて見ました。そうしたらですね、人口の変動は平成20年に比べ、平成30年度では30%減なんですよ、ところが、世帯数は7%しか減していないということなんです。ということは、町長、その要因は、多分、しっかりと調査しないとわかりませんが、これから見たところでは、高齢化に伴う独り世帯が増加しているということが、その1つの大きな要因じゃないですか。町長、そういったデータを住民環境課では持っているんですね。その何%という表示は、私は全部計算しましたけども、この10年間にそういうことなんですよ。それを捉えたときに、町長の所見をお伺いします。

○町長（東 靖弘君） 人口減少は、私たちの町だけで起きているわけではないです。また、少子化・高齢化が急速に進んでいるのも全国の自治体全く同じことでもあります。

今おっしゃいました世帯の減少とは、あるいは区外世帯の増加とかそういったことに対してどう対処しているかということでもあります。まず、世帯数は増えております。それは、高齢者の単身世帯が増えてきているということが考えられるところでもありますので、世帯は非常に増加傾向であるが人口は減少しているということでもあります。

私も、大崎町の人口の動態を時々見ておりますけれども、平成29年度、平成30年度とかの中でも、転入・転出はあまり変わらないけれども、転入する人口は少なくて転出する人口は多いというような状況が続いておりますので、こういったと

ころから人口減少も進んできている、あるいは出生より死亡が非常に多いので減少が進んでいるということをとらえておりますので、それは御理解をしていただきたいと思えます。

区外対策をどうしようかということは、ここ何十年来の対策で、いつも自治公民館館長研修会等でもそういった話は出ております。私の集落でも、転入された方に集落に入っただけませんかという勧誘も過去にもやってきておりますが、なかなか御同意いただいていないというような状況でありまして、非常に残念に思っております。どうやったら区外世帯を減少させるかということは、本当に大きな課題でありますので、ただ、現段階でいい解決策が見つかっていないという状況で、半面、また、魅力ある集落とか魅力あるまちとかそういったのが欠けているのかもしれないんですけれども、そういった課題があるということは認識をしております。

○8番（中山美幸君） 町長、5年前の先ほどの総合計画、その中でもですね「現状と課題」ということで、「個性豊かな地域コミュニティの形成」というところで、これは課題として上がっているんですよ。それからもう5年経っているんですね、町長。この中でも、問題として、従来のコミュニティ活動を続けることが困難になりつつあると、そして、この活動の維持が深刻な課題となっていますということでもとらえているんですね。とらえていながら何らそういった策を打っていない。これはどういうことなんでしょうか。

だから、冒頭言いましたけれども、これは自主組織ですので行政の立ち入る管轄ではないという認識をまだお持ちですか、町長。

○町長（東 靖弘君） 先ほど言いましたけれども、人は地域の資源ということで、町の発展のためには人がいないと原動力にもならないわけでありまして、地域コミュニティを含めて人の存在は非常に大きなものがあります。

人の感情によるところでありますので、なかなか思ったような集落への加入が進んでいないということは受けとめているところでもあります。地域コミュニティというのは運命共同体ということでもありますので、やはりその中で、そのまちに、その集落に住んできたなら、その自治会に加入して、より豊かな心を持ち、心を育むという形で集落活動に参加していただきたい、これが私の持つ思いでありますけれども。

総合計画にそういううたい方をしているけれども、効果が出ていないんじゃないかという御指摘でありますので、そのことはいくらかは認めますが、実際、転入されてきた方々に対して、窓口において集落に加入してくださいということで進めております。全く集落に入ってきていないというわけではなくて、そのうちの3割とか、以前の答弁の中では3割ぐらいと伝えたような気がするんですが、入っておら

れることもありますので、やはりそういったところを分析しながらしっかりと対応していくということが不可欠だなと思っております。

○8番（中山美幸君） 町長は努力はしているというようなこととお話をされました。ところがですね、町長、先ほど申しました平成20年度から平成30年度までの累計を、私ちょっと計算してみました。そうしたらですね、未加入率が平成20年度、これは21%ですよ、そして、平成30年度、これ32%なんです。これでは、町長が先ほど言われた効果というのがかなり薄いと私は認識せざるを得ないと思います。

ましてや、それを今度はですね加入率で見ますと、平成20年度が79%なんですね、平成30年度は68%なんですよ。非常に加入率が少ない。というのは、やはり、先ほど申しましたように、高齢化であったり、地域のコミュニティの希薄化であったりというようなことも要因となりましようけども、その対策をどういうふうにやっていって、未加入者の方々を自治公民館のコミュニティ組織として入っていただくのか、参画していただくのか、その組織に参画していただくことで、行政の様々な住民の小さな問題までが行政として吸い上げていく1つの遡上といいましょうか、そういったものが私はできあがってきて、すばらしいまちづくりができるんじゃないのかなと考えているんですが、町長いかがですか。

○町長（東 靖弘君） 区外問題が非常に増えてきている、21%、32%とかありましたけれども、なかなか解消できないということが現実の問題でもあります。

1つには、自分の集落をふり返ってみたときに、実際、よそから転入されてきて、例えばごみ出しとかにつきましても、自分の実家ですすからいいとかそんな形で、なかなか協力ができていなかったり。実際、入ってくださいという運動は、勧誘にも行くんだけど、近隣のまちから入ってこられた方々は、自分のまちに入っているからとかいろいろなことがあって実現できないということがありますことと、それから、近年増えてきていることが、やっぱり、議員も高齢化と言われましたけれども、高齢化によって、あるいはその他の集落内、家庭内の事情によって区外になっていくと、離れていくという方は非常に増えてきているということがあります。これが課題かなと思っておりますけれども、ここを何とか、集落の清掃作業とかにも参加していただいて、お互いにコミュニティを醸成しながらということで、今も放送しながらそれに取り組んでおりますけれども、やはり高齢者の単身の身体機能が不自由であったりとかそうしてくるとなかなか活動ができないということがあったりして、区外になってしまっていると。それを解決するに至っていないというのが、自分の集落だけを見たとき、それが現状でありますので、多分、他の農村集落においても、同じような事態が続いている。

御質問のように、それをどうやって解決するかというところはなかなか難しい、そんな状況であります。

○8番（中山美幸君）　そういった自治公民館の組織、それから地域のコミュニティ組織、そういったものはですね東日本大震災のときにも非常に有用だったという評価が出ているんですね。やはり、我々のまちにおいても、そういったことは必要であろうと私は思っています。

本町の条例集をいろいろ調べて見ました。しっかりとそういったものに参加しなさいという拘束は法律上かけられませんが、ほかの自治体ではですねいろんな条例をつくって促進活動をやっております。そしてまた、いろんな組織をつくっております。そういったことをこの5年間、ずっとやっていらっしゃらないんですね。ただ、あるのはですね、大崎町持続可能なまちづくり条例、条例集の中に載っておりますが、これの中の第3条にかすかにそれがあるんですね。でも、これは、町長、よく前段から読んでまいりますと、ごみ処理のこと、リサイクルのことが主であって、そういった住民自治のことに足をつけてないんですね。私はそういうふうに理解しました、第3条。町長、この条例を提案されておりますのでおわかりかと思いますが、第3条にちょっとだけ書いてございます。しかし、これだけではですね、私、不十分だと思っておりますので、ほかの何かの施策を打つべきだろうと考えておりますが、町長、何か思い当たる施策はありますか。

○町長（東 靖弘君）　転入者に対する対策とか講じているけれども、成果が出てこないということはお話いたしました。

持続可能なまちづくり条例ということで、SDGsに絡んで上げておりますけれども、やはり、今の農村集落の現状を見たときに、高齢化が進んできている、集落の担い手が少なくなっているそういった中で、どうやってこのまちを、この村を、この農村地域を将来にわたって持続させていくのかということ、私たちのまちの大きな課題であります。

その中で、農村地帯であれば、農地とか水とかそういった環境を守りながら、いかに持続していくのか、あるいは集落のコミュニティと、人と人とのつながりをいかに持続していくのかこういったことが非常に大切な時代になってきておりますので、条例そのものはそういうふうにつくっておりますが、人の心というところでなかなか一緒になって活動しましょうとか働きかけても、なかなか応じてもらえないというところもありますので、これは何らかの、もうちょっと、面白い、楽しいというようなことがそれぞれ、集落とか自治公民館等で企画されてくるとまた違うのかもしれないので、そういったところについてはいろいろと調べながら、担当のほうといろいろ全国の事例とかも調べていきながら対策を練っていかないといけな

いだろうなと思います。非常に超高齢化社会に入ってきたときに、まちの持続性を非常に考えていかないとならない課題が多くなってきております。

○8番（中山美幸君） 私もそれは同感なんですよ、町長。だから、大崎町を持続可能なまち、ずっと自治組織が運営されるようなまちづくりをしたいと思って、このことを質問しております。そのことが根底にあるんです。自治公民館、もしくは住民の方々の個々の、そういった協力体制というのは重要なんですよ。

だから、今、町長が言われましたけど、面白いことを企画する自治公民館があれば参加されるんじゃないんですか、じゃなくて、面白いことを企画できるようなそういった人材の育成、そういったことも必要じゃないんですか。そこに気づいていらっしゃるんだったら、そういう人材の育成ということも考えられますでしょうし、それから、地域に6地区でしょうか、今、公民分館がありますが、その公民分館の方々と協議をしながら、例えばですね公民分館を地域協議会みたいな形でとらえていていただいて、そこに入っている自治公民館の方々と身近なところでの話し合い、そういったものを持っていきながらやっていく方法。ただ自治公民館に任せているだけじゃなくて、そういった地域協議会みたいなものの設立、その中には自治会であったり、老人クラブであったり、民生委員の方々であったり、児童委員であったり、消防団であったり、通り会であったりとか、PTAとかNPOとかそういった方々の参画を求めながら、まとめていってまちづくりをやっていくという方法は考えられませんか、町長。

○町長（東 靖弘君） 広域的にいろんな組織の方々に参加していただくということではありますが、地域を活性化させる中で、現状の中でどうあるべきかと考えたときに、一つ一つの集落が高齢化でなかなか担い手、次の一手が打てないといったときに、やはり広域的にそれを網羅して、ある程度、二、三集落でも1つの校区単位でも、それを超えて組織をつくって行って、その中で多様な人材で活性化について検討しながら寄与していくということは、当然必要な施策だと思っておりますし、今までもこのことについて、地域おこし協力隊とか、あるいは集落支援制度とかいうことも随分考えてきましたけれども、狭い範囲内で、集落で集落の活性化が非常に難しいときに、集落を越えて1つの組織をつくってコミュニティの強化といいましょうか、そういったのをつくっていきながらやっていくということは1つの方策だろうと思っています。

○8番（中山美幸君） 私はですねそういった、仮称ですけども地域協議会、そういったものをつくっていただくといいましょうか、そういった努力をしていながら地域を巻き込んでいって1つのコミュニティをつくりあげていく。そして、地域の協議会にですね地域議会みたいな要素を持たせていくということも私は必要じゃな

いのかなと。そして、その地域で上がりましたいろんな諸問題を行政に上げてきて、地域の活性化に結びつけていくという方法。

それから、集落の統合に近いことを、町長、今、提案されたんですが、各集落といいましょうか、集落の人口、それから高齢化率、それから人口の割合を若干計算して見ました、これは8月末現在の情報といいますか、総人口、それから年齢別の表をいただきましたので、それによって計算したんですが。町長のお住まいの岡別府、高齢化率何%だと思いますか、まず、これは町長の見解で結構です。

○町長（東 靖弘君） 50%はっていないと思っています。

○8番（中山美幸君） ほぼ正解ですね。49%なんです。75歳以上の方々が59%なんです。ということは、将来的には、町長のお住まいの岡別府についても、やはり問題が生じてくるだろうと私は理解します。

私の在住しております中央地区を調べてみました、まず。そうしたらですねほとんど50%。町東だけが27%なんです。やはりよく考えてみると、住宅、若い人たちがお住まいだと。私のおりす西三文字は67%なんです。75歳以上の人が一番多いのが上三文字ということで、74%が75歳以上なんです。

そういったことを考えると、やはり、先ほど若干、町長が触れられましたけども、地域の近隣の集落で大きな塊といいましょうか、そういったものをつくっていく。そして、既存の集落についてはもえ組織みたいな形で活動していただくというような方法も私はあろうかと思うんですが、まず、人口密集地であります中央地区上町、そこら辺を1つのモデルとして実施する考えはございませんか。

○町長（東 靖弘君） 私が思っていたのは、やはり中山間地といいましょうか、そういったところで非常に担い手が少なくなっている中で、高齢者が多い中でそういったところが複数の集落が集まって、集落を統合するわけじゃないですけども、それぞれ集落をまとめて協力し合って活性化できるような体制をつくれたならという思いを持っておりましたので、今、上町の人口密集地域でそういったことがつくれないかというお話だったんですが、そういったことが、自治公民館長さんとの話し合いの中でできるのであればそういうことも検討していく必要があるかなと思います。

もともと集落自体が、三文字にしても上町にしても小さな集落が、自治公民館組織がまとまって大きな形態をなしておりますので、特に上町には若い人たちが集中してきている、子どもたちがたくさんいる。そうすると、東町、町西文化通りとかそういったところが分け隔てなくなっているのではないかなという思いは持っておりますが、しかしながら、それぞれ自治公民館長さんが立っておられますので、これからの方策、進め方が、ちょっとここでこうしたいと言えませんが

も、それをおっしゃったことをヒントにしながら、何か考えてみたい。

ただ、どうしても中山間地の中を何とか組織を講じて、そして、例えばグリーンツーリズムを導入していったりとか、何かそういったことで活力が生まれるような方策ができればと、それは思っているんですけども、なかなか実現に至ってないですが、そういったこともまた職員とも協議してまいりたいと思います。

- 8番（中山美幸君） 町長が今提案されました中山間地についても、私は若干危惧するところがあります。というのは、人口は密集していない割に、地域が広がってしまおうとかなりのコストがかかるんですよ。以前ありました昭和の合併と一緒に。地域だけが広がっちゃって、その人口に対する経費というのはかなりかかってくるだろうと。そうした場合に、行政からの支援がないとうまくいかないということが弊害として、私は出てくるであろうと。だから、私が言ったのは、人口集中地域をまずモデル地区として実験してみて、それでうまくいくようであれば、集落はそのまま結構なんですよ、そういった大きな塊として活動をしていただく、そういうことの中で、先ほど申しましたけれども、人材育成をちゃんとそこは行政のほうでやっていただくということが、私は1つの解決策になるのかなと。

自治公民館に入ってくださいというのは強制することはできないんですよ、法的に。できないので、そういったソフト事業の中で、是非加入して、一緒に活動してくださいねというような方策を打っていくということも、1つの私は手段だろうと思います。その中で、本町は、先ほど申しましたけれども、大崎町持続可能なまちづくり条例等がありますが、私たちの町には自分たちの町の目的を拝したようなそういった条例もございませんよね。そういった中でそういった条例をつくりながら、そういった中に盛り込んでいく、町民の義務としてそういったものを盛り込んでいくというのも、私は1つの方法じゃないのかなと考えているんですが、町長いかがですか。

- 町長（東 靖弘君） 中山間地域のことをちょっとお話したんですけども、やはり数字であらわせれば、本当に高齢者が多いという集落、しかしながら、その人たちの生活の場としてありますので、そこをしっかりとしたものにしていくためには、より広域的な中で、例えば集落支援員とかそういった広域的な中で対応しながら、その人たちの日常生活をフォローしていくという制度とかそういったことを考えられたらなと思って集落支援制度は話をいたしました。

持続可能なまちづくり条例ということで、先ほど説明したようなことでありますけれども、また、それが中身をもうちょっと充実してというような提案でありますので、そこはまた持ち帰って、担当課とも協議してまいりたいと思います。

- 8番（中山美幸君） さらに、そういった活動にはやはり人と物とお金ということに

なつてきます。そうしたときに、先ほど各自治公民館、2つの助成事業があるというところをおっしゃったんですが、まさに2つあるようですね。それは各公民館長さんが申請されているんだろうと思いますが、頑張る地域応援交付金とにぎわい事業補助金等々があるようでありますが。それとほかに、またさらに、これも仮称になるかと思いますが、地域コミュニティ活動交付金みたいなやつを創設されて、大きなグループで活動される場合にはそういったものを、先ほどの助成事業ともダブる可能性もございますけども、そういったものを設立されて地域の活動の活性化を進めていくというのも1つの方法かと私は思っているのですが、いかがお思いですか。

○町長（東 靖弘君） 先般、曾於市のどの集落だったのでしょうか、集落統合をして、複数の集落の中で改めて集落をつくって、そこから複数の人たちでボランティアをやるということが新聞に出ておりました。それぞれの集落の中で大きな輪になったときに、そういうボランティアができるような複数の人の人材育成といいましようか、そういったことが我が町に欲しいし、我が村に欲しいなと思っております。

それまでの間、いろんな話をしながら、それこそ民間主導、地域主導ということでありますので、そういった手法はこれから大いに自分自身も参考にしていきたいなと思っております。そういった輪を大きくしていくときに地域コミュニティ活動支援事業なるものを、ということでありますので、そこらについては、そうしますと答えられませんが、一応これは勉強をさせていただきます。

○8番（中山美幸君） それと、今、町長がボランティアのことについて若干触れられましたので、ボランティアについては、私もよくボランティア活動はいろんなところでやっておりますので、やはりですね現代のボランティアというのは二通りあると思っております、有償性と無償制。町長の考えていらっしゃるボランティアというのは多分無償制ではないかと思っております、大方のボランティアをいった場合には無償制なんですよ。

ところが、やはりですね現代の方々といいましようか、今、ボランティア活動を進めようとしていらっしゃる方々はほとんどが有償性を望んでいらっしゃるということなんです、有償ボランティアというのもあるんですよ。無償ボランティアといったら、一概に無償でやっているというんじゃないです。そこら辺の区別というものですね、その人材育成の中でやるべきではないのかなと。そうすることが、やはりボランティアとして活動される方々のひとつの後押しになるんじゃないかなと思っておりますが、町長。曾於市の例をとられましたけれども、そういったことを進めるのであれば、先ほどから言っていますように、そういった人材の育成という組織といいましようか、そういったことも考えるべきだと思っておりますが、町長、いかがですか。

○町長（東 靖弘君） ほかに、地域住民に奉仕するボランティア団体がありますので、そういった人たちの話の中で、幾分かは有償でないよね、というような話が出ておりますので、有償と無償のボランティアの二通りがあるということは十分理解をいたしております。

先ほどから人材育成をということが議論になっておりますが、地域の中でそれを担う人をどう育てていくのか、あるいはそういった人材をどう発掘していくのかということがまだできていないところでもありますので、集落の高齢化、担い手不足というところから非常に喫緊の課題という形にもなっておりますので、そこらを十分とらえながら人材育成の在り方、あるいは町としてどう介入できるかということについては十分勉強してまいります。

有償、無償、いろいろ御指導をいただいておりますけれど、おっしゃっていることは理解できておりますので、集落の中の人材の発掘とかそういったこともいろいろ相談していきたいと思っています。

○8番（中山美幸君） 是非ですね早急にそういった施策も打っていただきたいなと思っております。

それと、先ほど申しましたそういった活動の交付金、これはやはり財源を伴います。その中で、いろんな省庁との整合性も必要かと思うんですが、いろんな市町村を調べてみますと、目的税の中でコミュニティ税というのをつくっているところもあるようですね。それは、総務省とかいろんなところと協議をしないといけないのかなと思いますけども、うちの税条例の中でそういったものをうたいこんでいってやるということは、町長は区外とおっしゃいますけど、私は集落未加入者と呼んでおりますが、集落未加入者からも一律にお集めいただいて、それをそういったコミュニティの醸成に使っていく、目的ですね、そういった税制の取り扱い、そして加入促進条例みたいなやつ。さっき言いましたけれども、持続可能なじゃなくて、そういった条例の制定というのも、私は、並行して進めることが町の活性化においては地域の住民自治の活性化、自治公民館だけでなく、いろんなボランティア団体そういったものの活性化につながっていくんじゃないかと思うんですが、町長いかがですか。

○町長（東 靖弘君） 税をつくるということは、多分、租税特別措置法とかありますので、総務省あたりとかありますから、そこらは十分検討しなければならないところですが、現段階ではコミュニティ税については、私自身が無知でありますのでお答えはできませんが、そういう考えも持っておりません。

ただ、未加入者からも協力費、あるいはそういったものを集めていくということで、実際そういったことも、集落を営む上、あるいは自治組織を営む上で、いわゆ

る未加入者の方もそこに住んでいらっしゃるので幾分かは負担してくださいとかいったことも、私の集落でもたびたびそういった話が出てまいりますけれども、なかなかそれを納めていただくところについていかないというのが実態でありまして、それを理解してもらおうということは相当努力しないとなかなか難しい面があったり、寄附とかそういったものが非常にシビアになってきているという時代でありますので、そこをどうクリアしていくかということは大きな課題であります。この町に住んでいて、全体的に集落の発展、この町の発展と考えたときに、是非そういった面も考えて協力してくださいというやり方はあるのかなと思っておりますので、いろんな機会にそういった説明もさせていただきます。

○8番（中山美幸君） そういった税条例を設けることによって、例えば同じ集落に入っていないながら、防犯灯等の電気料はその集落が払っているわけですよ、そうしたときに、そういった方々も恩恵を受けていらっしゃるわけですね。そういったことを説明しながら、やはり、それは平等に御負担をいただくというような目的で、こういったコミュニティ税という目的税を設ける、1家庭につき500円ぐらいずつでもいいじゃないですか、800円ぐらいずつでもいいじゃないですか、そういった集めた財源の中でいろんな活動を助成していった地域の活性化につなげていく。そこで金の問題は多少なりとも解決していくという方策を提案したいと思いますが、町長いかがですか。

○町長（東 靖弘君） 全く、今、発言されたことが、私の集落で起きております。総会等でそういう話をしながら、やはり清掃作業は集落加入者でやっていく、そしてまた外灯の点検とかそういったこともやる、側溝の清掃とかもやる、そういったことをやる中で、じゃあその人たちは何もしないでいいの、何も負担しないでいいのということが疑問として起きている。その中で、是非、未加入者であっても清掃作業に参加していただきましょうとかそういう話が出たり、また呼びかけをしたりしておりますので、そういった方々に負担をしてくださいということはなかなか言いづらい面もありますけど、中山議員がおっしゃるような、全く同じようなことが問題としてできている。それを課題としてどうクリアできるかということですが、やはり、そこに住んでいることは、その社会生活上は恩恵を受けているということになりますので、そういったことも是非理解できるような工夫というのが必要だと思えます。

○8番（中山美幸君） 町長、私が言っていることを若干理解されていないようですが。そういった問題があるからですね目的税を設置したらどうなのか、そして、自治公民館加入条例を設置したらどうなのかというような提案を申し上げている。そうすると、その条例自体が基本となります。そうすると、大崎町に住んでいる方々

はおのずとその努力義務がうたわれる、強制ではないですけども努力義務がうたわれる。それを基本とした、少しでもいいですけども、そういった金額の税制度を設けることによって一律に徴収ができる。それを目的として、そういった地域の活動に使っていく、活性化していくということが、私はできるんじゃないだろうかとということでそれを提案しているわけでありまして。町長、いかがですか。

○町長（東 靖弘君） コミュニティ税については、今のところ考えていないという話をさせていただきます。

実際、集落会議は別として、日赤の募金とか、あるいはそのほかにも募金するべきものがある、それぞれ集落で集めてくださいということをやっておりますけれども、なかなか厳しいというのが実情であります。また、お話を伺う中で、100円とか200円とかという単位で非常に感情を悪くしてしまっているということも実際あるわけでありまして、まちづくりの中でそれぞれが少しなりとも負担して、より豊かなまちをつくっていくということは大きな使命でもあるし、いい御意見なんですけれども、このところについては慎重に考えていきたいと思っております。

○8番（中山美幸君） 町長、そういった関係で、先ほど申しました地域協議会みたいなもの、各公民分館等をひっくるめながら、もしくは、先ほど言いました加入条例とかまちづくり条例等にうたいこむまでの間にですね、公民分館だとか、それから各自治公民館あたりでですね行政もその中に加わっていただいて、加入促進のチラシをつくって各家庭にお願いするとか、一番手っ取り早いのはそういう方法もあるかと思うんですよ。そういったところから進めながら、各自治体のといたしましうか、地域コミュニティの活性化ということにつなげていただきたいなと思っております。それが、高齢化が進んできたり、防災の関係で災害が起きた場合の、でない、隣の人は別の集落であるとですね高齢者の方々を支援しようとしてもですねなかなかできない部分も出てくると思います。そういったことを加味しながら十分検討をしていただくように要望申し上げます。

次の問題に入ります。あとは教育長にお願いしたいんですが。

大崎中学校の部活動の活動状況について、現在、教育長が把握されている部分についてお話いただきたいと思っております。

○教育長（藤井光興君） 質問にお答えいたします。

まず、大崎中学校の現在の部活の状況ですが、12の部活がございまして、本年度の加入者数は、生徒300人中237名が加入しております。加入率は79%となっています。これは、平成29年度が84.4%、それから平成30年度が83.1%でありましたので、年々減少していることとなります。

ただ、ことしの場合を見ましても、大崎中の部活だけでなく他地区のとか、ほ

かのクラブ活動に入っている子どもが結構おりますので、それを合わせますと大体加入率は90%を超えるのかなと思っております。

部活につきましては、もうご存じのとおり、学校教育活動の一環ですので、スポーツや芸術文化等に関心・興味のある同校の異年齢の生徒が、自主的・自発的に参加し、その楽しさや喜びを味わい、体力の向上や健康の増進、多様な表現や鑑賞の活動等を通じた芸術文化等の振興を図るとともに、規範意識を高め、社会性や自主性を養うなど、自己肯定感を高める極めて有意義な教育的な役割ととらえております。

以上です。

○8番（中山美幸君） 指導要領の中にもですね、今、教育長がおっしゃったようなことが冒頭書いてございます。学校教育課程の関連の条例の中、保健体育の授業の中にそういったものも記載してございますが。

いろんな場面で中学校の部活動についてお話をお伺いすることがございますが、非常にですね事故が起こりそうな要因というのも多々聞いております。それは、やはり部活動の監督といいますか、指導者をなされる教員の方が、その活動に対してプロではないといいますか、その経験者ではないといった部分もあろうかと思えます。そして、今、文科省のほうでは教員の働き方改革ということで外部指導者の養成というようなことも進めようとしているようではありますが、そういったところで本町の部活の指導者、そういったところで外部からの指導者を要請する場合の対処法、そういったことにどのようなことをなされているのか、まず、それをお伺いします。

○教育長（藤井光興君） 指導者につきましては、教職員の24人が全員、各部の顧問、副顧問のいずれかを担当しております。職員全員で指導に当たっているわけがあります。

外部指導者につきましては、現在、6人の方が指導に当たっていただいております。内訳は、中体連の登録コーチが2人、中体連の登録コーチ以外のボランティアコーチが4人となっております。ボランティアコーチの内訳としましては、町の剣道連盟から派遣された方が1人、教諭経験のある方が3名となっております。

おっしゃったとおり、学校の教員には、各教科の免許状は持っておりますけど、部活の資格というのは持っていらっしゃいません。その担当の先生が、自分で競技経験があればいいんですけど、全国の平均を見ても、高校の先生の約41%、全然競技経験がない方が部活担当をしていらっしゃいますし、中学校の場合は、50%近い方々が体験のない方々が担当して、自分で勉強して指導しているというのが実情であります。

以上です。

○8番（中山美幸君） その中でですね大崎中学校の部活に対する活動の指導方針というのがございまして、その中を見てもみますと、望ましい指導者の姿というのが記載してございますね、7項目あると思うんですが。その7項目をその指導者の方々が把握されていらっしゃるかどうか。教育長の感覚でよろしいですが、本当にその姿、第1番目が学校の部活方針に従って指導することとか、セクハラの問題とか、日頃の指導の仕方とかということがうたってありますが、教育長、それはどういうふうに感じていらっしゃいますか。

○教育長（藤井光興君） 部活の方針について、周知なされているかということですが、委員会としましては、職員には職員会議とかそういう設定された会議の中で、また、保護者には部活動説明会等の中で、PTAの機会等を通して周知がなされているととらえております。

おっしゃるとおり、働き方改革の中で、スポーツ庁が昨年出して、ことし3月に、鹿児島県の教育委員会がスポーツ庁やら文化庁の方針をとらえて、部活の方針を定めました。のっとなって、大崎町教育委員会も、3月に大崎町の方針もとらえて、同じように中学校もことし4月にその方針を出したところでありますが、その中に、おっしゃるとおり、望ましい指導者の姿というものが出ております。学校の部活の方針に沿って指導すること、生徒の発達段階や健康状態に応じて無理のない計画を立てて指導すること、安全には十分配慮して指導すること、緊急時の対応に備えておくこと、勝利至上主義に陥ることなく活動機会を平等に与えるなど教育的配慮を持って指導すること、日頃から、保護者と学級担任との連携を図り、相互理解を努めること、それから、体罰・セクハラ等の行為はもちろんのこと、指導中の言動には十分注意すること、この7項目が指導者の姿で挙げてあり、これにつきましては、今言いましたとおり、学校の職員会議とかの中で、校長のほうから担当者には指導してあると思っております。

○8番（中山美幸君） 先ほど冒頭で、学校の部活については、教育活動の一端だということでありました。さらに、これは町長にもお伺いしないといけないんですが、学校設置者としての責任は、町長はどのようなふうと考えていらっしゃいますか。

○町長（東 靖弘君） 思っているような回答はできないかと思いますが。学校を設置しているというのは市町村長でありますので、その中で小中学生が学んで、そして心身ともの健全のための部活をやっていくわけでありますから、その部活の中で、先ほど指導の在り方とかいろいろ出ておりましたけれども、やはり子どもたちが適正に伸びていくような指導の在り方ということが一番望ましいやり方だと思います。

○8番（中山美幸君） 町長、先ほど、教育長が平成30年3月に、スポーツ庁の出した運動部活動の在り方に関する総合的なガイドラインの中に、学校の設置者において実施すべき研修というのがうたいこんであるんですね、これは13項目なんです。もう時間がありませんので、読みませんが。

そういった部類に関する研修会を行政として、町長としてですよ、これはやるべきなんですね。それを実施された経緯がございますか。

○町長（東 靖弘君） 恐らく、町長の通知のもとでそういった通知を大崎町において通知をしているということはないだろうと思います。

○8番（中山美幸君） じゃあ教育長にお伺いしますが、スポーツ庁が出しているガイドラインはお持ちだと思うんですが、見ていらっしゃると思うんですが、そういったことを町長に提案されたり、それから、こういった研修会をしないといけないよというようなことを管理課長と話をされたり、学校の校長と話をされたり、そういったことがございますか。

○教育長（藤井光興君） いえ、やっておりません。

○8番（中山美幸君） やはりですね、先ほどスポーツ庁が出しているということをおっしゃいました。それは、そうしないと生徒に弊害が及びますよというようなことを基本として、文科省だったりスポーツ庁が出していると思うんですね。だから、そういったことも踏まえながらですね、是非、本町でもそれはやっていただきたいなと思います。

そして、最後になりますが、中学校の場合は中体連というのがございますよね、中体連の試合は各部活、大体年2回ほどあろうかと思えますね。そういった場合の送迎についてお伺いします。現状はどういうふうになっているんでしょうか、教育長。

○教育長（藤井光興君） 議員がおっしゃるとおり、部活にかかわる中体連の大会は、6月の地区総体と、それから10月の新人大会の2回がございます。

それから、送迎につきましては、各部とも、交通手段は借上バスを使ったり、それから保護者の送迎を使ったり、あるいは各自でそこまで移動するという3つの方法で各部ともやっておるようですが、ボランティア部は別にしまして、あとについてはそれぞれの場所等、日程等について計画の中で、借上バス、保護者送迎、各自という計画を立てているようであります。

以上です。

○8番（中山美幸君） その中で、今、借上バスの話がございましたけれども、借上バスの費用についてはいかがですか。

○教育長（藤井光興君） 借上バス等の費用につきましては、保護者の負担となってい

ると思います。

○8番（中山美幸君） さらに、町長に今度はお伺いしますが、学校設置者として、その送迎中に大きな事故、人身事故が発生した場合の責任のとり方、町長はどういうふうにお考えですか。

○町長（東 靖弘君） ただいま教育長の答弁でありましたように、例えば自家用車で送迎している、あるいは保護者がバスを借り上げて送迎しているということがありますので、中体連という公的な機関の大会ですから、このところについては、やはり有り様は考えていくべきじゃないかなと思っております。

事故が発生したときというのは、今は保険で対応されておりますけれども、ただ、設置者として、あるいは教育委員会として、それで済むかというところとそうでないような気もしますので、こういったところはほかの自治体の例も参考にしながら考えていく必要があるのではないかなと、今、思いました。

○8番（中山美幸君） 町長は非常に理解されているということで、感心しております。

先般ですね、私も保険の関係で東京のオリンピックセンターで研修会を受けてまいりました、スポーツ関係に関する保険のところを。そうした場合にですね、保護者の方々が中体連だとそういった試合のときに送迎された場合、人身事故があった場合はですね、その運転者が加害者なんですね。そうした場合に、任意保険で対応できるかというところ、ある保険会社の方に言わせると、それは対応できないと。3項目が限定されているようですね、通勤とかレジャーとかそういったものに使うようにということが例規されておまして、その範囲を超える部分については補償の対象にならないということなんです。事例がありまして、死亡事故があって、その運転者の方に請求されたと、何億円かですね。そうすると、人と人との同じ部活の中でそういったコミュニティが崩れてきたり、部活の運営がおかしくなってきたりというような事例も発表されました。

そこで、私は提案なんです、中体連の試合については、県大会に出る場合は若干の管理課からの助成があるようですが、中体連の試合についてはやはり借上バス、そうすることによってバス会社の責任になってくるということですので、是非、そこはですね助成するなり手当をするように予算措置をするなり、10月の予算の査定の中で、次年度のそういった査定に盛り込むということは、町長、お考えできませんか。

○町長（東 靖弘君） 新年度の当初予算でできないかということではありますが、先ほどもお話したんですけれども、やはり中体連の体育大会は、地域の大会、それから大会を勝って県の大会、そしてまた優秀な成績で優勝すると全国の大会とかいろん

な組織につながる場所ではありますが、より身近な中体連の曾於地区の大会とか、そういった中で、保護者が送迎しながらとかそういったことはあまり望ましいことではないのではないかなと思っておりますので、ただいま指摘がありましたことにつきましては、法的なことも含めて、再度勉強した上で、教育長とも話をしながら、良い方向での対策を講じていきたいと思っております。

○8番（中山美幸君） 是非ですねそれはやっていただきたいなど、措置をしていただきたいと思っております。そうでないと、学校設置者として最終的な責任というものも問われてくるだろうと私は思っておりますので、そこは十分注意していただきたいということを申し上げておきます。

そしてまた、教育委員会の管理課部局においてもですね、是非それは予算要求をしていただいて通るように、今、町長も考えるというようなことをおっしゃっているので、是非、それは予算要求していただきたいと思っておりますが、教育長、いかがですか。

○教育長（藤井光興君） その件につきましては、管内の各教育委員会に問い合わせてみました。

今、私が申しましたとおり、近隣市町は、移動手段には保護者が大崎と同じようにやっているという状況でした、1町だけが金を出しているようでもありましたが。そのあたりにつきましては、話がございましたので、確かに、練習試合は別ですけど、中体連の大会についてはどうかできたらなという気持ちはございますが、そのあたりからまた町長とも相談しながら、近隣の市町村の状況等を見ながら検討したいと思っております。

○8番（中山美幸君） 近隣の市町村を見ながら検討していくということですが、じゃあ、事故があった場合に、近隣の市町村が全額補償をしたというようなことがあれば、教育長、補償するんですか。そこまで問います。

○教育長（藤井光興君） はい、努力いたします。

○8番（中山美幸君） 努力じゃなくてですね、事故があった場合に、じゃあ行政としての責任を問われたときに、送り迎えをされていて死亡事故等が発生した場合、障害が残った場合に、そういった補償を、じゃあ行政としてやるというような事前の気持ちがあるんですか。お伺いします。

○教育長（藤井光興君） 設置管理者というか、あれにつきましては町側にありますので、そのあたりは十分考えてやらなきゃいけないだろうなと思ってはいるところですよ。

今回、夏休みからその問題が出てまいりまして、自分たちのほうでも考えながら、学校のほうでも考えながら、保護者にもお知らせを流しながら学校も努力して

おりますが、できるだけ、町長と話し合っ、中山議員がおっしゃるとおり、もしということがありますので、そこはどこの市町村も、ある面では危惧している面であるんです、おっしゃるとおり。確かにそのあたりは、これまでずっとなんですけど、そのような状況が、県内も多分どこもだと思いますけど、あるんだろうなと思っております。中体連の大会については検討しなきゃいけないのかなと、前向きに検討するということになるのかなと思います。

以上です。

○8番（中山美幸君） 町長、是非ですねその件については真剣に考えていただいて、人の命だとかそういったものにかかわってくる設置者の責任ということもあります。もし事故があった場合には大きな補償とかそういったことにもつながってきますので、是非、そこらへんは検討していただきたい。

そして、また、今、教育長がおっしゃいましたけども、学校でもいろんな措置をしているというようなことがあって、校長先生とも話をしながら、学校でも送迎の誓約書を取っているということもお伺いしました。ところが、それは抑止効果であって、実際に法的に民事で請求された場合は効果はゼロです、そういったことがよく出ているんですね、いろんな運動会とか。うちの町民体育祭等の中でも、スポーツ保険の範囲で補償しますとか、みますというような条項が入っているようですが、それも民事で請求された場合は無効だという、この前の研修会の中でちゃんと専門の弁護士からお伺いしております。そういったことを加味すると、町長、是非実施していただきたいと思いますが、最後に町長の力強い、やります、という言葉をお伺いしたいと思いますがいかがですか。

○町長（東 靖弘君） いろいろ御指導いただきありがとうございました。

法的にこのことは知りませんでしたので、いい勉強になったところです。このことについて、教育長とも語ったことがあるんですけども、やはり曾於地域の大会であっても会場が非常に分散していると困るよなというのがあります。部活が相当ありますので、できたらコンパクトにまとめながら会場選定をしていただければ、バスが、二、三台出さなくても1台で済むという場合もあるので、こうやった事業をやるとすれば、そういったところも学校サイドでは考えていくべきじゃないのかなという話もしたところでありました。

諸課題はあるかもしれませんが、やはり青少年の事故というところは防いでいかなければならないし、また、保護者の加重負担というのも防いでいかなければならないという面がありますので、近隣市町を参考にということでもいろいろ言われましたけど、全くそういうことは情報交換をする必要があると思いますけど、前向きにとらえていきたいと思っております。

○8番（中山美幸君） 教育長、そこらはですね、今、町長が言いました問題については、中体連の中で競技日を一緒にするとか、会場を近隣でするとかですねいろんな方策はあろうと思うんですよ。体育館でやれる事業、それから外でやる事業、だから、同日にやっているとバスも回すこともできるだろうし、そういったところは中体連の役員の方々と、今後また、それは教育長の仕事です、話をさせていただいてまとめていただくようにしていただくと、町長もスムーズに、「やります」ということで結論が出るんじゃないかなと、非常に私はそれがうれしいです。そうしないと、子どもたちが心配です。よろしくお願いしますとはいいませんが、検討して、要望に応じてください。終わります。

○議長（宮本昭一君） 次に、7番、吉原信雄君の質問を許可いたします。

○7番（吉原信雄君） 私は、さきの通告に基づき、まず、大崎町土地開発基金有効活用による定住化促進について、続いて、新築住宅に対する浄化槽設置補助金の継続について、庁舎バリアフリー化への対応について、及び高齢者等の自動車の安全運転のための器具等の設置補助金の創設についての4点について質問をさせていただきます。

それでは、まず1番目に、大崎町土地開発基金有効活用による定住化促進について質問をいたします。

我が大崎町の人口は、令和元年7月末現在で1万2,982人です。この時点で、野方地区の人口を見ると2,159名になります。全体に対して約17%になります。世帯数当たり人数は、町全体、野方地区の1.9人とほぼ同じような傾向を見て取られます。私としまして、野方地区に住み、議員活動をさせていただいている関係上、高速自動車道の有効活用の一環として、野方地域の人口増加に何かよい施策はないだろうかと思案しているところであります。

一方、我が近辺の状況を見ますと、町の中のコンビニがなくなり、少子高齢化の影響は確実に受けて、町の姿は変わっていくことに寂しさを感じています。最近の人口動態を見ても、町全体の毎年出生率がおおむね100人程度で衰退しており、少ない年は平成27年の75人の年もあります。毎年出生児が100人あれば、町全体に対する野方地区の比率17%を考慮すれば、約十七、八人ぐらいが野方地区の出生率かなと思われれます。

一方、近年の実績を見ますと、本年から8年前、平成23年に、大崎町は野方小学校の西側にある町有地の分譲を行ったところ、土地の立地条件にも恵まれていたところから、隣接する民有地を含めて、それぞれ購入者が住宅を8件建設し、現在25名の子どもたちが誕生し、一部は地元野方小学校の高学年で学んでおります。このように一定の条件整備を踏まえていけば、立地条件次第ではありますが、人口定

住化に大いに寄与してくれることは明白であります。

そこで、今回の質問の趣旨に入ります。さきに、大きな人口定住貢献できた土地の例を出しましたが、この土地に隣接する北側及び西側におよそ5筆の土地があります。一部古い家屋や1筆は含まれていますが、地権者が隣接地の所有者でもあり、地目は大部分農地用であります。農振地域の除外区域であり、土地利用面から見ても住居専用地域として活用が地域にとって一番の方法であります。私としましても、野方地区の活性化のためにこの土地を大いに活用すべきだと思い、住宅立地の可能性についてきてみると、およそ10件程度は可能であるようです。

そこで、まず、本論に入ります。町長、土地開発基金を利用し、この用地を、大崎町において購入する考えはないかについてお尋ねして、1回目の質問を終わります。

○町長（東 靖弘君） ただいま御提案のありました箇所につきましては数回現地も見せておりますが、形状等一部課題がございますが、分譲に適した立地条件を備えておりますので、分譲地の候補として、財源確保や分譲事業の手法と併せ検討させていただきます。

以上です。

○7番（吉原信雄君） 大変いい、検討させていただきますという言葉でございますので、野方地区活性化のためにも、是非進めていってくださるよう要望しておきます。

それでは、続きまして、2番目の新築住宅に対する浄化槽設置の継続についてを質問いたします。

これまで本町においては、大崎町合併浄化槽補助金制度を活用しながら、制度が始まった平成12年度から平成30年度にかけて2,040基の浄化槽に対する補助を行ってまいりました。おおよそ19年でございますが、これを年平均に直すと約107基に対して補助を行ってきたところになります。

この浄化槽設置補助金は、新たな住宅を建築する人に対し浄化槽設置費を補助するものであり、そのうち町の負担は3分の1を補助するもので、最小の5人槽の場合、補助額は33万2,000円のうち、町費は11万円余りを補助するものであります。

定住化促進について、近隣市町村も大変力を入れている重要な政策分野であります。さきに触れました、新築住宅に対する浄化槽設置補助金については、本町に定住する人にとって大変ありがたいことと思われま。しかしながら、本年度の予算説明の中で、当該補助金については今年いっぱい終了するというような担当課長の説明があったと記憶しておりますが、この点を確認して、最初の質問をしたいと

思います。

○町長（東 靖弘君） 本町における浄化槽設置に対する補助は、大崎町浄化槽設置整備事業補助金交付要綱により、平成12年度から実施しております。国におきましては、単独処理浄化槽が400万基残存しており、合併浄化槽への転換をうながすことが必要なため、浄化槽法が改正され、新築住宅への補助が除外されたところがあります。

大崎町におきましても、国・県、近隣市町の動向も踏まえ、来年度から廃止の方向で考えております。既に、同事業の補助金交付要綱を改正し、公告を行っており、今年度を周知期間として、町のホームページと広報紙により周知しているところであります。

○7番（吉原信雄君） 今、町長が、国といろんなところが廃止ということですが、私はそういうあれではなくて、私の質問の趣旨は、この補助金の仕組みは残してほしい、定住化促進の観点から、是非活用できるような方策はないわけでございます。

そこでですね、1つの提案という意味で、定住住宅取得補助金の中に是非この補助を取り込む形で継続していく方法はないかと思い、中身を述べたいと思います。現行の定住住宅取得補助金については、基本額を1世帯当たり20万円として、各種条件のもと、転入者加算金、子育て加算金、地域活性化加算金を組み合わせて、総額約100万円を上限として補助するものでございます。もとより、定住化促進、近隣自治体を含む各市町村間の知恵比べの時代に入っており、少しでも、他より有利な商品として定住化促進メニュー化を図る必要があると思います。

このようなことから、質問の、住宅に対する浄化槽設置補助金の趣旨に沿って、是非検討を進めていただき、この仕組みを定住住宅取得補助金のメニューに加えてほしいと思いますが、町長の考えをお示してください。なお、この定住住宅取得補助金事業は、いずれにしても補助額の限度額100万円としているため、補助額の100万円とすれば子どもが増えたといえ、現在1人としても、2人世帯と同様の限度額いっぱいの補助金を得ることができますので、このことも考慮して答弁をお願いします。

○町長（東 靖弘君） 御質問にございました定住住宅取得補助金の加算額要件に浄化槽設置を加えてはどうかということですが、現行の浄化槽設置補助が、公共下水道区域外に新築住宅を取得する方にとって大きな支援策であったことは私も認識しております。

御承知のとおり、定住促進は喫緊の課題ですので、御質問の意図を踏まえ、また、公共下水道区域内に住宅を取得する方との公平性も考慮した上で、定住住宅取

得補助事業のメニューの見直しと合わせ、どういう対応が可能か検討してまいります。

○7番（吉原信雄君） 私の言いたいのは、別な方法でもですよやっつけていけるということが出来るんですよ、今、町長が申したように、定住化促進の中に、ちなみに10万円ですけれども、そのことをメニューに加えていただき、先ほども議員さんが4月以降には何とかという答弁がありましたので、その中に入れてもらえればと思いますが、町長、いかがでしょうか。

○町長（東 靖弘君） ただいま、新築住宅に対するそこに中に加えてということで、新築住宅の補助金の要綱等もなかなか条件が数々ありますので、そういったことも含み、検討していくと答えたところでありますので、そこは御理解をいただきたいと思えます。

○7番（吉原信雄君） なるべく入れてもらいたいですね。そうしたら、頑張ってくれと思いますので、次の質問に入ります。

3番目に入ります。庁舎のバリアフリー化への対応について質問いたします。

さきに行われた参議院選挙において、体に重度の障害をお持ちの2人の議員が誕生し、健常者のみを対象とした庁舎等の設備の在り方について大いに一石を投じたことは記憶に新しいこととあります。国会においても必要な改修工事などを行ったことがニュース等で放送があったものですが、本年8月12日の南日本新聞による県内状況として、43市町村のうち、床の段差解消や身体障害者用トイレなどを設置したバリアフリー仕様の議場は鹿児島市、4市町、傍聴者配慮の議場は18市町にとどまっているものでした。この調査ではエレベーターや身障者トイレなどについても調査しており、議場にとどまらず庁舎全体の課題として、記事にありました。この囲み記事の中に、議員なり手を広く求めるためバリアフリー化を優先すべきだとして、議会のバリアフリー化の遅れは障害者に対する視点の欠落と言えるでしょう。それとも、障害者に優しい社会を、高齢者をはじめ、住民の暮らしやすさにつながり、議会の改善に取り組むことにより、よりよい福祉政策が生まれやすくなるというものでした。

先ほど来申しますように、議会議場にとどまらず庁舎及び各公共施設に広く共通する課題として、今後、検討すべきであると私は思いますが、町長としてのお考えをお示してください。

○町長（東 靖弘君） バリアフリー化への対応についてでございます。高齢者や障害者の方々の積極的な社会参加が期待される昨今、不特定多数の人が利用する公共用施設におきましても、高齢者や障害者の方々が円滑に利用できる環境の整備は大変重要な課題であると認識しております。

そういった観点から、本庁舎につきましては、これまで正面玄関に車椅子利用時のスロープ整備や、2階の渡り廊下のゴムマット設置など段差解消を進めてまいりました。その一方で、エレベーターの設置がないことから、3階部分への車椅子での移動ができない状況であります。

また、傍聴席についてもバリアフリーに対応できていないことから、議会の内容がリアルタイムに傍聴できるテレビを1階フロアに設置するなどの対応をとっているところでございます。

さらに、築43年と、施設も老朽化していることから、現在、庁舎整備に係る職員研究会を発足し、庁舎建てかえなどのハード整備をはじめ、現庁舎の現況評価を行いながら、改善すべき課題の洗い出しを行っております。その中で、車椅子の方が正面玄関から各課窓口まで移動した場合、幅員が確保できているか、また、カウンターの高さが適切かなど、各種設備の充実を、関係部署と連携しながら実施可能な部分から進めているところでございます。

しかしながら、新庁舎建設までにはまだ相当の時間を要することから、それまでの間に、車椅子で3階へ移動する事案が発生した場合には、管理課が保有する階段昇降車の利用等も含め、対応可能な方策で対処したいと考えております。

また、本庁舎以外の公共施設につきましても、構造上の制約など課題も多くございますが、施設の状況に応じた創意工夫により可能な範囲で環境整備に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○7番（吉原信雄君） 43年経っているという庁舎ですけれども、なるべくですよ障害者の方も議員に出られるような施設のとり方とか、皆さんが本当に困っている、傍聴に来たくても来れない人がいると思いますよね。そこら辺を含めてですよ、なるべく早い範囲で改善していただきたいと思って、要望しておきます。

それでは、4問目に入ります。

次の質問、4番目ですが、高齢者等の自動車の安全運転のために器具等の設置補助金の創設についてを質問いたします。

我が町における近年の免許証自主返納者の推移を見ると、平成25年から31年までの7年間、合計252名の方々が返納されておられます。年間平均35人の方々が自主返納されていることとなります。しかしながら、自主返納された方々についても、その後の買い物や病院等への通院など大変困られている方々が多いという話を聞いています。

そこで、町長として、免許証自主返納の実態について、どのようにお考えかをお示しく下さい。

○町長（東 靖弘君） 最初の一般質問のときにもお答えしておりますけれども、免許証の自主返納というのは高齢者とか、あるいは高齢障害者とかいう方々が自身に不安な状態にあるときに免許証の自主返納という形になってきている、あるいは、子どもたちが勧めているということで、確かに、その結果、特に中山間地域においては買い物とか医療とかそういったものが非常に不便な状況になってしまうということで、足がなくなるということがありますので、そういうことが返納に対しては大きな課題であるし、生活にしても不安な要素が残ってしまうということだと思います。

○7番（吉原信雄君） そうですね。困っている方は多いんです。

私が、これについて、本町における自主返納者に対して、対象者は75歳以上とし、謝礼を1万円寄附するものでありますが、その後、各種証明代わりに、発行経費として自主負担金1,000円が必要になるというものでございます。自主返納後も公共交通網の不自由な田舎では、何かと不自由になってくることは、今少しでも運転できる間はハンドルを握り続けたいというのは人情から当然のことです。

いわゆる返納したくてもできない、これらの人たち、高齢者のアクセルとブレーキの踏み間違いによる悲惨な事故という当事者になりたくないというのも当然起きる心配での種であります。高齢者による認知機能の衰えや身体能力の衰えから、反射神経の反応に対する不安、また、本年3月から、認知症機能のチェックなどを強化する改正道路交通法が施行されたところであります。

このような中、事故を未然に防ぐ、ペダル見直し板なる新商品が、昨年12月より、自動車用品大手オートバックスから車の急発進を防ぐ装置として発売されました。この機具は、車の停止状態から前後への発進にかかる動作の中、加速10キロ範囲内のアクセルとブレーキを同時に踏んだ場合、ブレーキ操作を優先する機能を持ち、事故を未然の防ぐ装置であります。価格にして、約4万数千円の器具であります。社会的に反響も大きく、東京都においては70歳以上を対象に本年7月頃から、90%補助をするようになったところであります。

年間、全国で6,000件以上の、このようなアクセルとブレーキの踏み間違いによる事故という報道内容からしても、我が町においても、是非取り組んでみたいと、今回の質問の最後に取り上げたところでございます。

未来を担う児童・生徒を含む不特定多数の方々が、加害者側にせよ、被害を受ける側にせよ、こういった悲惨な事故の当事者になることのないよう、せめて、東京都の真似はできませんが、設置費用の半分でも補助できるような制度の創設ができないかと、私としまして思うわけでございます。

そこで、町長、このような設置の実用化と販売状況については見聞きしておられることと思いますが、我が町で補助制度の創設を前向きに検討していただきたいと思いますが、町長のお考えをお示してください。

○町長（東 靖弘君） 高齢者の自動車の安全運転のための器具等に係る設置補助金につきましては、まだ少数ではございますが、東京都をはじめ幾つかの自治体で助成制度を設けているようでございます。

その助成対象となる装置は、アクセルを急激に踏み込んだ場合などにシステムが作動して急加速を防止する、いわゆる誤発進抑制装置と、ブレーキとアクセルが1つになっており、ブレーキは踏む、アクセルは右に傾けるという動作のため、アクセルを踏んでも加速しないという、いわゆるワンペダルの2つの装置が主流となっているようでございます。装着経費は、誤発進抑制装置が4万円前後、ワンペダル方式が20万円前後のようでございます。

また、国の主導のもと、国内の主要自動車メーカーにおいても、既販車の後付けや新車に係る安全運転支援装置を開発中のようですので、国の自動ブレーキ義務化等に係る政策の動向などを見きわめながら、本町においても今後の検討課題としていきたいと考えております。

検討課題ということで答弁をさせていただきました。本当に、全国的に大事故が発生しております。渋谷の事件とか、その後も、坂道を上るときにペダルを踏み込みすぎて事故が発生してきたこととか、高齢者の運転事故については大々的に報道されておりますので、非常にそのことについては十分情報等はとらえているつもりであります。その結果、国においては、これは何とかしないといけないということで、主要メーカーに装置開発とかを働きかけながら進んでいるところでありますので、これだけの問題ですので、国としては、これに対しての助成措置とかそういったことを設けてくるであろうというのは、私たちの読みであります。

現段階は何も示されておられませんけど、これは国としては放置できないだろうと思っておりますので、現在は検討課題とさせていただきますが、そういう状況を見きわめていくことも必要だと思うことと、国も対策を急いでいるんだろうという思いの中で、こういう回答とさせていただきました。御理解ください。

○7番（吉原信雄君） 最後に、きょうの質問は「みんな検討」という言葉をいただきましたので、私の質問は、これで終わりたいと思います。

○議長（宮本昭一君） 以上で、本日の一般質問は終了いたしました。

-----○-----

日程第3 議案第37号 令和元年度大崎町一般会計補正予算（第4号）

○議長（宮本昭一君） 日程第3、議案第37号「令和元年度大崎町一般会計補正予算

(第4号)」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4,600万円を追加し、歳入歳出予算の総額を91億1,911万8,000円にするものでございます。

内容につきましては、旧大崎第一中学校跡地利用事業者に対する交付金取り消しに伴う国への返還金、及び事業主からの返還金でございます。

よろしく御審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては、担当課長が説明いたします。

○総務課長（佐藤一郎君） 御説明いたします。

まず、歳出につきまして御説明させていただきますので、補正予算書の7ページをお願いいたします。

款2総務費、項1総務管理費、目15諸費、節23償還金、利子及び割引料でございますが、地域経済循環創造事業交付金返還金4,600万円は、旧大崎第一中学校跡地を活用して展開していた事業において、事業主による財産の無断処分等が発覚し、交付金事業を取り消すこととなったことに伴う国への返還金でございます。

これで、歳出を終わります。次に歳入でございます。6ページをお願いいたします。

款21諸収入、項5雑入、目1雑入4,600万円は、歳出で御説明いたしました旧大崎第一中学校跡地を活用して展開していた事業の交付金取り消しに伴う返還金収入でございます。

以上で、説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（宮本昭一君） これより質疑に入ります。何か質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

ただいま議題となっております議案第37号は、令和元年度大崎町一般会計補正予算（第4号）審査特別委員会を設置し、これに付託して審査したいと思います。が、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第37号は、令和元年度大崎町一般会計補正予算（第4号）審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

さらにお諮りいたします。

特別委員会の選任については、委員会条例第7条第1項及び第4項の規定により、議長を除く11名の諸君を指名いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました11名の諸君を選任することに決定いたしました。

これより、特別委員会の委員長及び副委員長の互選をしていただきます。委員会条例第8条第2項の規定により、特別委員会の委員長及び副委員長は特別委員会において互選することになっております。さらに、同条例第9条第1項の規定により、委員長及び副委員長がともにいないときは、議長が委員会招集日時及び場所を定めて、その互選を行わせることになっておりますので、これより特別委員会の委員長及び副委員長の互選を議員控え室でさせていただきます。

これより、暫時休憩いたします。

-----○-----

休憩 午後2時37分

再開 午後2時41分

-----○-----

○議長（宮本昭一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま特別委員会において互選されました委員長及び副委員長の氏名を報告いたします。委員長に、11番、諸木悦朗君、副委員長に、5番、神崎文男君が選任されました。

-----○-----

○議長（宮本昭一君） 以上を持って、本日の全日程を終了いたしましたので、本日はこれをもって散会いたします。御苦労さまでした。

-----○-----

散会 午後2時42分

第 3 号

9 月 1 2 日 (木)

令和元年第3回大崎町議会定例会会議録（第3号）

令和元年9月12日
午前10時00分開会
於 会 議 議 場

1. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名（4番，5番）

日程第2 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。（12名）

1番 平 田 慎 一	7番 吉 原 信 雄
2番 富 重 幸 博	8番 中 山 美 幸
3番 児 玉 孝 徳	9番 上 原 正 一
4番 稲 留 光 晴	10番 小 野 光 夫
5番 神 崎 文 男	11番 諸 木 悦 朗
6番 中 倉 広 文	12番 宮 本 昭 一

3. 欠席議員は次のとおりである。（0名）

4. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町 長	東 靖 弘	農林振興課長	中 村 富士夫
副 町 長	千 歳 史 郎	耕 地 課 長	福 永 敏 郎
教 育 長	藤 井 光 興	建 設 課 長	時 見 和 久
会 計 管 理 者	東 正 隆	農 委 事 務 局 長	川 畑 定 浩
総 務 課 長	佐 藤 一 郎	水 道 課 長	高 田 利 郎
企 画 調 整 課 長	上 橋 孝 幸	教 委 管 理 課 長	川 添 俊 一 郎
住 民 環 境 課 長	小 野 厚 生	社 会 教 育 課 長	今 吉 孝 志
保 健 福 祉 課 長	相 星 永 悟	税 務 課 長	本 高 秀 俊

5. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

事 務 局 長	下 村 俊 郎
次 長 兼 調 査 係 長	宮 本 修 一
次 長 兼 議 事 係 長	垣 内 吉 郎
庶 務 係 主 幹	西 ゆかり

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（宮本昭一君） おはようございます。これより、本日の会を開き、直ちに会議いたします。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（宮本昭一君） 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、4番、稲留光晴君、及び、5番、神崎文男君を指名いたします。

-----○-----

日程第2 一般質問

○議長（宮本昭一君） 日程第2「一般質問」を行います。

一般質問は、通告順により許可いたします。まず、6番、中倉広文君の質問を許可いたします。

○6番（中倉広文君） 私は、今回、リサイクル事業、農業振興、そして防災、この3項目について質問をいたします。

まず、1項目目の、リサイクル事業について。その第1点目、常時収集できるステーションを設置すべきについて、幾つかの提案をいたします。

本質問については、昨日の同僚議員の質問と重複している部分もあり、その際の町長の答弁を確認した上での質問となりますが、私なりの課題のとらえ方と提案をお酌み取りいただき、再度答弁いただければと思います。

さて、御承知のように、本町のリサイクルによる取組はおよそ20年を経過し、現在では12年連続してのリサイクル率日本一、関連企業による海外への技術支援、また、最近では、ジャパンSDGsアワードにて高い評価を受けたことで、さらに国内外からの注目を浴びつつあるところです。

このような様々な成果は、ひとえに本町住民のリサイクル事業に対する御理解と御協力によるたまものであり、今後もその住民の方々の資源物リサイクルへのモチベーションを維持させていくことは、行政としてとても重要な責務だと考えます。もう慣れてきたから大丈夫、という考え方ではなく、足元もしっかり確認しながら、常に住民に優しいサービスを創意工夫しながら提供し続けなければなりません。

そういった中で、今回の質問の本題に入りますが、現在、本町では月1回の資源ごみ収集が実施されています。しかしながら、この制度の中では指定日に都合で出せず、ステーションによっては収集日が雨の場合出せない資源物もあるとお聞きし

ます。様々な事情によって月1回の指定日に資源ごみを出せず、また次の収集日まで1カ月間、住居の一角を占拠することになってしまう、このような住民の方々を救済するため、リサイクルセンターや関連施設等を活用し、本町の住民であればこの地区の方でも資源ごみの搬入ができる、管理者が常駐するステーションを設置すべきではないかと考えます。

昨日、同僚議員の質問で、衛生自治会と協議するとの町長答弁でありましたが、町長の考えを再度お聞きし、1回目の質問といたします。

○町長（東 靖弘君） リサイクルセンター内や関連施設内に資源ごみを常時出せる仕組みをとの御質問でございます。

リサイクルセンターへの持ち込みは、大型機械等の常時運行があり危険なことから実施しておらず、リサイクルセンターは5市1町の資源ごみが搬入される施設でありますので、毎日処理されることから、ストックヤードを設けるスペースがないところでございますので、現段階でのリサイクルセンターでは難しいものと考えております。

○6番（中倉広文君） リサイクルセンター等では危険性を伴うということで、現段階では考えていないということですね。

町長、必要性については十分認識されていると思います。前々から、この件についてはずっと課題としてあるわけでございますが、こういった住民からの課題というのは、できるだけ多くの方々のアイデアというか知恵というのを結集して解決に結びつけていかなければならないと、私はそのように思います。

昨日の答弁によりますと、検討するというような言葉もありましたので、そのたたき台に、さらに追加で乗せてもらいたいんですが、先ほどリサイクルセンターはちょっと難しいということだったので、現在、隔週ごとに地域を挙げて収集されている資源ごみですが、4箇所ございますけれども、それぞれの地域に1箇所だけでも公共用地を活用して、これは役場敷地も含めて、公共用地を活用して一定時間内に、どの地区の方でも資源ごみを出される、こういったステーションの設置はできないのか提案したいんですが。

この手法によると、収集車というのは地域を回るルート上にそういう公共用地があれば、特に住民からの資源ごみの総排出量というのはそんなに変わらないので、さほどコストも係らずに実施できるのかなと思います。その場合に、今度は不特定多数の方が持ってこられるので、分別の精度がどうなるかとか、あるいは、この方は衛生自治会に加入しているのかどうかというのが、また問題になってくるのかもかもしれませんが、これは一考の価値はあろうかなと思いますので、このやり方を含め、いろんなアレンジもあると思いますので、この部分もまた御検討いただければ

などと思います。

それともう1点です、今のやり方ともう1点、御提案ですが。今度は、常時収集場所を1箇所に集約して、冒頭申しました、1箇所に集約して、今度は資源ごみの収集だけじゃなくて、その場所で、町外から訪問されても、本町のリサイクルの今までの取組、歴史が一目でわかるような史料館も併せてつくって、今現在、リサイクルセンターが粗大ごみなんかの販売なんですか、いろんな形でやっていますけど、そういったリサイクルセンターと連携して、粗大ごみとして持ち込まれたリサイクル品などが購入できるスペース、リサイクルショップの機能も兼ね備えた総合的な施設、いわゆるリサイクルプラザというんでしょうか、名称はよくわかりませんが、そういった施設をつくるというのはいかがですかね。

話を続けますが、もちろん、施設については、これはイメージ戦略ですから、施設の材料はすべて再利用をした品で建設、それから備品についても再用品を活用して、大崎はこういう取組をしているんだというのが一目でわかるような施設の建設というのはものすごくいいかなと思いました。

実はですね、来月、議会研修の研修先として予定しています福岡県大木町というところがございますが、恐らく町長はご存じだと思いますけど、同様の取組を行っているとのことでした。大木町には町環境プラザという施設内で、燃やすごみ以外の資源ごみや粗大ごみを収集しているとのことですね。受け入れ日は火曜日から金曜日、また日曜日の午前9時から正午まで、長い期間ですねこうやって収集ができるということ。また、その施設で併設しているリユースプラザクルクルという施設がございますが、その施設では、さっき私が申しましたように、リユース品、まだ使えるものの展示販売を行っているとのことでした。ものすごくいいやり方だと思って、感心しておりましたが。まだ使えるものがあつたら、町環境プラザに持参すると、業者以外の必要な人に低価格で販売というようなことがございます。

今までちょっと気づかなかったですけど、いいアイデアだと思って、こういったやり方はリサイクル率12年連続日本一の大崎にふさわしい取組じゃないかなと思います。町長、所管をお願いします。

○町長（東 靖弘君） まず、1点目が、公共施設に収集場所を設けて、そこに搬入してくるというシステムを新たに追加したらどうかという御質問でございます。

現時点で、大崎町のリサイクルのシステムについてはもうご存じだと思いますけれども、昨日も衛生自治会と協議するというところでしておりますが、やはり収集場所については衛生自治会が管理するというので、自治公民館イコール衛生自治会ということで、ごみを持ってくる方々については登録制にしてあって、それによって収集場所に持参されるということで、現場においては衛生自治会の管理のもとで

やっていると状況で、維持管理も含めてそういうことでやっております。

それで、新たに公共用地の一角にそういったものを設けたらどうかということで、今のシステムからいくと、衛生自治会との協議も必要であります。先ほど議員さんがおっしゃいましたように、やはり公共用地の一角に指定場所を設けてくると、そこにはその間管理人を置く、もし、それを置かないとなってくると様々なごみが搬入されてくる可能性があるというリスクも背負うこととなりますので、このことにつきましては自分の中では現在の体制を続けていきたいと思っておりますけれども、やはり衛生自治会との協議事項でありますので、御質問にあったことにつきましては、また衛生自治会にも御相談申し上げたいと思います。

2点目の、1箇所に集めて再利用品を、リサイクルプラザをつくってそういったところで展示しながらリサイクルのシステムを理解してもらうようなものを構築すべきではないかと御質問でありまして、非常に大変ありがたい提言と思っております。私自身がやはりそういったことを考えていて、ごみの分別において、今いろいろ煩わしいとかというお話を伺って、それで分別しやすい体制づくりはどうやればいいのかということで、常々、住民サービスの一環の中で悩んでいるんですけども。衛生自治会では未加入者であろうが、大崎町住民全体を受け入れる組織ということになっておりますので、そういったことを考えたときに、そういったところがあればそこに持ってきていただいて、リサイクルの勉強をする、楽しく分別する仕組みづくりを勉強して行って、大崎町の特性はこうだ、特徴はこうなんだということを理解していただけるようなシステムを構築していくということは、最近やりたいなと思っていたところだったんですけど、それとまた、再利用ということになりますので、再利用をしながら何かものをつくって、子どもたちがそこで楽しく遊んだりとか勉強したりとか、そういうところができるような場所とか、どういう体制でやればいいのか、あるいは常時開設なのか、または時々何かのイベントに合わせてやるのか、いろんなことがあります。非常にいい提案をさせていただいておりますので、また、自分もそういう思いを持っていたことがありますので、ここについてはまた職員とも十分勉強しながら、協議しながら、また衛生自治会とも協議してまいりたいと思います。

それから、大木町への研修ということでございます。大木町は、非常にコンパクトな町で非常に面積も小さい。そういう中で、非常に環境には優れた業績を残して取り組んでおられる状況でありますので、来月研修に行かれるということですが、非常に私たちも参考にしている自治体であります。

大木町のごみの搬入システムで、リサイクルプラザにごみを搬入する分別収集所があるんですが、そこはすべて監視カメラになっております。そこで監視カメラ

で、誰がどういうごみを持ってきて、どういうふうに分別していったというのはわかるシステムになっておりますので、ただ、ネックは、夜間に持ってきたときになかなかわかりづらいというところがありますが、そこに監視カメラを持ってきて、例えば私がここに持ってきて、ずっと映っているわけですので、そのことによってやはり分別をしっかりとしないといけないという認識の向上と、そのことがあることによって昼間は出さない、夜に出すというちょっと不利益な部分もあるところがありますが、全体的に堆肥のことを含めて、し尿処理のことを含めて、非常にいい施設が整っておりますので、是非そこは勉強しながら提案をしていただきたいと思います。私達もモデルでしているところでもあります。ちょっと答弁が違うかもしれないですけど、以上で終わります。

○6番（中倉広文君） 総合的な施設については、町長もそういった考え方も持っていたと私もとらえたいと思いますが、前向きな答弁としてとらえたいと思いますが。

1つは、困っている住民の方々の救済というのが目的であって、もう1つは、やはり私たちの取組というものを多くの人たちにも知っていただきたいし、かつ、自分たちが一手間かけている部分が、本当はこういった部分に活かされるんだということをも自分でも認めていくという機会をつくれる、こういった施設になるのかなと思いますので、是非とも、12年連続リサイクル率日本一の町、住民にとってもやさしいまちとしての取組がなされるように、是非とも前向きな御検討をいただきますように、これは要望をしておきます。よろしくをお願いします。

次に入ります。分別によるメリットを、さらにPRすべきということで御質問をさせていただきます。この質問については、前回も、私の質問の中で取り上げたところでありますが、住民がリサイクルすることによる自治体側から見るメリットというものは、これまで町長答弁でありましたとおり、ごみ処理料のコスト削減、あるいは関連事業所における雇用の創出、そして既存の一般ごみ埋め立て地の延命化が図られた、さらに、ふるさと納税制度での活用がなされたり、最近ではSDGsアワードによる高い評価を受けたことで、本町の注目度が上がっていることなどが挙げられるのかなと思います。これは、あくまでも町から見たメリットというんですか、こういった部分かなと思います。

一方、こういった自治体へのメリットというのは、実際分別をする住民にはなかなかぴんとこない部分があると思います。できれば、分別者自身が、実はこういったメリットがあるんだよというような、住民の資源ごみの分別意欲というんですか、そういったものを湧かせるような効果を町から出してほしいんですね、分別者にはこういったメリットがあるんだよという部分ですね。

例えば、これは私の勝手な考え方ですけれども、資源ごみのステーションに行く

んですが、自治会内でやっぱり排出するわけですけども、対人接触によるコミュニケーション効果というんですか、お互いにこうやって話し合う、そういった部分の効果とか、それから、分別をするためにはそれぞれ、このごみほどの袋にいくよな、どの部分に入れるんだよな、というのを常にやっぱり考えるんですけど、その考えること自体がやはり、ひょっとしたら認知症予防につながっているのじゃないかなという、これはもう本当に私の仮説ですけど、こういった医学的見地はわずかでもないのかどうかと、これはないとは言い切れないんですね、そういった部分はないのかなということ。

それから、今、リサイクルというものは世界的にも脚光を浴びつつあるところですけども、個人が分別したという社会的貢献の実感とといいますか、そういったものの充実感というもの、このデータのとり方はどうかわかりませんが、そういった分別者自身への効果というものは、こういったメンタル面も含めて、まだまだたくさん本当は考えられるんじゃないかなと思っています。今、本町でいろいろ課題となる定住化促進で常に話題となりますけど、大崎は分別が厳しいからねと、こういった話がやっぱり上がってくるんですね。このマイナスイメージを、こういった要因をですね、様々な見地から分析検討すると、これまで知り得なかったいろんな効果をひょっとしたら発見できるのかもしれない。そういったものを、広く多くの住民の方に知らしめるべきだと私は考えるんですね。

私は、先般ですね、本町にIターンで移住された方からこんな話を聞きました。リサイクルは厳しい、難しいって言われているけど、分別者自身はいろんな効果もあるだろうし、何よりリサイクル自体が世界の中で見直されつつあるんだから、ということ、今、うちは最先端を走っているんだよという優越感にひたれている、というとてもうれしい言葉をいただいたんですね、Iターンの方です、これ。こういうふうに、分別という住民の一手間というものが、本当は住民自身に大きな便益、還元をもたらしているんだということ、この部分をもっとクローズアップして明確にして、広く町民にPRする。発想の転換ですね、こういったことをやってほしいんですけど、町長いかがですか。

○町長（東 靖弘君） 分別による経費の削減や清掃センターの延命化を訴えるのは当然でございますが、分別による認知症の予防効果や収集場所でのコミュニティの形成、安否確認など、新たな視点で分別リサイクルの取組を再確認し、環境面だけでなく社会面・経済面などの側面からも分別のメリットをPRすることで、持続可能な取組にしていきたいと考えているところであります。

ただいま議員さんがおっしゃいましたように、非常に煩わしいことから、それを分別することによって非常に効果が大きいというメリットを十分に住民の皆さん方

に伝えるべきではないか、また、その方法を講じていくべきではないかということでありまして、もっともだと思っております。伝わってくる言葉としては、分別があるから大崎町は、ということもこれまでも聞いてまいりましたけれども、じゃあ、それをいい方向で、プラス思考でやっていくためにはどうすればいいかということなども十分取り組んでいかなければならないと、そういったことが多分に不足していたんだろうということは考えております。

分別をやることによって、焼却炉よりかは遙かにランニングコストが低いという面があったりとかもあります。やはりリサイクル売却益金等を使ってリサイクル奨学金制度を創設いたしましたということも、多くの皆さん方にも知っていただきたい。そして、やることにより、分別収集所に多くの皆さん方が集まってまいりますので、そこでは対話の効果とかコミュニケーションの効果とか非常に大きなものがあると思っておりますので、そういったことを、やさしく、わかりやすく皆さん方に説明できるような、そして、やることによって、それであれば、私たちも取り組んでいくということを認識していただくような取組をやはり考えていくと思っておりますので、ここはいい提案をいただいたと思っておりますが、担当課ともまた十分協議してまいります。

○6番（中倉広文君） 是非とも分別者の分別意欲と私は言いましたけど、そういったものがどんどん湧くようなPRの仕方ですね、いろいろ工夫をされて、担当課とも協議されて、早い段階でこういったものは出していただければいいのかなと思います。よろしく願いいたします。

次の農業振興に入ります。

水田暗渠排水事業を再事業化すべきということで、提案させていただきます。約30年前に実施されておりました水田の暗渠排水対策事業、ちょうど私が農業を始めた頃に、私、何もわからないまま、地域の年配者からこの事業への協力の依頼を受けまして、該当水田へ軽石の運搬などの作業を行った記憶がございます。何年間だったんでしょうかね、継続して実施されたのかその辺は定かではありませんが、恐らく地域の地権者あるいは耕作者からの要望によって事業化に至って、そして一定の効果をもたらしたんじゃないかなと思います関係者にはとてもいい事業であったと考えており、これは後ほど提案しますが、まず、この事業に至った経緯、それから実施面積、また受益者負担金など、わかる範囲で示していただきたいと思っております。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

約30年前に実施された排水対策事業に至った経緯と実施面積、受益者負担などを示せという御質問でございます。

水田暗渠排水事業につきましては約30年前の事業でありますことから、大変申し訳ございませんが、資料等を確認することができませんでした。当時の関係者によりますと、鹿児島県の単独事業として実施され、町内全域を対象に、水田地帯の水はけが悪く作付ができない軟弱地盤において、排水事業を希望される受益者に、それぞれ生産グループを設立していただき、暗渠管の設置など受益者において施工し、簡易的な圃場整備を実施していたと聞いております。

また、実施面積につきましては、受益者数が約30名で、1人当たり1,000平米から2,000平米まで、合計が約5ヘクタールから6ヘクタール、受益者負担につきましては、鹿児島県が全体事業費の7割から8割を補助し、残りが地元負担と聞いております。

以上です。

○6番（中倉広文君） 県単事業ということで承知しました。

地元負担は完全に受益者負担ということで理解してよろしいですか、確認ですが。

○町長（東 靖弘君） そうだと思います。

○6番（中倉広文君） 本町からの補助というか負担というものは全くなかったということですか。

○町長（東 靖弘君） 自分もこの事業で、トレンチャーを使って排水事業をやっている、非常にいい事業だとは思っておりましたので、そのときに軽石とか、あるいは有孔管とかそういったものがそれぞれ10アール当たり幾らということで割り当てがありましたので、そのときに多分7割から8割というものは町の負担も入っているんじゃないかなと思いますけど、受益者負担があったと思っております。

○6番（中倉広文君） 本町の負担も入っているんじゃないかという、詳しいデータがないのではっきりとしたことは言えないでしょうが、こういったものの根拠がないと、なかなか私も提案がしづらいので一応お聞きしたわけでございます。

町長もその事業に携わっていたということで、説明がしやすいわけですが、でも。現在、30年以上たって、場所によっては経年劣化によってなかなかその機能をもう有してないところがたくさんあるわけですね。そういった中で、今、現状は、遊休地というんですか、荒廃地が結構見受けられてきて、特に山つきのところはなかなか台地からの水がわき出てきて作業上、いろいろ困難を来している圃場もたくさんあるわけなんですけど、そういったものも、私も以前確認したので、小規模の圃場整備についても提案した経緯がございました。この提案についてはいろいろ御理解いただいて、先進地研修とか検討会とか実行の段階に入っておりましたけれども、私の想定よりも若干受益者負担が大きいのかなということと、それから、そ

の当時、中間管理事業が導入されて農地集約とか集積とかそういったものが絡んだりとか、あるいはその中の附帯事業がまだなかなか不明確だったという経緯があって、一時見合わせておりましたね、そういった経緯がございました。

現在、農地中間管理事業によって数箇所については事業化、あるいは事業化に向けて進められているようですが、本町の水田の整備率からいうと、まだまだ多くの水田で改善の必要があるにもかかわらず見通しが立っていないといった状況でございます。

御承知のとおり、こういった山間の水田では強湿田で機械作業等が困難だということから、手つかずの圃場が目立ち始めました。耕作者はそれぞれ工夫を凝らしながら、客土とか、今言うような簡易排水などを、自費を持って改良を重ねているところです。しかしながら、客土というのは、以前、私は説明したかもしれませんが、個人でできるんですけど、圃場の排水対策というのは一体的に整備されないと効果が非常に少ないんですね、排水事業というのはですね。だから、本町もやっぱりある程度主導しながら、大型排水路の設置とともに共同暗渠排水設備といったものをまた事業化できないのか、そういった要望ですけど、町長、いかがお考えでしょうか。

○町長（東 靖弘君） 中間管理機構による圃場整備ということで、これらにつきましては益丸地区とか、あるいは档ヶ山地区とか谷迫地区とか、今、220号線から上部のほうはそういったことで事業をやろうということで進めてきているところであります。

先ほど、小規模の圃場の客土とか、あるいは暗渠排水とかということで前回も提案がありまして、その方向で研修もしたことがありましたが、おっしゃいましたように中間管理機構との絡みということで事業を行っていないところですが、非常に、国道から下において圃場整備がなされていない、また湿田であると、そしてまた面積も狭いということと、持留川水系は湿田地帯ということがあって、何か対策ができないかなと思っていたんですが。これまでも国道から下も圃場整備をやったらいんじゃないですかということで、持留土地改良区の方々にお話をしましたけど、やはり地盤が軟弱で大型機械が入ると、これまでつくってきた地盤が崩れてしまうということがあって、なかなか実行に至っていない。専門的な方々は、そういうことはないとおっしゃるけど、そこで長年にわたって農業をやっている方々が一番詳しいわけなので、それについてはなかなか進められなかったということがありますが、特に国道から下といいましょうか、その辺の水田地帯においては、俗にいうピート層とか、あるいは藻類とかコケ類とか非常に堆積して泥炭層が構築されてきているという長い歴史がありますので、なかなか水はけが悪いということは

認識しておりますから、その中で、これからの農業振興をやる上で排水対策が必要なんだという、そういったことが不可欠であると思いますし、なかなか単独事業では難しいという、できたらそういった補助事業を構築されていないかといったところも調べていく必要がありますので、現状の圃場とこれからの農業振興と、それによってどういう暗渠排水事業をやればいいのかということについては、再度勉強をさせてもらいたいと思います。

○6番（中倉広文君） 実態については、町長はよく理解されていると思いますので、前回は県単事業だったということですが、またいろんな事業も調べていただいて、それから地権者、耕作者との意見交換も含めて、是非とも改善をするための前向きな検討に進めていただきたいと思います。この件については以上で終わります。

次に、行政コストと担い手育成を考慮し、農業公社を設立すべき、に入ります。

現在、志布志市や曾於市で設立されております農業公社、これらの農業公社は様々な役割を担っていると認識しております。現在、本町において似通ったサービスを提供しているのは農業機械センターがございしますが、まず、農業機械センターの収支など運用状況についてお示してください。

○町長（東 靖弘君） 町農業機械センターは、本町の農業振興を図るため設置され、高齢農家の労働負担や設備投資経費の削減につながっております。作業依頼は、ここ数年、横ばい状態ではありますが、耕運、代かきなど様々な作業に対応しているところであります。また、作業料金についてもできるだけ金額を抑えた形での料金となっております。

そのような中、機械センターとしての過去3カ年の収支としまして、平成28年度の収入は、機械使用料1,180万円、積立基金繰入金450万円、その他利子等を含め約1,630万円であります。また、支出の主なものについては、オペレーターの人件費570万円、機械修繕料240万円、燃料費150万円、機材購入費270万円、また、毎年作業料の20%以上を積み立てておりますので240万円の積立金で、収入と同額の1,630万円で、一般財源持ち出しのない状態で運営をしております。同じく平成29年度の収入は、機械使用料1,200万円、積立基金繰入金220万円、その他含め1,510万。支出の主なものは、人件費580万円、修繕料160万円、燃料費150万円、機械購入費260万円、積立金240万円で、収入と同額の1,510万円の支出であります。また、平成30年度の収入は、機械使用料1,120万円、積立基金繰入金250万円、その他を含め1,390万円。支出の主なものは、人件費590万円、修繕料270万円、燃料費190万円、積立金220万円で、収入と同額の1,390万円の支出となっており、運営としましては健全な状況であると認識しております。

○6番（中倉広文君） 3年間について収支を示していただきました。

金額だけ見ると、大体同じような推移をしているのかなと思いますが、私も実際農業をやっていて、農業機械センターにはお世話になっている1人なんですけれども。現状についてはよくわかっているつもりですが、やはり、本機とか作業機については耐用年数をもうとうに過ぎたものが結構あると思うんですね、数字では均衡しているようなんですけれども。その点からいうと、農業機械の積立基金の額を考えると、運営的にはちょっと厳しいのかなと、これは私の考え方です。これは住民サービスの一環なんですけれども、農業機械センターの仕事はですね住民サービスを継続していくためにはもう一步踏み込んだ取組をしていかなければならないのかなと考えます。

具体的に言いますと、現在の機械作業の受託作業、あるいは機械の貸し出しといったものは当然のことですけど、独自のやっぱり農業経営ですか、そういったものまで踏み込んで発展させて、そうする中で、本町へのIターンとかUターンも含めての新たな担い手の育成とか、今、一番課題になっている農業機械センターオペレーターの育成とか、また、場合によってはグリーンツーリズム、町長も一生懸命進めていらっしゃるんですけど、そういったものへの活用というのも考えられていくんじゃないかなと思いますが、こういったことを複合的にできる施設、受託作業だけじゃなくしてそういったことが行える施設になるべきじゃないかなと思いますが、これは検討には値しませんか。

○町長（東 靖弘君） 機械センターの運営を含め農業公社を設立すべきではないかという御質問でございます。

農家の高齢化や担い手不足など、今後の社会情勢の変化等に対応するためには様々なことを考慮して、機械センターの在り方につきましては、公社化がいいのか、今、検討しているところでございます。

また、担い手の育成につきましては、本町におきましても農業従事者の高齢化等により離農される農家も多く、担い手農家の確保につきましては喫緊の課題としてとらえているところでございます。

担い手につきましては、現在、毎年四、五名が新規に就農しておりますが、町外やIターンの新規就農は少なく、ほとんどが親の後継者となっております。また、今後の担い手育成につきましては、国庫事業であります青年等就農計画制度の活用や、50歳以上の方につきましては町単の親元就農確保対策事業での支援を引き続き実施してまいりたいと考えております。

農業公社を設立しての担い手確保対策につきましては、どのような形がいいのか検討してまいりたいと思います。

3年ぐらい前からこのことについては検討してまいりました。非常に、現在の農業については、大崎町においては土地利用型の農業が多くて、大型の農業法人がたくさんあります。その中で、T P P対策とかということで大型農業機械が非常に導入されたり、あるいはスマート農業ということで非常に機械化が進んでいるというような状況があります。そういったことから、本町の農業機械センターは何十年も運営してきているわけでありまして、農業機械センターとしての役割を終えつつあるのではないかなということから、農業機械センターの見直しということ、3年ぐらい前から検討してまいりました。

しかし、ただいま収入でお示しましたように、ある程度の収入を得ているということがあって、高齢農家でトラクターなど保有していない方々がかなり出てきておりますので、発注者の方々の状況とか、あるいは収入の状況とか見ると、小規模農家、零細農家、高齢農家の方々のためには、まだ機械センターがなければならぬんじゃないのかなとそういったところに至っているところでありまして、公社化と出ましたが、やはり採算性の取れるような事業運営でないといけないことと、今、課題となっているのはオペレーターの確保が非常に難しく、2名のオペレーターがある程度の年齢に達しておりますけれども頑張っていたいておる状況でありますので、何らかの形でここを整備して、すっきりした形をとらないといけないということで検討もしてきておりますので、この点につきましては課題でもありましたから、再度ちゃんとした検討をして、前向きに取り組んでまいりたいと思っております。

○6番（中倉広文君） 検討ということで、ずっと検討という言葉をいただいているんですが、町長、大崎は農業の町だといつもおっしゃいますので、私自身も、やっぱり、本町の立地条件とか、これまでの歴史を考えると、そのとおりでなと思っております。本町の地の利を生かすには、農業分野にやっぱり力を入れて、そのことで町全体が浮揚していくと考えておりますので、是非とも、今、3年間といいましたが、また深いところで議論なされて、いい形で住民サービス、それから本町の農業振興ができるように御検討をよろしく願いいたします。

次に入ります。防災について、幾つかお聞きいたします。

まず、各避難所には必要な設備、備品が確保されているかについてお聞きします。先般発生しました大雨時、また台風時に、多くの避難者が各避難所に避難いたしました。今回の補正予算にもありますように、避難者への災害用飲食料が配布されたと思いますが、避難所ごとに必要と思われる食料・飲料、その他備品について確保されているのかどうか。同時に、それから飲食類について、ローリングストックというんですか、そういった手法が取り入れられているのか、こういった形でそ

れをやっているのかお聞きします。

○町長（東 靖弘君） 本町におきましては、指定緊急避難場所として18箇所、指定避難所として9箇所を指定しておりますが、すべての施設にトイレや水道施設の設置がしております。

また、避難者に提供する非常用の飲料水や食料品、毛布などの備蓄品も、必要に応じて配布できるよう役場に確保しております。さらに、ことし6月に開所しました菱田分団詰所の一部は町の備蓄倉庫も兼ねておりますので、今後は中央地区と菱田地区の2箇所でも備蓄品の計画的な確保に引き続き努めてまいります。

なお、飲料水や食料品につきましては、賞味期限等を考慮しつつ、常に一定量の備蓄品を確保しております。

以上でございます。

○6番（中倉広文君） 賞味期限等を考慮してですけど、切れる前の飲食料というのはどういった形で食されているのか、そこをちょっと聞かせてください。

○町長（東 靖弘君） ただいまの御質問につきましては、担当課長の答弁とさせていただきます。

○総務課長（佐藤一郎君） 飲食料品につきましての管理の仕方ということでございますが、賞味期限が切れる前の年度に、訓練等の場合の炊き出し訓練用、それから自治防災組織などで、自治公民館内で避難訓練とかされる場合のサンプルとしてお持ちいただく、それから、水につきましては、賞味期限が切れたものについては、断水等の場合の避難所における手洗い用の水というような形で活用をさせていただくということにしております。

以上です。

○6番（中倉広文君） はい、確認いたしました。

それから、この点についてもう1点。避難所に指定されているところで、設備の部分ですけれども、小学校が指定されているところがあるんですが、この小学校というのは体育館ですか、それとも校舎内になるんですか、そこがちょっと、私、確認ができなかったんです、そこをちょっと示してください。

○総務課長（佐藤一郎君） 場所にもよりますが、がけ地から離れている建物、あるいは河川から遠い建物ということで、基本的には体育館のほうが利用しやすいというようなことで体育館を想定はしております。

以上です。

○6番（中倉広文君） 場所によっては、トイレ棟が施設内にないところは恐らく承知されていると思いますので、そういった部分をどういった形で協議されているのか、そこを示していただきたいと思います。

○総務課長（佐藤一郎君） おっしゃるように、体育館の場合は特にですが、建物内にトイレ棟がない場合も私どもも承知しておるんですが、構造的な部分につきましては、ちょっとそこまでの改善に、まだ至っていないところでございます。

以上です。

○6番（中倉広文君） そこをどういった形で進められるか、今後の進め方ですけど、そこをお聞きしているところです。

○総務課長（佐藤一郎君） いろんな災害のケースによると思いますけれども、場合によっては体育館ではなくて教室等を使っただけの場合もあろうかと思いますが、その災害の種類によって避難の場所、それから避難の仕方といたしましうか、そういったものもその都度検討をしていくことになろうかと思ひます。

以上です。

○6番（中倉広文君） あとからの質問にも重複しますので遠慮しますけど。住民自体は非常にまごつくと思うんですよね、じゃあどこに避難したらいいんだといったときに、即座にわかるのかなと思ひますので、その点はまた後ほど検討させていただきます。

次の、津波避難所への誘導路は避難者の立場で再点検すべき、に入ります。

現在、多くの関係者が参加のもと、津波避難訓練が実施されておりますが、これまで日中に発生したとの想定で行っておりますけど、地震、津波、いつ、なんどき発生するかわかりません。こういった津波避難に際しまして、時間的猶予のないこういった避難、こういったものを想定して、夜間とか荒天時とか、また停電も考慮した避難路の整備点検がなされているのかどうか、こういったことをお聞きします。

○町長（東 靖弘君） 夜間や停電時に災害が発生した場合の避難は、日中の避難より時間を要することが推測され、また、避難経路の照明の確保が困難であることから、避難や避難誘導に十分配慮した避難態勢を確立していくことが必要であると考えます。

現在は、大丸小学校から東干草公民館への町道木入道新地線と、国道448号から大崎中学校への町道三本松文化通り線に、太陽光を利用したソーラーLED街路灯の避難誘導灯が設置されており、災害時における避難誘導になっています。

今年度も、志布志湾沿岸部の地域住民を対象とした津波避難訓練を実施したところでありますが、参加された方々の意見や消防団など関係機関と連携を図りながら、道路の管理等も含め、避難所への安全な誘導確保に努めてまいりたいと思ひます。

○6番（中倉広文君） 今まで以上にですね、やっぱり避難者の立場というんですか、

実際逃げるときにはどういったことが想定されるんだろうかというような目線で、やっぱりもう一度、私は消防団でもあり、そういったものもしなければならぬ立場なんですけれども、行政側としてもですねそういったものもやっぱり目の当たりにしながら、課題について、そしてまた、取り組むべきことをしっかりととらえて改善を図っていただきたいと思います。是非とも、このことはお願いをしたいと思います。

それからですね、もう1点だけこのことについてお聞きします。現在、もし津波の場合ですけど、避難所に行くときに、一部、海拔の低い場所があるんですね、特に大丸地区なんですけれども、中尾とか新地側から柳別府、鷲塚のほうに避難されるときに、海拔4メートルか5メートルか、そういった場所を通過しなければならない住民の方々は非常に不安感を覚えているんですね、現在のところ。

先ほどの避難路点検などで、必要であれば道路の一部改修というのにも必要になるかと思いますが、同時にですね地震とか津波、想定だけを鵜呑みにするわけにはいきませんが、現時点で想定される地震規模と津波到達時間、また、河口を遡上して浸水するというタイムラグ、そういったものを関係の住民に示すことによって、より最適な避難行動がそれぞれとれるんじゃないかなという、情報提供ですね、そういったことをやってほしいと思いますが、いかがですか。

○町長（東 靖弘君） 高台に避難しなさいと、より安全なところに避難しなさいということは、常に避難訓練等で呼びかけているし、また、子どもたちも学校でもそういう教え方をさせていただいている。大人の方たちも理解はしているということだと思っておりますが、途中で低いところがある、また、それを避けるために別な高台の方向に行って避難できる場所にたどり着くと、そういった場所でもまたないということでもありますので、そういったことにつきましては、地震が発生し津波が発生して、到達時間まで、本町の場合に約40分ぐらいの時間があるということも出されておりますので、やはりその時間帯で早期に避難していただくような、避難してくださいというような働きかけとか、かねてからの呼びかけは大切でありますので、幹部会等でも話を出していきながら、より住民に伝達できるようなことは取り組んでまいりたいと思います。

○6番（中倉広文君） 是非とも、その点についてはお願いをいたします。こういう低地を避難しなければならないんだよということをおっしゃられたので、私なんかはその場で説明をするんですけれども、なかなか理解をしていただけないという部分がありましたので、また、町を通じてそういった情報発信をしていただければと思います。

最後の質問になりますが、情報収集と周知に効果的な方法がとられているか、に

ついてお聞きします。

以前にも提案しましたが、災害発生時におけるSNS活用、答弁によると、前回、検討するとのことでしたが、どのように検討され、結果はどうだったかお聞きします。

○町長（東 靖弘君） 災害が発生、また、予測される場合、本町では防災行政無線で周知しているところがございます。

先般、議員から提案をいただいたSNSの活用についても、ことし7月の大雨時の避難情報や避難所開設につきましては、フェイスブックを活用し住民への情報発信を行ったところがございます。

災害の発生、また予測については、できるだけリアルタイムで詳細な情報の発信が、防災の観点からも重要であると認識しておりますので、今後は、ライン等の活用についても早い段階で対応できるように努めてまいりたいと考えます。

○6番（中倉広文君） 私も、7月の大雨のとき、フェイスブック上で避難指示情報を確認いたしました。一歩前進したのかな、このアプリを見られた方は確認できたのかなと思っております。

先般ですね、消防団の関係で熊本市の防災センターを訪れる機会がございました。そこで、防災センターの職員の方から、熊本市におけるSNS活用状況をお聞きしました。今、町長がラインの話をされましたけれども、熊本市とライン株式会社は情報活用に関する連携協定というものを結んで、お互いに協力しながら情報発信を行っているところですよ、というお話を聞いたところですよ。これは熊本市では、平時には自分の住んでいる地域での催し物、生活関連情報、それから、災害時には地域に応じて避難所の情報とか、先ほど、体育館なのか校舎なのかというような話もございましたけど、そういった災害情報を発信することができるかと考えています。これまた、併せて現場から、住民側からもいろんな情報発信ができるので、非常に優れたアプリかなと思いますので、現在のフェイスブックからの情報提供と合わせまして、今後は、このようなさらに利用度の高いアプリケーションも活用すべきだと思います。

今、町長がおっしゃいましたが、そういった形で、また進めていただけますか。

○町長（東 靖弘君） 我々もフェイスブックで周知しているという答弁をしたところでもありますけれども、次はやはりラインでの周知ということが必要ではないかというような段階で話をしているところでもあります。ラインについては、それぞれ登録してもらうということも必要があったりします。

ただいまの御説明の中で、研修先でライン株式会社と熊本市が連携協定を結んだということがございますので、そのあたりについては担当を含め勉強をしていき

いと思います。

災害について思うことは、一方的な情報提供だけでなく、スマホとか使える方々はみずから災害の情報をとりにいくということが必要かなと思っておりまので、そういったこともそれぞれ考えていただくようなそういうことがとても必要だろうと思います。

○6番（中倉広文君） 前向きな答弁だととらえますので、どうかよろしくお願いをしたいと思います。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（宮本昭一君） 次に、3番、児玉孝徳君の質問を許可いたします。

○3番（児玉孝徳君） 皆さん、おはようございます。私は、さきに通告しました今後の防災の在り方について、お尋ねいたします。

最近では地球温暖化などによる異状気象で、今までにない甚大な災害が日本の至るところで発生しております。6月下旬から7月上旬の大雨で、大崎町でも大きな被害が出ました。中でも、7月3日には、町内全域に警戒レベル4の避難指示（緊急）が出されました。野方地区などでは、がけ崩れや隧道の崩落、土砂や倒木が道路などを塞いだり、法面の崩落などの被害に遭いました。また、菱田川は氾濫危険水位を超え、堤防が決壊する寸前の状態で、川沿いに住む大勢の方が避難され、大変心配いたしました。

先月末の九州北部豪雨では、佐賀県を中心として大災害をもたらし、水害による人命が犠牲となりました。また、矢部川などが氾濫し、家屋が土砂に埋もれたり流出したりするなど、広範囲にわたり多くの方が被災されました。この大雨は、積乱雲が帯状に次々に発生する線状降水帯が原因といわれ、この発生予測はとても困難とのことです。

自然災害には、大雨ばかりでなく、台風や竜巻などの強風、地震、高潮、津波、干ばつなどが考えられます。今回、首都圏を直撃した台風15号では、交通機関が乱れ277万7,000人に影響が出ました。被害も相次ぎ、強風にあおられるなどして3名の方が亡くなっています。千葉県では送電線の鉄塔やゴルフ練習場のネットが倒壊するなど約93万戸が停電し、いまだに復旧されていないところが32万戸、断水も起きています。台風がもたらした暑さで猛暑日の中、エアコンなどが使えず熱中症で亡くなる方もいらっしゃいます。

災害への対策はそれぞれに異なり、ハード面・ソフト面において、これで完璧だといえることはありません。役場の役割は、町民の皆さんに、徹底して適切な情報をいち早く連絡することだと考えています。防災情報により災害の状況に合わせて適切な避難が行えます。さらに、災害を未然に防ぐ対策が重要となります。

そこで、防災対策の在り方について、大崎町の対策は万全かを1つ目の質問といたします。

○町長（東 靖弘君） 災害は時と場所を選ばないと言われるように、地震や台風、大雨、津波などの災害は、いつ、どこで発生するかわかりませんし、災害に対する備え方が万全とは、正直なところ申し上げられません。また、万全という思いは過信にもつながりかねないとも危惧しているところでございます。とはいえ、大雨や台風が接近し、災害が予想される際には、大崎町地域防災計画に基づきまして避難所を開設し、住民の方々へは防災行政無線や消防団による広報などで避難等の呼びかけを行うなど避難態勢の整備に努め、人的被害の軽減を図っているところでございます。

先ほども申し上げましたように、万全とは言いきれない部分もありますので、常日頃から、もしものときに備え、総合的かつ計画的な資機材の整備や食料や水といった備蓄品など、防災行政の推進を図りながら地域住民の生命や財産を守るために取り組んでまいりたいと考えております。

○3番（児玉孝徳君） 万全でないけど、計画的にできることはやっているということですが、先日のですね町内全域に出された警戒レベル4（緊急）の避難指示が出された大雨の際に、何名の方が避難されましたか。そこをお答えください。

○町長（東 靖弘君） ただいまの御質問につきましては、担当課長の答弁とさせていただきます。

○総務課長（佐藤一郎君） お尋ねの件でございますが、その日は10箇所の避難場所を開設をしております。

まず、野方改善センターが7人、持留改善センターが15人、保健センターが19人、あすばる大崎が1人、総合体育館が5人、菱田改善センターが52人、ジャパンアスリートトレーニングセンターが36人、大丸小学校の体育館が1人で、合計で136名でございます。

また、このほかに老人福祉センターと中沖公民分館も開設をいたしておりましたが、こちらのほうにはいずれも避難者はおりませんでした。

以上でございます。

○3番（児玉孝徳君） 町内全域にですねレベル4の避難指示（緊急）が出されていたわけですよ。それなのに、たった136名の方しか避難されなかったということは、これは広報が徹底されていなかったのか。今回はですね幸いにも菱田川の決壊とかなく、人的被害はなかったんですけど、もし決壊していたら、人的被害も出てくるんじゃないかなと思うんですけど、この辺については、町長、いかがお考えですか。

○町長（東 靖弘君） 今回、特に菱田地区においては、直接生の声で、防災無線を通しての避難指示をしたところであります。

お尋ねの、非常に避難が少なかったということで、情報が徹底していなかったのではないかとありますが、菱田川だけ申し上げますと、堤防の決壊のおそれがありましたので、こちらは児玉議員が一生懸命、避難について呼びかけていただき、また、菱田の消防団員の方々が各家庭を周りながらやっていただきましたので、非常に避難者も多くて、たくさんの方々に避難していただいたところがございます。しかしながら、その中においても避難はしていなかったという人たちもいるわけであります。

いつも災害時の避難というのは、私たちの町だけでなくどこの町でもこのことは課題になるわけでありますが、情報が徹底していないんじゃないかとありますが、やはり、避難がなかなか、住民の皆さん方一人一人の考え方の中で、なかなかこちらが期待したように動いていない、避難してもらっていないというところで、後から考えると、あのときに河川が決壊していたら、本当にたくさんの犠牲者が出たんだということをあとからも思ったんですけれども。

御指摘があったように、認めて避難していただくのかということ、非常に大きな課題であるけど、やはり、これはかねてから各家庭において、こういったことがあったときに避難はどうしていこうとか、こういったことも話し合うような環境づくりとかも非常に大切なことではないのかなと思います。

ただ、結果から見ると、全体の人たちが避難していなかったと、そこがまた、行政上は十分情報が行っていなかったんじゃないかといったことになってはいますが、いろいろ改善する余地があるけど、また、実際、そこでもしかしたら被害に遭うかもしれない人たちも、意識の改善とかを図っていく必要がとても重要だと思っています。

○3番（児玉孝徳君） 今ございましたように、避難指示の在り方についても、今後検証していただきたいと思います。というのはですね、鹿児島市も全域に避難指示が出ました。でも、どこに逃げていいのかわからないとか、多くて入れなかったとかですねいろんな問題が出ておりました。

大崎町の場合も全域ということで、もし、本当に全員が避難所に行ったら入りきれないし、そういった場合どうするのかとかですね、例えば、菱田のこの地区の方は絶対逃げてくださいとかそういった指示ができなかったのか、今後検証していくべきじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

○町長（東 靖弘君） 鹿児島市も、それこそ全世界帯避難しなさいということで出て、鹿屋市もそういった形で出てくる、私たちも出すわけですけど、避難所には到底入

りきれないということは誰しもわかっていることで、また、そういった中で、最近言われているのが自宅避難ということがあります。その中で、避難所に行く過程で、先ほども出ましたが、非常に危険な地域があつて、そこよりか自宅の2階とかそういったところが安全であれば、そちらを選択しながら、1日は自宅避難をしようとかいうことがありますので、鹿児島市でもそういった情報を出されましたけど、安全なところに住んでいる方は自宅で避難してください、危ないところに住んでいる人は避難所に行ってくださいと、こういう形になってくると思いますから、そういったこともまた十分周知しないといけないんですが、ただ、菱田地区の地応寺とか上住とか上町とか、あのところについては前回の大雨のときに非常に心配しましたので、やはりこういったところは本当に全戸避難してくださいということで徹底していくことが必要で、河川の近くに住んでおられる方々は特にそのことが必要でありますので、ここは十分注意して、これからも消防団幹部会等でもこのことを出していきながら、体制をどうすればいいかということは検討してまいりたいと思います。

○3番（児玉孝徳君） そういったところも、今後検証してですね避難の指示にも努めていただきたいと思います。

菱田消防分団ではですね、その際、大雨の警戒に当たりました。菱田地区を見て回りましたが、土砂災害などはありませんでした。しかし、菱田川の水位がかなり高くなり、何回か見に行きました。堤防が徐々に崩れだし、さらに危険水位を超えそうになりましたので、避難の呼びかけの広報をしました。消防団長にはですねその際に、土嚢を積めないかと言われましたが、菱田川に根っこのついた倒木がじゃんじゃん流れてきておりましたので、団員が危険にさらされるといけないということで、できませんと私が無線で答えました。

大崎町全域にですね避難指示が出ているので、菱田地区全部を一応呼びかけて回って、そのあと、再度、今言われました、上住、横町、上町、新町、地応寺、その辺のところは再度広報をして回ってですね、また高齢者とか避難困難な方がいらっしゃると思われるところはですね1件ずつ回って、直接避難を呼びかけて回りました。

ところがですね、逃げなくていいってですね、1回目はほとんどの方がおっしゃいました。菱田川が決壊しそうなんですよ、今回は本当に決壊しそうなんですよって何回か言いましたが、2階がある家はですね2階に逃げるからいいとか、隣の人が逃げておらんからいいとかですね、牛がいるから逃げないとかですねおっしゃるんです。何とか時間をかけて説得して逃げられた方もいらっしゃるんですけど、逃げない方がいっぱいいらっしゃいました。

そこです、被災しそうな地区の自治公民館長にお願いして、菱田川が決壊しそうだから急いで避難してくださいと、放送をまず入れてもらいました。菱田川の状況を見ながらですね、もう一回その地区を広報して回りました。今度は本当に危ないということでですね、団員手分けして回ったんです。1階部分はですね、この地区は全部埋まってしまう、2階にいても危ないですよということで呼びかけしましたところ、ほとんどの方に避難していただくことができました。

しかしですね、それが4時とか5時ぐらいだったんですけど、それから詰所に帰りましてしばらく経って、よく考えたらですね、帰宅される方がいらっしゃるんですよ、勤めている方は。そうすると、6時過ぎとか帰って来た方が防災無線を聞いてなかったりするとですね、その危険が知らされていないんじゃないかということで、6時過ぎに分団長にお願いして、もう一回回らせてくださいということでもう1回回って、再度ですね避難されてない方がいらっしゃるのか、その危険な地域のその辺も回って、本当にですね避難を、本当1件1件大変でしたけど、雨の中、広報して回ったんです。おかげさまでですね、危険な地域の方はほとんど避難されていまして、よかったです。

町民の方がですね、そうやって2回も3回もですね危険だ、大変だということ呼びかけないと避難されない方が結構いらっしゃるんですよ。その辺の防災意識を高めるという点でですね、その意識づけという点を町長はどうすればいいのか、お答えください。

○町長（東 靖弘君） 本当に、7月3日の豪雨災害のときには、特に菱田消防分団、また中沖分団とか大変お世話になって、今の話で3回ほど避難のことを啓蒙に回ったと。また、勤務地から返ってこられる方々にもまたそういうことを伝えたということで、本当にありがとうございました。人命の災害がなかったということが、本当によかったと思っております。

現在の気象情報は非常に正確に出されてきております。大方は天気が悪いときには天気図を眺めながら、みずから情報をとって、特に、先ほど線状降水帯のお話が出たんですが、この地域は大雨が降るということはある程度時間的に予測できていることになっておりますので、大方、若い方々であれば、そういう災害は情報をみずからとっておられるだろうと思います。だけれども、菱田川の危険水域を越える氾濫しそうなことについてはなかなか情報を把握はしておられないわけで、そういった取組をしていただいたことは本当にありがたく思っておりますし、今まで災害がなかったのも、そういうことはないんだがとか、そういったことを結構強気に構えておられる方々もおられるわけで、我々も防災行政無線を通じてやっている、あるいは個別受信機でも入るわけですので、そういったことをうながしているわけで

すので、ここは皆さんにやはり聞いてもらわないといけないというのがありますので、そういった災害時に個別受信機をちゃんと音量を高くしながらやっていただいているのかとか、そういったところも気になる場所ですけど、あくまでも、繰り返し、繰り返し避難のことを平常時から伝えていくようなことのお機恵というのやはり必要だと思っています。

○3番（児玉孝徳君） かねてよりですねそういった災害のときは、無駄足でもいいですけど、とにかく避難をしてくださいということを強く呼びかけていただきたいと思います。

今ですね防災行政無線と個別受信機でという話がありました。避難情報の伝達についてなんですけど、個別受信機をですね居間に設置した場合、寝室が離れていたらですね寝室に寝ていたら聞こえないんですよ。それとか、2階建ての家でも、1階に設置されていたら2階にいらっしゃった場合、聞こえないことがあります。さらに、台風とか大雨の場合はですね聞こえないんです。あと、停電した場合は電池がすぐなくなってしまうんです。個人の家を仕事でちょっと回ったりするんですけど、電池切れのランプがついているところは結構あります。電池を替えてくださいねとか言って、依頼されたら電池を替えてあげるんですけど。

それと、防災行政無線ですね、家の中では、私の地区もなんですけど、ほとんど聞こえないんです、何を言っているかわからないぐらいですね。もちろん、これも雨風などのときには聞こえません。今回のですね避難訓練、津波訓練のときは、場所によっては屋外でもハウリングして放送内容はよくわからなかったという意見もありました。このような場合の対策はどのようにお考えになっているのか、お答えください。

○町長（東 靖弘君） 防災無線のハウリング、聞こえにくいところへの対策はということでございます。

先日の津波避難訓練の際に、防災行政無線の放送内容が聞き取りにくい地点があったということは、訓練後の消防幹部会でも報告があったところでございます。防災行政無線による通常放送の場合は、基地局間の放送をずらすことによりハウリングが発生しないようにしてありますが、緊急の津波警報をはじめ、緊急地震速報や弾道ミサイル情報など、対処に時間的余裕がない事態に関する情報の場合は全国瞬時警報システム、いわゆるJアラートにより消防庁から市町村の防災行政無線に自動的に起動するという仕組みとなっている関係上、すべての屋外スピーカーから同時に放送されるようになっております。

このことが、ハウリングにより放送内容が聞き取りにくくなる主な要因ではないかと考えておりますので、その対処法につきましては、関係する機関や団体等と今

後協議していきたいと思っております。

○3番（児玉孝徳君） 個別受信機の件はどうか。

○町長（東 靖弘君） 個別受信機に関することは、担当課長の答弁とさせていただきます。

○総務課長（佐藤一郎君） 個別受信機についてでございますが、これを設置する際には町内の電気工事店の皆様方に御協力いただいて、それぞれの世帯に赴いていただいて、そこで、感度、それから常時、無線を一番聞く時間帯の長い場所ということで設置をしていただいていると思っております。

基本的には1世帯1個しか対応ができておりませんので、そういう形で設置をさせていただいております。お尋ねのありましたような、夜中とかそういうこともあるかとは思いますが、先ほど申し上げました緊急の全国瞬時警報につきましても、最低限のボリュームにしておっても最大の音量で鳴るようになっておりますので、それでも聞こえないという場合はあるかと思っておりますけれども、そういう仕組みになっておりますので、そこは御理解いただきたいと思っております。

別の部屋に寝ていてとか、あるいはテレビで聞こえないというようなことも想定はできるんですけども、それについて具体的に、例えば個別受信機を1世帯に2つとかそういう対応については、現在のところは考えていないところでございます。

○3番（児玉孝徳君） 関係機関とですねハウリングの件は協議していくということでしたが、個別受信機の件につきましてもですね、電池を交換してくださいという広報をですね徹底的にするとか、聞こえないところには外部のスピーカーを設けるとかですね、その過程については手出しになりますよとかでもいいと思うんですけど、やっぱり情報が伝わらないというのが一番ネックになりますので、その点も考慮してください。

では、防災訓練の在り方についてお尋ねいたします。ことしも、本町では7月13日に津波避難訓練が実施されました。この訓練は南海トラフ大地震による大規模災害を想定した大崎町地域防災計画に基づく避難対策を検討するもので、避難経路や避難場所の確認、並びに要配慮者の避難対策等の検証・確認を行うとともに、各関係機関の活動及び連携を図り、町民の防災意識の高揚と知識の向上を目的とするということで行われましたが、この訓練に参加した町民の中にはですね一時避難所に30分ぐらい前からいらっしゃっている方がおられるんですよ。それとかですね、自宅は高台にあるんだけど、例えば集落の避難場所がちょっと低いところにあつたら、そこに集まっていらいらっしゃいます。

そういったことでですね避難訓練の目的が達成されているのかという点が、甚だ

疑問なんですけど、間違った場所を認識されていて、実際の災害のときにですねそこを目指して逃げられたと、そこで被災されてしまったとかですねそういったことになってしまったら、避難訓練の意味が全くありません。

実際の避難場所は、あのときはあそこやったけど、あそこは低いというのがわかっていても、どこに避難すればいいんだろうということが実際にわからなければ、何も、本当意味がないと思います。このような点をどのように改善されるかお聞かせください。

○町長（東 靖弘君） 避難訓練は、実際に災害が起こったときの対処方法を日頃から知っておく、意識しておくことで、実際の災害発生時におけるパニックを抑え、より安全な場所への避難行動を速やかに実施するための訓練でございますので、次回開催に当たりましては、御指摘のあった部分も含め、消防幹部会等での検証結果も踏まえまして、これまでより実施効果の高い訓練になるよう、今後検討し、内容や手順の見直しを含めて工夫に努めてまいります。

また、先ほど自宅避難ということもお話いたしましたので、より自宅がより安全ということがある場合には自宅避難で大丈夫ですよということも、やはりこういった訓練の中でお話することが大切かなと思います。

○3番（児玉孝徳君） 是非、そういった点も周知していただいて、避難訓練ということで目的が達成されますようお願いしておきます。

ではですね、避難をした場合の避難場所なんですけど、そこでですね避難所体験はできないかと考えます。先ほど同僚議員が避難所のことについてちょっと質問されたんですけど、避難所にどういったものが必要なのかということを検証するためにですね、公民館長や事業所などの代表、あるいは希望者などを避難場所で一晩泊まっていたいただければ一番いいんですけど、それも大変でしょうから、夜間の四、五時間ですね過ごしてもらおうというもので、実際にですね夜間に過ごしていただいて、例えば途中停電があったという前提で電源を落とすとかして、どういったものが必要か、心がけなければいけないことはどんなことかという検証を行うことができるんじゃないかと思います。

必要な備品がですね確保されていないところは、その点を補充していただくということでお願いしたいんですけど、実際7月3日に避難された方からお伺いしたんですけど、畳の間じゃなくてホールのほうはブルーシートが敷いてあるだけで、掛ける毛布もなかったと。先ほどは毛布を用意してあるということだったんですけど、毛布はなかったということをお聞きしております。御飯も雑炊ですかね、というのもあったみたいなんですけど、全員には配られなかったということでお伺いしております。そういった点も含めて、避難所体験ですね、どのくらいの方が避難で

きて、どのくらいの備蓄が必要なのかという点も合わせましてできないものか、お伺いいたします。

○町長（東 靖弘君） 開設時には職員を配置し、避難所の情報確認や各種連絡調整、さらには必要に応じて飲食の提供を行っているところですが、避難される方の中には、避難時に何を持っていけばよいのか、どういったものが避難所では便利なのかといった心配もあることと思いますので、例えば避難所体験を自主防災組織における防災訓練活動の一環として取り組まれ、その体験をもとに、避難時の携帯品を日頃から準備しておくのも1つの方法であると考えますので、その場合、事前に役場の担当課に連絡いただければ、避難所としての施設を管理する部署との連絡調整をしてみたいと考えております。

○3番（児玉孝徳君） 自主防災組織とか自治会などで計画するのもなかなかですので、町のほうでそういった機会を設けていただいて、是非、そういった体験を実施していただきたいと思います。

では、次にですね、大雨や津波などの水害で取り残された方々をですねいち早く救助するために、消防団へ水害救助用のゴムボートを支給できないかと思います。消防署などには配備されていますが、数も限られています。よく、水害の起きた地域でですねテレビで放送されるんですけど、ボートで住民を乗せて救助をするという場面があります。被災された方はですね、特に高齢者や要配慮者はですね少しの時間でも危険が及ぶ場合があります。また、団員などがおんぶするという救出はですね、膝上とか、水の中では足元が見えませんので危険が伴います。

隣の東串良町にはですね消防団に既に配備されています。そこで、本町でも備えることはできないかお尋ねいたします。

○町長（東 靖弘君） ことし6月下旬から7月上旬にかけての大雨で、菱田川の水位が危険水域まで上昇し、河川氾濫の危険性もあったことは記憶に新しいところでございます。

このことから、河川氾濫時に対応するための水害救助用ボート配備の必要性についての御質問ですが、ボートの品質や保管場所、捜索態勢など検証課題も多いことから、ボートの必要性も含めて消防幹部会の御意見等もいただきながら検討してみたいと考えます。

○3番（児玉孝徳君） 是非配備していただくように検討をお願いいたします。

ここでですね資料を配付したいのですが、議長、よろしいでしょうか。

○議長（宮本昭一君） はい、許可します。

（資料配付）

○3番（児玉孝徳君） 今配付いたしました資料はですね、7月3日の菱田川の菱田橋

の隣の決壊しそうだったところの写真です。下の大きな写真ですね、消防団員が写っているんですけど、これがですね水位がかなり上がってきて、もう決壊しそうな感じのときですね。実際はこのあと、もうちょっと水位が上がるんですけど。堤防も崩れだしております。左上のですね写真は、このとき倒木が流れてきて、菱田橋に引っかかっている状況です。右上のほうはですね水が引いた翌日ですね、堤防が崩れたところを写しております、かなり削れていました。

幸いですね雨量データマップをスマホなんかで見てたんですけど、夜中にも予想されていたんですよ。実際、左下の写真からするとですね、本当、夜中にですねもう一回豪雨があったら決壊していたと思います。ですが、幸いなことにですね大崎町より上のほうを雨は通過したみたいでして、菱田川の氾濫はなかったです。もし、菱田川が決壊した場合は、先ほど申しました、上住、横町、新町、上町、地応寺、この辺が1階部分とか床上浸水すると思います、約150世帯以上ですね、400人ぐらいの方が被災されると思われま。

そこでですね菱田川堤防の嵩上げはできないかお尋ねいたします。

○町長（東 靖弘君） 御承知のとおり、菱田川は2級河川となっており、河川の管轄は鹿児島県となっております。

御質問の件につきましては、これまでも事あるごとに県や国に対してお願いを重ねているところでございますが、なかなか実施には至っていないところでございます。しかしながら、地域住民の生命や財産を守るために、今後も関係機関と連携をとりながら、引き続き要望活動を続けてまいります。

この災害のときに、私も役場に待機しておりましたので、常時状況を確認しておりました。田尾橋付近が用水があふれて田んぼに水が入り出したとか、本当に刻一刻状況が変化していく中で危険な状況にあることをずっと確認しておりましたので、御質問の意図もよくわかるところであります。

また、菱田川が、7メートル11センチがちょうど河川堤防のところなんだろうかと、それで6メートル80何センチぐらいまで水位が上がってききましたので、本当に危ない状況だということも確認しました。その中で、徐々に、徐々に、この写真にありますように堤防がえぐられている状況を見て、これではということで避難勧告を発したところであります。

かねてから、菱田川の水域については、菱田川は霧島のほうから流れてくるということで、上部に大雨が降ったら下流のところに大量に流れてくるというようなことで危険性が非常に高いということがありますので、これまでも重ねて要望もしてまいりましたので、このことについては引き続き、こういった写真を示しながら県へは要望活動を続けてまいりたいと思います。

○3番（児玉孝徳君） 是非ですね県へ強く要望していただきたいと思います。実際、菱田川の堤防が決壊したらですね、菱田橋のところ、国道220号線がこの地域より高くなっているものですから、水の逃げ場がないんですよ。あの辺は全部浸かってしまっても、特に私の住んでいる上住なんかは1階部分はもう軽く超えてしまうんじゃないかと大変心配していて、近隣住民の方からもですねいつも言われているんです、菱田川はどげんかならんかということで。是非、その点は強く要望してくださいますように言っておきます。よろしくお願ひします。

それではですね、次に、外国人の避難情報の伝達についてお伺ひいたします。

というのはですね、私のうちの近くに、外国人の技能実習生、ベトナム人なんですけど、6名ほどいらっしやっています、若い男の子たちなんですけど。ちょうど火曜日の南日本新聞にも載っておりました、外国人への災害情報不足ということですね、見られていると思いますけど。東京新聞なんか書いた文書なのかなと思って見ていましたけど。

先日の大雨の避難においてですね菱田川沿いの外国人ですね、技能実習生6名、消防団で3回、広報を夜までしたんですけど、詰所で警戒をしていたんですけど、待てよ、彼らには防災行政無線、それから、消防車でした広報は伝わっていないんじゃないかなと思ってですね、7時過ぎになって私が気づいて、3人で、私の車と消防車と、消防車だけでは6名は乗りきれませんので、避難所に行きましてですね説明をするということで行って、あと2人連れて行った団員に話をして、避難させてくれということで。すぐ川の側ですから、もし説明をしている間に菱田川が決壊するといけないからですね、私は菱田川まで行ってちょっと見てくるからといって、説得する時間ぐらいは大丈夫だろうということでまた帰ってきたんですけど。そうしたらですね、団員が、うまく伝わらないと、言葉が。菱田川から水が来るとかと言っていったらしいんですけど、水、来ないとか言ってですね逃げようとしなないんですよ。私も加わって、身振り手振り、つたない英語で何とか説得して、そうしたら逃げてくれるということで。逃げるとなってからですね歌なんかを歌ったりとか、洗濯物を取り込んだり、説得を始めてから30分かかりました。その間、団員と私は外で待っていたんですけど、雨が降る中ですね。あと、もう1つ言いたいのがですね、消防団員全員に消防のカップは配付されていません。そのとき連れて行った2人はですね、1人は自分のカップを着ていました、もう1人はカップを着ていないんです、ずぶ濡れの中ですね待っていたんですよ。団員全員に消防のカップの配付もお願ひいたします。

そういう感じですね待ちながら、送って行かないといけないですから、車もないですから、あの人たちは。サンキョーミートに勤めている子どもたちなんですけ

ど、サンキョーミートの方にちょっと知り合いが勤めている人がいたものですから、そこまで電話してですね何とかしてくれということで連絡もとりました。逃げるとなると消防車に乗ろうとしたときになって、その会社の方も駆けつけてくれてですね、ありがとうございますということで、別のところに社宅が、ちょっと高台にあるということで、そこまで避難させることができました。

そういうことですね、実際もうちょっと早く逃げてくれればよかったですけど、言葉の点やいろんな価値観の問題で避難が困難なんです。そこでですね避難情報、災害情報がスムーズにうまく伝わるように、英語とかベトナム語とか中国語、韓国語などでのパンフレットとかですね広報用のソフト、そういったものをつくるべきじゃないかと思います。また、SNSで発信することもできると思います。いかがでしょうか。

○町長（東 靖弘君） 本町においても多くの外国人が企業等に勤務し在住しており、今後も増えていくことが予想されます。そういった中で、今回の大雨による避難において、消防団員の警戒や避難の呼びかけの際、外国人の対応に苦慮されたということでありました。

私としましても、今後の災害時における在住外国人への避難対策の必要性を感じているところでございます。つきましては、在住外国人に対する災害時の避難方法や意識の向上、さらに避難訓練などの周知、現場におけるコミュニケーションの方法などについて、雇用先の企業や仲介者等を通じた手法を検討するとともに、近隣自治体の状況も確認しつつ、災害時における在住外国人対策にも取り組んでまいりたいと考えております。

○3番（児玉孝徳君） 新聞にも取り上げられていますので、是非、その点はつくっていただくよう要望しておきます。

最後になりますが、これは7月3日の災害のときにですね避難された住民からの要望なんです。町長当局にも伝わっているかもしれないんですけど、ペットも一緒に避難できる避難所はできないかということです。

最近ですねペットも家族というふうを考える方がいっぱいいらっしゃいます。なかなかですね大勢の方が避難されている中にペットを連れて行くことは困難だと思いますが、犬とか猫とか嫌いな方もいらっしゃるし、どうかなと思うんですけど、家族だから、ペットが逃げないんだったら私も家にいるとかという方もいらっしゃいますので、自分でポータブルのゲージとかペット用のキャリーを用意されていたら、イオンペットショップがありますね、あのようですね一時預かり所のような場所を1部屋設けられないかと思うんですけど、いかがでしょうか。

○町長（東 靖弘君） 家族の一員としてペットに愛情を注がれる方も多く、自分が避

難するなら、大切なペットも一緒に避難したいという方もおられます。

しかしながら、避難所には多くの住民の方が来られます。中には動物アレルギーの方やペットに対して不快、あるいは苦手感をお持ちの方もいらっしゃると思います。避難所の開設者としては、大変悩ましく、難しい問題ではありますが、現状では、ペットと一緒に避難される場合にはゲージ等に入れていただき、雨、風等をしのげる屋外での避難になるのではないかと思います。

また、台風等直前に避難の必要性が予測できる場合などはペットホテルへの一時預けも1つの方法ではなかろうかと考えます。

以上でございます。

○3番（児玉孝徳君） 全部の避難所にそういったペットが避難できる場所を設けてくださいとは言いません。町内に1箇所でもですね、そういった1部屋設けられる場所をつくっていただいて、ペットをお持ちの方はゲージを用意していただいて、ここだったら1部屋ペットだけ入れますよという場所を設けていただいたらいいんじゃないかと思いますけど、いかがでしょうか。

○町長（東 靖弘君） 今回の大雨のときに避難をしていただいて、ペットを飼っていらっしゃる方がおられて、それに対して、一緒にないと避難しないということがあって非常に問題だったという中で、やはり常に一緒にいたいということがありますので、そのペットをケージに入れて、ほかのところに預けるとか、ほかのところに持っていくこととか、そういったことも非常に抵抗があったみたいです。

それで、ケージを借りてきてそこに入れていただいて、避難所でその方が見える位置にその方は避難していただいて、常に犬がそこに見えるところで避難していただいたということで、やはり離れること自体が、またいろいろあるみたいでした。やはり避難する場合は、非常に緊急的に避難してくるので大混雑してくるわけですから、やはりそれなりの避難ルールというのがありますので、ペットについてはこうしていただきとかありますが、避難所の外で雨、風をしのげる場所でちゃんといつでも見届けることができるような場所での避難とかそういったことが一番いいんじゃないのかなと、私はそのことを聞いて、そう思ったところですので、これについては当然、飼っていらっしゃる方もみずからケージを準備するというのも必要だろうと思いますので、そこらも周知していくことも必要であろうと思います。

○3番（児玉孝徳君） 実際にですね災害が起きた場合はペットの側にどうしてもいたいという気持ちもわかるんですけど、その辺は考慮していただいて、同じ建屋にいたら安心なところは見に行けるわけですから、そういったところをですね是非1部屋用意していただく。例えば、この前の菱田改善センターはですね1部屋そういった部屋が、家族と一緒に犬と一緒にですね1部屋設けていただきたみたいです。

そういった部屋を、人間は入らなくてもいいですけど、犬、猫だけでもいいですけど、もちろんケージは、先ほど言いましたように自分で用意してくださった方だけということですね。そういった点もお考えください。その辺を要望して、私の質問を終わります。

○議長（宮本昭一君） ただいま、2人の一般質問が終わりましたので、昼食のため休憩に入りたいと思います。午後は13時から再開いたします。

-----○-----

休憩 午前11時48分

再開 午後 1時00分

-----○-----

○議長（宮本昭一君） それでは、再開をいたします。

次に、5番、神崎文男君の質問を許可いたします。

○5番（神崎文男君） 私は、さきに通告いたしました、大崎町の河川水質状況についてと、ジャパンアスリートトレーニングセンター大隅周辺の道路排水について、医療費の抑制についての3点を質問いたします。

大崎町には3つの川があり、菱田川、田原川、持留川があります。菱田川については、霧島市の福山町嘉例川が源流で、曾於市、志布志市を流れ、月野川、大鳥川などと合流し、大崎町に注ぐ、長さ50キロ、大隅半島最大の川であります。

50年前は泳ぐことができましたが、最近には川に隣接する事業所等の排出する排水により、菱田川の汚染が急激に進行しているのも事実です。大崎町だけではなく、曾於市、志布志市もですが、以前から地域住民の関係者から、菱田川に隣接する事業所等から垂れ流しも指摘されています。

田原川は、国道269号線近くから始まり、志布志市を流れ、大崎町の横瀬で持留川と合流し、海に注ぎます。

持留川は、横瀬から流れはじめ、持留、三文字を流れ、横瀬で合流します。そこで、今の3つの川の水質状況を見て、どう感じているかを聞いて、1回目の質問といたします。

○町長（東 靖弘君） 3河川の水質の現状を見て、どう感じているかとの御質問でございます。

まず、菱田川におきましては、そのほとんどが鹿屋市、霧島市、曾於市、志布志市に源流を持つ河川であり、過去5年間の生物化学的酸素要求量、通称BOD、浮遊物質、通称SS、大腸菌群数においては大きな変化もなく推移していると感じております。

田原川におきましては、支流に持留川を持ち、田原川は志布志市が源流で、持留

川は大崎町の横内付近が源流であり、BOD、SSにおいては大きな変化もなく推移しておりますが、大腸菌群数については変化しているところも数箇所あったようですが、特段の変化は感じていないところであります。

以上です。

○5番（神崎文男君） それでは、具体的に挙げてみます。p h、水素イオンですが、p hの環境基準は6.5から8.5であり、水道水の場合は5.8から8.6であります。

この3つの川は平均で6.8から7.1でありますので問題はないかと思いますが、次の電気伝導度、ECですが、これは河川の水中の無機物含有量の指標であります。一般的には川の上流では50ms/cmであります。下流の汚濁地域、汚れた地域では200から300ms/cmぐらいであります。菱田川は、それに比べて平均で、今は146ms/cm。田原川についてはもっと悪くて199ms/cmであります。持留川が169ms/cmで、3つの川は汚染しているのがわかります。

そして、次の硝酸性チッソ、 No^3N ですが、一般的な河川の硝酸性チッソ濃度は、上流が0.2から1ppm、下流が2から6ppmとされています。菱田川については40.3ppm、田原川については65.1ppm、持留川は32.3ppmあります。これが、平成14年に測ったのでは、菱田川は3.3ppm、田原川は6.8ppmで、持留川が4.4ppmでありました。

飲料水の環境基準の硝酸性チッソ濃度が10ppm以下でございますので、超えない範囲でありますので、昔は川の水を飲んでもそんなに差し支えはなかったということがわかります。今は、絶対飲んではいけないということになります。志布志市の安楽の水源地では10ppmを超えてしまっていて、今は森山のほうからタンクで水を薄めて使っていると聞いております。

ほかの項目でも、アンモニア性チッソとカリウム、塩素イオン濃度、化学的酸素要求量COD、大腸菌群数もありますが、みんな、我々が測った状態では悪くなっております。このことについて、町長いかがでしょうか。

○町長（東 靖弘君） 水質が悪くなっているが、川についての感想はという御質問でございます。

本町の基幹産業である農畜産業の発展とともに、化学肥料、畜産頭数の増大、農業基盤の整備に伴う大型機械導入、用排水路のマルチ化、人口の増加など様々な要因が絡み合い、このようになってきたのだと感じているところであります。

○5番（神崎文男君） 本当に硝酸性チッソが高い地域、10ppmを超えて使用されている地域では、胃がんとか食道がん、肝臓がんの発生や死亡率が通常の1.2倍

から5.7倍ぐらい高いと、イギリスの疫学調査結果で発表されております。

私たちが使うこの水は、地下水、わき水、川、水道水は地球上の2.5%しかありません。ところが、川や海では水質汚染が進んでいます。水質汚染の原因の60%が家庭からの生活排水であるといわれております。どうにかきれいな川にできないか考えたときに、3つの川は無理だとしても、1つから改善できたらなと思っております。

そこで、持留川から始めることを考えました。改善策は簡単にはいかないと思いますが、地域住民に知らせてもらう意味からも、協議会みたいなものを立ち上げられないか。また、河川水の汚染、湧水の汚染は子どもたちの健康に重大な影響があり、人の寿命にもかかわってくると思います。リサイクル日本一の大崎町、志布志市などと力をあわせて取り組めば解決できると思いますが、町長、いかがでしょうか。

○町長（東 靖弘君） 持留川の水質改善に関する協議会をつくれないかとの御質問であります。

持留川を維持管理する県、町や関係のある水利組合などが主体となる必要があると考えておりますが、進め方については慎重に行う必要があるので検討をさせていただきます。

○5番（神崎文男君） 持留川沿線の住民に呼びかけて、現状を知ってもらうことから始めていき、時間はかかるけど、何か動かないといけないと思っております。

この前、持留小に投げかけて、川のよさとか、川の役割、大切さを知ってもらいたいと、川遊びや川の調査を7月に計画しましたが、大雨でできませんでした。また、10月に計画実施する予定でございます。子どもたちからも考えてもらうというのも1つの方法ではないかと思えます。この点に、町長いかがでしょうか。

○町長（東 靖弘君） 河川の水が、魚が住んで、あるいは水生植物が生息できてということで、河川がそういう状態であることが一番望ましい状況だということは十分理解をいたしております。

昔は川の水も飲めたというお話だったんですけど、水道がない頃は、河川の水とか池の水とかそういったのは飲料水にはとても大切な役割を果たしていた時代もあったところであります。その中で、いろいろと時代が進展してきて、様々な農業形態が変わってきて、河川の汚濁ということが進んできたという中でのそれをとらえて分析をされた、その結果での御質問ということではありますが。

私もいただいた資料を読みました。専門的な用語は勉強していないので理解もできなかったところでありますが、特に、ただいま、持留川沿線に協議会をつくらどうかということであったんですが、いただいた27ページを読んだとき

に、近年、事業所等からの排水の放流により持留川が清流を保つことが極めて困難な状況であると言える。地域住民から、河川に隣接する事業所等からの垂れ流しも指摘されている。そして、持留川の電気伝導、硝酸性チッソ、アンモニア性チッソ、リン濃度の値から見ても汚染源は明白であるということは、事業所から出ていることが具体的に明確に出ているんだということが、ここで指摘されているわけであります。やっぱりそういったことがあって、そういった協議会をつくったときに、当然その事業者の方々にも入っていただくということになりますので、こういった報告書を出さないといけないということも出てまいります。

やはり、環境に関して、ここで検討させてくださいと言ったのは、いきなりそういう協議会をつくっていくと、大きな問題が発生するということが十分考えられるので、そういったことから検討をさせてくださいということにいたしました。農畜産業が非常に発展してきていて、それで硝酸性チッソが増えてきて、牛とか豚とかそういったところから、大雨によって排水路を経て河川に流れてきていることとか、養鰻業者の方々の排水での大腸菌の発生とか、様々なことを指摘されているのはこの報告書でありますので、河川の浄化ということは相当考えたし、以前も、せせらぎ公園でやるときに炭を使って河川の浄化を図るということで、NPOにおいて子どもたちを入れながら河川の浄化ということをやって、住民の皆さん方にアピールしようということでやったんですけれども、そういった目的を持ってやったことは非常にいいことであると思っておりますし、子どもたちが認識を持っていくことも大切であるんですけど、この沿線にある事業者の方々がどうしてもこういうパートナーになっていかなければならないということがありますので、やはりこれは大きな問題になって、河川の浄化ということは当然やらないといけないけど、その前段でもうちょっとそういう情報を出しながら認識を高めていく時間というのが必要じゃないかと思って、検討させてくださいということで答弁書をつくらせていただきましたので、そのことは十分御理解ください。

○5番（神崎文男君） 今、町長の意向はわかりました。

今、私が言ったデータについては、皆様方に差し上げたかと思えます。この青い冊子の中にありますので、あとで皆さん、読んでいただきたいと思えます。

次に、ジャパンアスリートトレーニングセンター大隅周辺の道路、排水路についてですが、陸上競技場のトレーニングに特化した、日本初のスポーツ合宿拠点施設が完成し、4月から利用されております。今まで、トリニダード・トバコとか台湾の陸上選手が合宿したのは承知のとおりです。

すばらしい施設はできましたが、周辺の道路はどうでしょうか。県道宮ヶ原大崎線は歩道があって広いですが、西側の田んぼの農道は道路幅が狭く、車同士の離合

をするときは、どちらかが待っている状態です。砂利が耕作地に入り、農業機械の故障の原因の1つになっています。また、近くに菱田分団の詰所もあり、場合によっては消防車も走る可能性もあります。

田んぼ区画整備はしてありますが、中の縦の排水路沿いはアスファルト舗装がしてあり、横の線が何本か農道がそのように砂利道路で、雨上がりはあちこち水たまりができて、景観的にも悪く感じます。アスファルト舗装にしてもらったらと考えております。

ジャパンアスリートトレーニングセンターはきれいで美しいのに、周りの田園は汚いと、センターの集客にも影響すると考えますが、町長どうでしょうか。

○町長（東 靖弘君） 御質問の砂利道は、県道蓬原地区水田圃場整備事業で、昭和55年度から平成8年度にかけて整備された農道のことだと思います。現在、高尾川上流の排水路に隣接する幹線道路は舗装済みであります。県道から岡下方面に延びる農道につきましては一部砂利道がございます。なお、全線の幅員につきましては十分確保されていると思います。

今後、砂利道の舗装につきましては、地域の実情や財政状況を見きわめた上で検討したいと考えております。

○5番（神崎文男君） ありがとうございます。

宮ヶ原大崎線を挟んで、今言った西側は田んぼで、東側は畑が続いています。ジャパンアスリートトレーニングセンターの周辺はランナーが走ったり、歩いたりしているのを見ます。アスファルト舗装はしてありますが、舗装に小さな穴が開いたり、劣化したりして、景観も悪いし、雨の日や、雨上がりでも水が溜まり、通りにくい状態になります。畑の中にも雨が降れば水が溜まり、何日も雨水が溜まる場所もあります。

そこで、舗装の補修と排水路の施設が必要かと考えます。町長、どうでしょうか。

○町長（東 靖弘君） 周辺道路の舗装補修につきましては、現地調査を行い、補修の規模にもよりますが、今後、整備計画を立てるなど対応してまいりたいと考えております。

御指摘の圃場は、排水路網等が未整備となっておりますことから、今後、ジャパンアスリートトレーニングセンターと合わせ、景観等に配慮した一体的な整備を検討してまいりたいと思います。これが答弁になりますけれども、現地の状況等については十分把握しているつもりであります。農振等の見直しのこととかでも質問もありまして、その地域が除外対象になっているということも御理解されていると思いますが、農道が3メートル幅員であるということがあります。それで、排水路が

ついていないというところもあったり、ほとんど排水機能がないわけでありますので、やはり、これが将来住宅化したときに、排水機能ということも非常に重要な事項でありますので、このことについては現地も確認しながら、やはり御発言があったような形に持っていかなければならないだろうと思っておりますので、こちらは時間をいただいて、その間、検討をさせていただきたいと思えます。

○5番（神崎文男君） そのようによろしくお願ひ申し上げます。

次に、医療費についてですが、日本は人口の高齢化が進み、病院にかかる人も多く、病床数も多く、在院日数が長い、そして薬剤価格が高く、薬剤使用料が多い、検査が多く、診察回数が多いがあつて、医療費が増える原因かと思えます。いまや、日本の医療費は国内総生産や国民所得を上回るペースで増大傾向です。

そこで、大崎町で支払う1年間の金額は幾らか、国保だと思えますが、幾らぐらいか伺います。

○町長（東 靖弘君） ただいまの御質問につきましては、担当課長の答弁とさせていただきます。

○保健福祉課長（相星永悟君） それではお答えいたします。

平成30年度の本町の国保事業特別会計におきます総医療費は15億5,586万7,000円でございます。また、1人当たりの医療費は40万9,546円でございます。前年度と比較いたしますと、総医療費では7,503万8,000円の減少、1人当たり医療費では5,126円減少している状況ではございますが、長期的に見ますと増加の傾向にあるようでございます。

以上でございます。

○5番（神崎文男君） すごくお金だと思えますが。病気になれば、当然、病院にかかって医者にかかり、直してもらふ。これは必要で、重くなってからは余計なお金がかかってしまうということで、そうならないように病院にかかるのはいいことなんです。では、医療費削減のためにどうしたらいいかを考えたときに、自分の体は自分で守る、健康について何らかの動きをするということが大事かと思えます。町長も、歩いたり運動をされていらっしゃる、健康な体を保って、病気に罹らないように努めている。これを、全町民に浸透させ、実行してもらふのが理想です。このために、町が取り組んでいる健康づくりはどれくらいあるか、また、何人ぐらい参加しているかを伺います。

○町長（東 靖弘君） 町が取り組んでいる健康づくりの状況についてという御質問でございます。

自身の健康を保持するためには、ある程度の運動は大変効果的であると思えます。町が取り組んでいる健康づくり事業はどれくらいあるかということでございま

すが、運動普及推進員の協力をいただきながら、マスターズプロジェクト推進事業やころばん体操、そして、ふれあいいきいきサロン事業、その他、実年大学等でもいろいろやっておられるとっております。

なお、人数等につきましては担当課長の説明とさせていただきます。

○保健福祉課長（相星永悟君） お答えいたします。

町が取り組んでいる健康づくり事業では、介護予防的なものも含まれますけれども、マスターズプロジェクト事業が4つの会場で50名、ころばん体操が25箇所です。343名、ふれあいいきいきサロン事業が38箇所です。587名、いきいきクラブ事業が50名、また、生涯学習講座での健康づくりの分野もございまして、太極拳やジョギングなど9種目で125名。町の老人福祉センターにおきましては個人的な講座を主催されているものがございまして、2種目で26名となっております、延べ人数になりますけれども、1,181名の参加をいただいている状況でございます。

以上でございます。

○5番（神崎文男君） 大分、健康に注意されて運動されている方も大変多いような感じがいたします。

私たちは医療のことをもっと勉強することも大事かと思っております。例で申しますと、例えば湿布1枚をとっても、肩や膝が痛いとき、病院から湿布を貰ったり、薬局から買って貼るんですが、袋の裏を、何と書いてあるか見ると、「妊娠されている方、妊娠の疑いの方、15歳未満の方、かぶれる方は使用を控えてください。湿布を貼ったまま寝てはいけません」とか、湿布は、貼ったところの血液の流れを遅くして痛みを和らげると聞いております。知って使うのと、知らないで使うのは相当違ってくると思っています。

それと、朝起きたときに体温が36度5分以上あれば、がんになりやすく、35度台はがんになりやすいということがいわれております。それと、朝一番のおしっこの色が、黄色が濃いのは腎臓などの働きがよいと聞いております。

一人一人が医療のことを勉強して知ってもらえば、削減にもつながると思っておりますが、町長どうでしょうか。

○町長（東 靖弘君） 教えていただいてありがとうございました。

肩が痛かったり、膝が痛かったりとかするときに湿布を貼って、そのまま寝ていたりしてはいますが、湿布を貼ったら血液の流れを遅くして痛みを和らげていくんだということで、「湿布を貼ったら、すぐ治るが」ぐらいの気持ちでやりましたが、本当にこんなことも、読んでいないもんですから初めて知りました。また、朝の体温とかがんにやりやすい体質、なりにくい体質で、聞いていて、自分

はがんになるのかなとちょっと思いながら聞いていたところです。

私たちは健康な体をつくっていく中で、通常は食生活を基準としながら、そしてまた、先ほど、健康体操とか取り組んでいて、みずからの健康をつくっていくということを誰しもが考えて取り組んできていて、先ほどの報告でも1,200名ぐらいの方々が健康づくりに取り組んでいらっしゃるって、そしてまた、聞くところによると、それなりの健康な体の維持回復に努めることができたというようなお話も聞いておりますので、やはりそれぞれが食とか、あるいは体操とか、そういったところを通して健康づくりを行っていくということが一番大切であって、これからもそうあってほしいということと、そのことによって、結果的には、国民健康保険であれ、社会保険であれ、共済保険であれ、医療費を抑制していくんだということにつながっていくわけでありますので、やはり基本は、こういった健康づくりをすることと、それに対して認識をしていく、こうだからこういうふうに体質改善がなされるとかそういったことを認識するということが非常に必要なことだと思います。

○5番（神崎文男君） 医療費が一番使っているのは高齢者ではないかと思います。高齢者の方で、健康に気を使い、グラウンドゴルフやウォーキングなどを行っている方が増えてきました。

しかし、少しのことでも病院に行く方もいらっしゃいます。それと、終活ですが、終活をどう過ごすかも大事になってきます。人生の最後をどこで迎えるか、いまは大部分が病院です。自宅で老衰で亡くなる方が少なくなり、医療費高騰につながると思います。死因が、最も健康な死である老衰が最多の割合を占める神奈川県茅ヶ崎市は、医療費1人当たりの全国平均を14万円も低い値を示しています。ここは、医療介護の多くの職種が連携し、在宅介護など暮らす高齢者を支える体制が充実している。そのため、自宅で最期を迎えたいという人が増えていると聞いております。

老衰という健康な最期を迎えたいものでございます。最後に、このことを聞いて、私の質問を終わります。

○町長（東 靖弘君） 議員の言われるとおり、高齢者、後期高齢者の医療費は、国保と比較いたしますと2倍以上にかかっている状況でございます。高齢になれば病気に罹ることが多くなり、また長期にわたることになってくることなどから、どうしても医療費は多くなってまいります。

以前から普及に努めておりますグラウンドゴルフは、競技人口が多く、いまや高齢者にふさわしいスポーツとなりました。このようなスポーツ健康づくり事業の場において、医療費が1つの話題として上がり、医療に対する皆さんの理解が深まっ

ていけばと期待するところがございます。そのために、町といたしましても、できる限り協力を検討してまいりたいと考えております。

高齢者が重度な要介護状態になっても、住みなれた地域で自分らしい暮らしを、人生の最後まで続けることができるよう、医療、介護、住まい、生活支援等の各分野が互いに連携しながら支援する地域包括ケアシステムの構築に向けて、関係機関と連携を図りながら取り組んでまいりたいと思います。

終活を含め、最後は、俗にいう「ぴんぴんころり」が理想だと思いますが、家族にとりましては、命あるうちは何とかして手当てをしてあげたいと思うのも理解できます。最期は自宅でということは理想であると思います。

以上でございます。

○議長（宮本昭一君） 次に、9番、上原正一君の質問を許可いたします。

○9番（上原正一君） 最後に、通告しておりました私の番がやっと回ってまいりました。本日は、さきに通告しておりました定住化促進対策と有害鳥獣対策について、それから公営霊園についての自分なりの考え方を提案し、住民の皆様が大崎町に住んでよかったと思えるようなまちづくりを目指して頑張っていきたいと思っております。

さて、始めに、定住化促進であります、いままでにもいろんな提案もあり、町としても重要課題として取り組んでおられることは十分に理解しております。

ところで、現実を知るために今までの事業の中で空き家リフォーム促進事業の実績はどのようになっているかを尋ねて、1回目の質問といたします。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

空き家リフォーム促進事業は空き家の有効活用と定住促進を図るため、前進の空き家有効活用促進事業を合わせると、平成26年度から実施しております。実績といたしましては、制度開始以降、本年8月末現在で28件、1,326万8,000円の補助金が交付されております。

○9番（上原正一君） 関係がございますので、次の空き家バンクの実績はどうなっているかお尋ねいたします。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

空き家バンク等制度は、平成24年度から実施しておりますが、制度開始以降の実績としましては、空き家バンク等の利用申請者は8月末現在で延べ134人、登録物件数は100件となっており、これまでに活用された空き家は延べ64件となっております。

以上でございます。

○9番（上原正一君） 今、お答えがあったわけですが、このところまでは空き家のうちでも使えるという空き家物件であったと思っております。前回、危険家屋解体

補助の質問をいたしましたときに、その分は使えないといいますか、危険であるというようなことで解体以外に方法がないというような考え方で補助金を復活していただいたんですが、4月からの始まりだと思いますが、現在のところ、どれくらいの利用がありますか。

○建設課長（時見和久君） 今現在、審査が終わりまして、10件の申請があり、2件がその対象になったところでございます。

○9番（上原正一君） 予算組みは、確か30万円を限度として10件ほどを予定されていたと思うんですが、今後もまた募集は続けられるということですか。

○建設課長（時見和久君） 今後については、今ちょっと、今後また考えていきたいと思えます。

○9番（上原正一君） そういうことで、片付けたほうがいいような家屋が危険家屋で順次申請がなされて、今後、危険家屋を取り除いていかれると思いますが、その残りといいますか、再利用もできないよ、もう家も荒れているよというような家屋が結構多いと思うんです。そのことについて、きょう提案をしたいのが、もともと宅地であるわけですから、荒れているということは持ち主さんが地元いらっしやらない可能性が高いんじゃないかと自分は考えておるんですが。その物件を役場のほうで、納税者もしくは地権者を探すことは簡単にできると思いますので、それを寄附してもらえないのかなど。こっちにもいない、手入れもできない、見た目も悪いというようなことで、この考え方は、町長、どのようにお考えですか。

○町長（東 靖弘君） 空き家の再生利用ということは随分考えながら取り組んできているところであります。

質問がありました、再利用できない老朽化、いわゆる朽ち果てた家というふうに考えていいのかなと思いますけども、そういったところを寄附していただいて、町が活用する方法はないかと考えられないかということでもあります。今までも町に寄附をしたいという考えがあるというようなお話は聞いたりしてはございましたけれども、町が再利用の価値がないところに、価値って大変失礼ですけども、再利用する見込みがないところでそれを申し出られたりしたときには、一応お断りしてきているということがあります。

交通の利便性がよくて、すべての面で条件が整っているところでそういった申し入れがあったときに、その条件とかを見ながら対処する場合もあると思いますけれども、そういった場合には地域を限定していくということになるのかなと思います。まだ、そういった手法を講じているわけではありませんけれども、寄附があったときの対策、寄附を受けて、町が解体をして、土地をいただいて、それでその土地を再生利用するといいたいまいしょうか、再利用するということの御意見だと思います。

が、お答えしましたように、やっぱり地域的なこととかそういったことも考えていかなければならないと思っております。

○9番（上原正一君） 今、町長がおっしゃったように、私もそういうふうを考えております。

どこでもかしこでもですね寄附をするからといって貰って、家を崩して整地をしてということになると、それを貰ってくれる人がいたらいいんですけども、いなかった場合、ただ町有地として残ってしまうというようなことじゃなくて、各集落に職員もいると思いますが、その中で、人たちに自分の近くの家に荒れた家はなにかとかというようなことで、一旦下調べをするべきだと思います。この家なら、整地をすれば十分貰ってくれるんじゃないかと、ある程度限定をしたものでないと、どこでもかしこでもというわけにはいかないだろうと思います。とりあえずは町に近い、学校に近い、病院に近い、近い範囲の中で、10件なら10件ぐらいを予定して持ち主に。町長がどの程度大崎町をよくしたいと、空き家を少なくして、景観をよくしてというような思いがあればですね手紙に仕立てて、持ち主さん、もしくは納税義務者の方に手紙を差し上げると、町長の思いが通じればですね十分寄附をしてもいいよというような返事が返ってくるんじゃないのかなと自分は甘く考えているのかもしれませんが、そういう思いでこのことを質問しているわけでありませう。

解体する費用というのも結構かかりますので、定住化促進の事業の中で新築を建てると50万円、それから子どもがいれば、さらに20万円、20万円、90万円から100万円ぐらいの補助が出るわけですが、そのお金をというわけじゃないけれども、そこに整地をしてきれいにしたところの宅地の募集をかけて、ある程度の条件、税金の滞納がないとか、子どもがいるとか、集落に入るとかそういうようないろんな条件はある程度つけないといけないでしょうけど、そのかわり、整地をした宅地を条件に合った人にはただであげますよという、ただということにも大分、自分は魅力があるんじゃないのかなと、家を建てたいけれども、なかなか建てる土地のことがわからないとかそういう方も結構いらっしゃるんだよなと思っております。

そうすると、畑に新築を建てると、宅地申請をしたりとか、水道を引いたりとか、電気を引いたりとか、またそういう造作もたくさんかかるわけで、もともと宅地であった場合には水道も多分近くまで来ている、電気も電柱が近くに立っているはずだと、もともと宅地だから。そういうようないろいろな条件を考えたときに、結構貰ってくれないかなと甘く考えているんですが、無理ですか、町長。

○町長（東 靖弘君） 結構空き家があって、空き家を改修したいということで、そう

いった御質問のことも随分検討もしてまいりました。

もともと、例えば三文字とか上町地区とかそういったところには空き家がたくさんあって、不在地主になっていたりとかしている期間が相当ありましたから、それに対してお尋ねのような対策はとれないということで随分検討もしてまいりました。また、なかなか無償でということは難しいということもあつたりしますが、発言していただいていることは本当に一致するものがあると思っております。

場所を限定と申しましたのは、一応空き家実態調査等は終了しておりますので、大体どこにどういった物件があるということは把握できておりますが、やはり場所を特定するという事は非常にコンパクトにしていくということを考えていかなければなりませんので、その中でそういった空き家物件があるのかということも、空き家物件をもとにして調査していくということが挙げられるんですけど。やり方の手法の中でもそういった方々に通知をして、そして、それから回答をもって、土地の担保物権はないかとか、登記上の問題とかいろいろ調べていかなければならないので、そういったことを職員に、ほかの業務もある中でそこまでやらせていくとかなりの時間がかかってくるということがあるので、そういったことをやっていくとすると、やはり委託してやっていくしかないのかなという考え方を持っております。

先行事例で長島町が川商ハウスと連携をとって、空き家の再活用ということでやっておりますけれども、ああいった事業とかすごく積極的にやっておられるので、いい参考になるなという思いを持っております。また、個人で解体すると、税法上の問題があつて固定資産税が高くなるということから置いているということも結構あるわけでありまして、空き家を寄附するということになつても、非常に利用ができないような、形が悪かったりとか、あるいは狭かったりとかそういったところについては、なかなか再利用するという事は難しいですけれども、御質問のあつた件につきましては、コンパクトな中でどういうふうに対応していけばいいか、先ほど申しましたような民間業者に調査をやっていただくような方法をとるのか、そういったことについては十分検討をさせていただきます。

- 9番（上原正一君） 検討していただくということは前向きな答弁であると思いたすが、ただ、自分もこういう議員という立場にありながら考えているのが、できるだけ小さなお金でできるだけ効果の上がるといういいですか、ほかの事業を考えながら進めていきたい。下水道が通っているところで空き家になっていけば、そこに人が住んでもらうと下水道利用も進んでいくわけですし、自分が考えていたのは馬場から丸尾、近いところでとりあえずお願いをしてみる。そして、お願いをする手紙を出すという、町長の思いを、町をよくしたいんだと、少子高齢化の対策をとりたいん

だという思いをですね都会の方に、今さっき言いました過程ですが、名義は都会にいらっしゃる方だけけど、家を管理はしていない、家を壊してしまうと宅地税がかかるといようなことで置いておられるような方、だからそういうような方々に、町長に思いを手紙にしたためてお願いをするとですね相当理解を得られるんじゃないかなと。関東大崎会、関西大崎会、中部に行かれるそういうときも、そういうような町長の思いをお話されれば、結構出てくるんじゃないのかなと自分は考えておりますが。是非、このことはですね、空き家対策、それから下水道やらそういうものまで関係をしてくるんですよ。

だから、最初手紙を出すだけの経費ですから、そんなに最初から10万も50万も使うような経費ではございませんので、是非このことはやって進めていただきたいと、前向きに検討をしていただきたいと考えております。

そして、程度のいい家は、会社や農業法人の方々が寮として使っておられるわけですので、このことについてはちょっと、外国人の方が一緒に住んでいらっしゃるといことで隣近所とのいろいろな問題も発生しているようでございますけども、きょうのところはこの問題には触れなくてですね進めていきたいと思っております。

次にですね2番目の、鳥獣被害のことにに関して、対策についてを御質問いたします。

質問をすることに至った経緯でございますが、南日本新聞の9月1日付の記事の中で、宮崎で家畜防疫研修会の中身のことが新聞紙上に発表されておりました。これは何かといいますと、岐阜県で発生しております豚コレラのことでございますが、そのとき、岐阜県家畜防疫対策課長が講演をされて、8月23日現在で、岐阜県内の養豚農家の47%、頭数では52%が殺処分がされているということで、8月23日でございますので、その後も被害拡大をしているものと感じております。それ以上の広域に広がり、殺処分も相当増えていると。この殺処分方法の段階でも、埋設されたときに血液が流れ出して、さらに1億円の経費がたくさん要ってしまったと。埋設の仕方を大事にせよといようなことだったんだろうと思っております。

例えば、52%、47%の農家戸数、頭数というものを鹿児島県に、大崎町に万が一入ってきたときに、大崎町の52%が殺処分されましたといようなことになるとですね、これは岐阜県の、失礼ではありますけれども、あの辺の方々は養豚場というのは数がこっちのように多くはないですので、だからそこまで頭数としては増えていないんでしょうけども、しかし、そのときでも7万1,000頭ぐらいの頭数が屠殺されて処分されているといことであります。

こういうことがあって、鳥獣被害対策についてを質問する気持ちになりました。

実際、大隅半島で捕獲頭数はどれぐらい、わかっておれば発表していただきたいと思います。

○町長（東 靖弘君） 大隅地域振興局管内の有害鳥獣の捕獲頭数はとの御質問ですが、有害鳥獣の許可捕獲による捕獲数は、平成29年度の実績となりますが、鳥類が1,887羽、獣類が3,612頭です。

獣種別の捕獲数では、カラス類がもっと多く、1,883羽で、イノシシが1,393頭、タヌキ1,191頭、アナグマ783頭、ニホンザル237頭、野ウサギ6羽、カモ類2羽、ヒヨドリ2羽の順です。

○9番（上原正一君） ちなみに、今、大隅半島の捕獲頭数を尋ねたんですが、大崎のほうはわかりますか。

○町長（東 靖弘君） 本町の状況につきましては、担当課長の答弁とさせていただきます。

○農林振興課長（中村富士夫君） 大崎町の有害鳥獣の捕獲実績ということでお尋ねですので、平成29年度の実績で申しますと、イノシシが107頭、サルが17頭、タヌキが233頭、アナグマが53頭、カラスが23羽、合計で433ということになっております。

○9番（上原正一君） 平成29年度ということで、今発表いただきましたけれども。次の質問でですね、処理の方法はということではありますが、これは愛護団体との問題もあろうかと思っておりますので、簡単に教えていただければよろしいかと思っております。

○町長（東 靖弘君） 捕獲した有害鳥獣の処理はどうしているかとの御質問でございます。大隅地域振興局管内のほとんどの市町では埋土による処理で、一部の市町で焼却処理をしている状況でございます。

○9番（上原正一君） そういうことで、多分そうであろうと感じておりました。

次の、3番目に、この肉をジビエにできないか、有効利用できないかというような考え方を持ったんですが、いかがですか。

○町長（東 靖弘君） 広域的なジビエ処理加工施設の建設についての御質問でございますが、農林水産業が公表している平成30年12月1日現在のジビエ処理加工施設は、全国に334施設あります。

有害鳥獣による農作物の被害対策や、野生動物管理の一環で、捕獲するなら処理までを考えることが重要な課題であります。捕獲した全頭を処理する方法を計画するには、可能な限り資源として利用することが望ましく、シカやイノシシの食肉歩留まりは15%から30%であることにより、食肉以外の部位のペットフード利用や、皮・角の副産物利用、減量化、焼却等を総合的に検討する必要があります。

食肉加工施設運営において課題や問題点も指摘されていますが、ジビエ処理加工

施設の継続的・安定的な運営には、広域利用はその解決方法の一翼になると思われ
ます。

以上です。

○9番（上原正一君） 先ほど頭数的に発表していただいたわけですが、イノシシ1,
393頭、アナグマ783頭というようなことで、大隅半島でこれだけあれば、ジ
ビエの処理施設を持っている薩摩半島に、確かテレビでこの前もやっていたん
ですが、何箇所あるか、どこにあるかわかりますか。

○町長（東 靖弘君） 伊佐市有害鳥獣処理施設、こちらは伊佐市です。それから、い
かくら阿久根という処理施設がありますが、こちらは主に阿久根市です。それか
ら、焼き肉屋、屋久島町宮浦にあります。大体とらえているのは3箇所ございま
す。

○9番（上原正一君） 大隅半島にはないということであれば、せっかく野方インター
ができたということで、曾於市から、あるいは霧島町からもいいんじゃないかなと
思うんですが。大隅半島全体のイノシシの処理を進めるということには、どこか野
方のインターの近くにつくっていただければ、それなりに働く場所もできるだろ
うし、近い人たちが便利な処分ができるんじゃないかなと。

なぜかと言いますと、確か死んでから2時間以内ぐらいに解体をしないといけな
いという話を聞いていたんですが、そういうふうに広域的につくろうとするとき
に、知事なりそういうところをお願いはできないものか、いかがですか。

○町長（東 靖弘君） 有害鳥獣のこと、またジビエの処理施設については、過去にも
いろいろ御質問があったところでございます。

我々、大隅半島にある4市5町もこの問題についてはかなり真剣な問題でありま
して、これまでも大隅総合開発期成会の中でこういった処理施設の問題とか広域的
につくることとかということは、知事のほうにも再三申し入れをしてきておりま
す。また、大隅地域振興局においても、こういう検討会議を、被害対策も含めてつ
くるべきじゃないかということで、こちらのほうも今まで提案もしてまいりまし
た。自分自身がそのことを一番思っていましたので発言としてはさせていただけ
いたんですが、なかなかジビエの処理加工施設については順調に進んでいない、検討の
課題になかなか挙がってこないということが現実であります。

大隅半島は非常に広いということがあることと、捕獲して血抜きをして2時間以
内に運んでこなければならぬといったこともあって、広域的に対処するにはどう
あればいいかということもあると思いますが、先ほど申し上げましたように、広域
的につくるという面ではまだまだ課題も非常にあって、進んでいないというのが現
状であります。

また、大崎町の野方インター付近にということですが、大崎町の捕獲頭数は、例えば錦江町とか南大隅町とかそういったところと比較すると少ないということも上げられると思いますが、やはり、この位置につくるということではなく、もし、4市5町で話が整ってきたら、やはり中心的なところになっていくのではないかと、つくるとすればそういうことになるんじゃないかと思っております。

それから、どれぐらい県内にジビエ加工施設があるかということで、3箇所ほどありますという話をしたんですが、今まで、阿久根市にあるいから阿久根というのがありますけれども、こちらが広域的に取り組んでいらっしゃると思いますが、なかなか歩留まりの問題とかそういったことがあり、あるいは獣医師とか資格が必要な人たちが常時従事しておかなければならない、そのことにより人件費の問題とかということで、かなり市の負担が高額であるということも聞いておりますので、単独でやるということはなかなか難しい。したがって、広域的に取り組むということが一番最善の方法と思いますが、そのことについては、現段階では進んでいないのが実情でございます。

○9番（上原正一君） ジビエの話になってきたんですが、いかにして捕獲頭数を増やすか。先ほど申し上げました岐阜県の豚コレラの問題を一番最初に考えて、これが鹿児島県に、もし大崎町に入ったらどうなるの、とめることはできなくなるんです。特に大崎町も畜産圏でありますので、和牛だけでなく、牛、豚の農家もたくさんおりますので、やはり、これをとめるためには捕獲する頻度を上げていくと、大隅半島からイノシシの数を減らしていくということが蔓延の防止になるんじゃないかなと考えますので、是非、ジビエの問題もそうですが、その前に頭数を減らす対策というものも十分に考えていただきたいと思っております。

続きまして、いつもやります霊園問題についてでございます。

やはり、町長、幾ら考えてもですね、ずっと質問をしておりますこの問題、死んだら自然に還る、昔から土葬が行われていたことで、それはすなわち自然に還っていたわけでありまして。ただ、法律が変わり火葬されるようになりました。そして、火葬場より壺に入れて持ち帰り、形が残るような処理がされるようになったということで、時代の流れは流れですけれども、しかし、近頃では海洋葬とか宇宙葬も、現実的には少ないでしょうけれども、そういうようなこともささやかれておるわけですが。

自分が考えているのは、いつも申し上げますとおりに樹木葬、きれいな現在あるお墓を、人里離れたお墓も結構多いです、そこを整備して、そこにキンモクセイの木なり、サザンカなり、桜の木なり植えて、そして花の時期はそこで花見ができるぐらいの、暗いイメージの墓地じゃなくて、明るい感じのそういう公園をつくれ

ばなという思いと、それから、海洋葬とかされた友達もおりまして、あとから聞いてみますと、するときはそれが一番いいなという感じでされたそうですが、やはり、あとで命日が来たときに海に行ったけど、やっぱり漠然としたお祈りしかできなかったというような感想をされて、でも、自分がやったんだからというような感じで話をされていましたけど。

樹木葬であればですね形は残りませんが、見送った人の心の中には思い出が生き続けるんですね。見送った人だけが思い出が残る、それでいいんだろうと思います。だから、そういうような形、そして、自分がこうして何回もやって、議会だよりも載せていると、結構同調してくださる方もおられます。このことは、私はですね政治生命をかけて取り組むつもりでおりますので、中途半端な考え方で否定をされると大変かちんときますので、前回質問をいたしましてから、町長、勉強をされたのか、情報を聞かれたのか、その辺はいかがでしたか。

○町長（東 靖弘君） この件につきましては難しいと思います。中途半端な回答をしてかちんとくるということだったんですけれども、何回も上原議員さんとやりとりしていて、おっしゃる心も十分理解をしておりますが、樹木葬ということで、前回もその御質問がありました。そしてまた、海に流すということも話をされたんですけれども、実際、それが社会の中で、埋葬するとき、あるいは先祖を弔うときに、樹木葬でいい、あるいは川に流してください、海に流してください、海洋から海に流してくださいとかそういった遺族の心とか、そういったことを大切にしながら遺族はそれをやっておられるわけでありまして。

樹木葬で、最初質問された頃、調べてみましたときにも、場所の問題が非常に言われておりました。裁判沙汰になったこともありましたし、民間がやってもそういうことが起きてくるんだということがあります。非常に気持ちとしてはわからないわけじゃないんですけれども、町営でそれをやるということに対しては、その思いには私はなかなか至っていないということが実情でございます。

大崎町の墓地の実態を申し上げますと、今の状況でもだんだんだんだん墓が撤去されて、よそに持っていかれる方々が多分増えてきているというのが現状で、高齢化でなくなる人も多いと。そういう中からそういうことが起きてきているわけでありましてけれども、住民サービスの一環とか調和のとれた町政の一環とかというとらえ方もできますけれども、樹木葬について町営でということに対しては、なかなか結論を出し得ていないところであります。

○9番（上原正一君） 時代の流れでですね、もう今、そういうふうになってきているんですよ。相当希望される方もいらっしゃると思います。ただ、できていませんので、総論賛成各論反対という結論になり得るかもしれませんけれども、ただ、要望は私の

ほうに大分来ます。期待もされています。ただ、現実としてそれが、先ほど申しました各論になったときに、本当にそうなるのかどうかはわかりません、それは。ただ、現段階で、私のほうはそういう希望をされる方がいらっしゃるということは、これに取り組んでいきたいと思っているところであります。

ただ、近頃、後を見る人が都会にいらっしゃる、墓守ができない、もしくは独り者の方もいっぱいいらっしゃる。昔は子どもは何人もおって、誰かが墓守をしてくれたわけですが、今は結婚にしても、近く同士でされる方もいらっしゃいますけれども、離れたところの方と結婚されて、墓守もすべき立場の人ができない。そして、墓はあるんだけど、花は枯れて、いつでしたか、町長が職員に墓の視察をせえということと言われたら、荒れているところは1箇所もなかったという答弁でありましたけれども、実際は隣近所の人が荒れないようにされているんですね、年寄りだったりして。しかし、1個、1個のお墓にしてしまうと、花瓶に何も入っていないというお墓がどんどん、1年、1年、今は増えていくような形でございます。

そして、これを置いておくと、そんならそこを整地しようかといったときに、もう連絡がつかなくなっているとか、人々やどのお墓は、町長が言われますように財産でありますので、勝手に動かすわけにもいかないし、壊すわけにもいかないだろうと。今わかっている間に何かの手を打っておかないと、先々はもっとやりにくくなる。大変そういうことを心配しているわけでありまして。時代の流れがそういうふうに、私はなってきたら、1日も早くこれをしてあげることが、今、私に言われたそういう方々に安心を与えることじゃないのかなと身にしみて感じておりますので、私の思いを伝えて。だけど、私は先ほど言いました、政治生命をかけてやるつもりでございますので。

○町長（東 靖弘君） 政治生命をかけてという決意のほどは何いましてけれども、樹木葬をじゃあ一体どこでやるのか、じゃあ上原議員の近くでいいのか。やはり皆さん方、総論賛成各論反対というのはそこが出てくるんですね。

ですから、樹木葬で本当にやるところが、前回の新聞でも出ましたけれども、例えば、ここでいえば枇榔島みたいなところがあって、そこで樹木葬をやりたいとか、しかもその経営はお寺とかやっておられるところがありましたけれども、そういうところであれば可能だと思うんですよ。でも、自分たちのこの地域で、離島も何もない地域で離れた場所の墓をしてといっても、みんなそこにはそれなりの人が住んでいるという歴史があるわけですね。ですから、やはり、樹木葬は時の流れの中であることは認めますけれども、だけど、実際、じゃあどこでやるか。崎園の墓地が荒れている、崎園の墓地で整地をして、そこで樹木葬でやるか、それで

いいのかということもあるわけですよ。本当に真剣に考えたときに、場所の問題とかそういったことは、本当に真剣に考えていかなければ、なかなか成しえない問題なんですね。おっしゃることはわかるんですけども、それを町営でやるということは、現段階でそれを皆さん方に説得してやるということは非常に難しいということで、私はお答えしているところで、多くの皆さん方が上原議員さんに、それはいいことだ、是非やってくれとおっしゃるけれども、じゃああなたの近くでいいですかとなってきたら、いや、それはだめということに絶対なっていくわけですので、やはり時をかけて解決していかなければならない問題なんです。政治生命をかけてやるということも理解はできますけど、本当に総論と各論となってきたときには非常に難しい問題が山積しているんだということだけは、是非わかってください。

○9番（上原正一君） 今おっしゃるようなことも十分考えております。そして、先ほども言いましたように総論賛成各論反対、世の中は常にこれがつきまどってきます。ただ、前向きにこれをやっていって見て、できなければ、それはそれで諦めなければ仕方がないことだと思いますけれども、取り組む前から否定をされておりますので、このことが一番腹に据えかねている部分であります。

以上でございます。終わります。

○議長（宮本昭一君） 以上で、通告による一般質問は終了いたしました。

これをもって、一般質問は終結いたします。

-----○-----

○議長（宮本昭一君） 以上を持って、本日の全日程を終了いたしましたので、本日はこれをもって散会いたします。御苦労さまでした。

-----○-----

散会 午後2時18分

第 4 号

9月20日(金)

令和元年第3回大崎町議会定例会会議録（第4号）

令和元年9月20日
午前10時00分開議
於 会 議 議 場

1. 議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名（6番，7番）
- 日程第 2 議案第27号 令和元年度大崎町一般会計補正予算（第3号）
（総務厚生常任委員長報告）
- 日程第 3 議案第28号 令和元年度大崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
（総務厚生常任委員長報告）
- 日程第 4 議案第29号 令和元年度大崎町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
（総務厚生常任委員長報告）
- 日程第 5 議案第30号 令和元年度大崎町水道事業会計補正予算（第1号）
（文教経済常任委員長報告）
- 日程第 6 議案第33号 大崎町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
（総務厚生常任委員長報告）
- 日程第 7 議案第35号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
（総務厚生常任委員長報告）
- 日程第 8 議案第36号 大崎町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について
（総務厚生常任委員長報告）
- 日程第 9 議案第37号 令和元年度大崎町一般会計補正予算（第4号）
（特別委員長報告）
- 日程第10 報告第 2号 平成30年度大崎町健全化判断比率の報告について
- 日程第11 報告第 3号 平成30年度大崎町資金不足比率の報告について
- (特) 日程第12 認定第 1号 平成30年度大崎町一般会計歳入歳出決算認定について
- (総) 日程第13 認定第 2号 平成30年度大崎町国民健康保険事業特別会計歳入

歳出決算認定について

- (総) 日程第14 認定第 3号 平成30年度大崎町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- (総) 日程第15 認定第 4号 平成30年度大崎町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- (文) 日程第16 認定第 5号 平成30年度大崎町水道事業会計決算認定について
- (文) 日程第17 認定第 6号 平成30年度大崎町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- (文) 日程第18 議案第38号 平成30年度大崎町水道事業剰余金の処分について
- 日程第19 選任第 4号 平成30年度大崎町一般会計歳入歳出決算審査特別委員会委員の選任について
- 日程第20 発委第 2号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書(案)の提出について
- 日程第21 諮問第 1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第22 同意第 6号 教育委員会委員の任命について
- 日程第23 議員派遣の件
- 日程第24 閉会中継続審査・調査申出書

2. 出席議員は次のとおりである。(12名)

1番 平田 慎一	7番 吉原 信雄
2番 富重 幸博	8番 中山 美幸
3番 児玉 孝徳	9番 上原 正一
4番 稲留 光晴	10番 小野 光夫
5番 神崎 文男	11番 諸木 悦朗
6番 中倉 広文	12番 宮本 昭一

3. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

4. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町長 東 靖弘	農林振興課長 中村 富士夫
副町長 千歳 史郎	耕地課長 福永 敏郎
教育長 藤井 光興	建設課長 時見 和久
会計管理者 東 正隆	農委事務局長 川畑 定浩

総務課長	佐藤一郎	水道課長	高田利郎
企画調整課長	上橋孝幸	教委管理課長	川添俊一郎
住民環境課長	小野厚生	社会教育課長	今吉孝志
保健福祉課長	相星永悟	税務課長	本高秀俊

5. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

事務局長	下村俊郎
次長兼調査係長	宮本修一
次長兼議事係長	垣内吉郎
庶務係主幹	西 ゆかり

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（宮本昭一君） これより本日の会を開き、ただちに開議いたします。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（宮本昭一君） 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、6番、中倉広文君、及び7番、吉原信雄君を指名いたします。

-----○-----

日程第2 議案第27号 令和元年度大崎町一般会計補正予算（第3号）

○議長（宮本昭一君） 日程第2、議案第27号「令和元年度大崎町一般会計補正予算（第3号）」を議題といたします。

本案について、総務厚生常任委員長の報告を求めます。

○総務厚生常任委員長（神崎文男君） ただいま議題となりました議案第27号、令和元年度大崎町一般会計補正予算（第3号）について、総務厚生常任委員会における審査の経過と結果の報告をいたします。

本議案は、9月5日の本会議において当委員会に付託されたもので、9月6日に委員会を開催し、担当課長及び関係職員の出席を求め、補足説明を受け審査いたしました。

この補正予算は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ2億8,278万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ90億7,311万8,000円とするものであります。

補正予算の内容については本会議において説明がなされておりますので、委員会での主な質疑について報告いたします。

款2項2目2節13委託料335万5,000円の固定資産標準宅地鑑定評価業務委託について、委員から鑑定評価の箇所は町内の85の住宅地ということであったが、宅地の評価が全体的に下がっている現状を踏まえ、評価についてはどのような形で加味されているのかとの問いに対し、町内を状況類似地区として85に分類し、その一つ一つに標準宅地を設定するもので、評価については国の地価公示価格や県の土地調査価格などを加味しながら、不動産鑑定士による鑑定をもとに評価することになるとの答弁。

款5項1目7節19負担金、補助及び交付金2万9,000円の特定野菜等供給産地育成価格差補給事業負担金について、委員から特定野菜には説明のあったキュウリ以外にはどのような作物があるのかとの問いに対し、特定野菜の作物はほかに

ナス、ピーマン、ニンジン、秋冬ネギがあるとの答弁。さらに委員から総体でどのくらいの補償になるのか、また対象者は何人かとの問いに対し、令和元年度の冬春キュウリの予約量は435トン、補償金額で1,794万円を積み立てることになり、この72分の1を町が負担するものである。また対象者はそお鹿児島農協のキュウリ部会の会員の17人であるとの答弁でありました。

款9項5目1節19負担金、補助及び交付金624万5,000円の燃ゆる感動かごしま国体大崎町実行委員会補助金について、委員から説明によるとビーチスポーツ会場の町道沿いの長さ160メートルの法面を常設による2段の階段を造り、そこを観覧席に利用し、一部車いすスペースを設ける計画であるとのことであるが、車いすのスペースは縦横何メートルで何箇所設置する予定かとの問いに対し、施工箇所は160メートルのうち110メートルで、現在の計画では幅4メートル、奥行き2メートルを想定しており、設置箇所については1箇所であるとの答弁。さらに委員から、車いすのスペース箇所をあと2箇所ぐらいいは増やしたほうが良いのではないか。そして設置する場所にはステンレス製の転落防止の柵を設置すること。また幅が4メートルあるのであれば外枠だけではなくて車いすの利用者の意向を踏まえながら、利便性に優れた施設になるよう検討することを要望した。

款2項1目14節13委託料1,883万6,000円の国際しごと・人材育成センター設立支援事業委託料について、委員から説明の中でSDGsによる総合戦略を策定するとあったが、その計画の中には地域に住んでいる住民の意見が反映されないといけないと思うがどうかとの問いに対し、次期総合戦略の策定に当たっては何段かのプロセスを経て策定することとしており、まず準備段階では住民の方々をはじめ外国人の方、あるいは各種団体の方々の意見を踏まえ、ワーキンググループを組織し、そこでたたき台を作り、次に部門ごとに分かれた作業部会で協議を行い、最終的に推進会議において協議する予定である。また推進会議のメンバーには、商工会、JA、教育関係の方、青年会議所、金融機関、ハローワークの方、女性代表の方など10名を推進会議のメンバーに予定しているとの答弁。さらに委員から、その10名の方々に本当に住民の意向を集約できるのか。以前の総合戦略を検討する場面においても意見が少なかったように思われるが、住民の意見が反映される総合戦略を作るためにどのように進めようとしているかとの問いに対し、多様な方々の意見を把握する必要があると思っており、現在、今年の4月からSDGsの推進を図るための専門官としてJICA職員の方に本町に来ていただいている。その方が現在いろいろな組織の代表の方であったり、住民の方々に直接お会いして現状の課題とかどういう町だったら良いのかなど、今ヒアリングを随時行っている状況であり、この活動を行いながら、より1人でも多くの御意見をお伺いしたいと

思っている。そこで集約された意見をなるべく総合戦略に反映できるように、今後調整をしていくとの答弁。さらに委員から大崎町の地域を分館より狭い範囲の単位で協議会を立ち上げ、そこで聴取した意見を総合戦略に盛り込んでいく方法ができないか、住民の意見、底辺の住民の方々の意見はもっとほかのところにあると思うので、協議会を設置しながら意見を聴取したほうが広く住民の方からの意見を聴取できると思うがどうかとの問いに対し、その点については検討させていただくとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し討論に入りましたが討論もなく、採決の結果、議案第27号、令和元年度大崎町一般会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決すべきものと、全出席委員の意見の一致を見た次第であります。

以上で、総務厚生常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（宮本昭一君） これより質疑に入ります。

議案第27号「令和元年度大崎町一般会計補正予算（第3号）」の委員長の報告に対して、何か質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。

議案第27号「令和元年度大崎町一般会計補正予算（第3号）」について、委員長の報告は原案可決であります。

委員長の報告のとおり、原案可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第27号「令和元年度大崎町一般会計補正予算（第3号）」は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第3 議案第28号 令和元年度大崎町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第1号)

○議長（宮本昭一君） 日程第3、議案第28号「令和元年度大崎町国民健康保険事業

特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

本案について、総務厚生常任委員長の報告を求めます。

○総務厚生常任委員長（神崎文男君） ただいま議題となりました議案第28号、令和元年度大崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について、審査の経過と結果の報告をいたします。本議案は9月5日の本会議において当委員会に付託されたもので、9月6日に全委員出席のもと委員会を開き、担当課長並びに関係職員の出席を求め、補足説明を受け審査いたしました。

この補正予算は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ22万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億5,281万2,000円とするものであります。

補正予算の内容については本会議で説明のとおり、医療保険のオンライン資格確認等システムの導入に伴い、本町にあるシステムの改修に係る経費を補正増するものであります。特に質疑はなく、その後、討論に入りましたが討論もなく、採決の結果、議案第28号、令和元年度大崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決すべきものと全出席委員の意見の一致を見た次第であります。

以上で、総務厚生常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（宮本昭一君） これより質疑に入ります。

議案第28号「令和元年度大崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」の委員長の報告に対して、何か質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。

議案第28号「令和元年度大崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」について、委員長の報告は原案可決であります。

委員長の報告のとおり、原案可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第28号「令和元年度大崎町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)」は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

**日程第4 議案第29号 令和元年度大崎町介護保険事業特別会計補正予算
(第2号)**

○議長(宮本昭一君) 日程第4、議案第29号「令和元年度大崎町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)」を議題といたします。

本案について、総務厚生常任委員長の報告を求めます。

○総務厚生常任委員長(神崎文男君) ただいま議題となりました議案第29号、令和元年度大崎町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)について、審査の経過と結果の報告をいたします。本議案は9月5日の本会議において当委員会に付託されたもので、9月6日に委員会を開催し、担当課長並びに関係職員の出席を求め審査いたしました。

この補正予算は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ187万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を18億9,222万7,000円とするものであります。

内容については本会議での説明のとおり、介護予防小規模多機能型居宅介護サービスによる補正増が主なものであります。その後、質疑に入り、委員から介護保険の被保険者数と加入率の現状はとの問いに対し、第1号被保険者における8月1日現在の被保険者数は5,021人である。また加入率は9月1日現在で38.27%となっているとの答弁でありました。

ほかに質疑はなく、その後、討論に入りますが討論もなく、採決の結果、議案第29号、令和元年度大崎町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)は原案のとおり可決すべきものと、全出席委員の意見の一致を見た次第であります。

以上で、総務厚生常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長(宮本昭一君) これより質疑に入ります。

議案第29号「令和元年度大崎町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)」の委員長の報告に対して、何か質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(宮本昭一君) 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(宮本昭一君) 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。

議案第29号「令和元年度大崎町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」について、委員長の報告は原案可決であります。

委員長の報告のとおり、原案可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第29号「令和元年度大崎町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第5 議案第30号 令和元年度大崎町水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（宮本昭一君） 日程第5、議案第30号「令和元年度大崎町水道事業会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

本案について、文教経済常任委員長の報告を求めます。

○文教経済常任委員長（富重幸博君） ただいま議題となりました議案第30号、令和元年度大崎町水道事業会計補正予算（第1号）について、審査の経過と結果の報告をいたします。

本議案は、去る9月5日の本会議において文教経済常任委員会に付託されたもので、9月6日に委員会を開催し、担当課長並びに関係職員の出席を求め、審査いたしました。

それでは、委員会の中での主な審議について報告いたします。この補正予算は収益的収入及び支出のうち、収入の第1款水道事業収益を41万円増額し、予定総額を2億2,805万7,000円に、支出の第1款水道事業費用を374万7,000円増額し、予定総額を2億637万3,000円に、また資本的支出のうち支出の第1款資本的支出を13万2,000円増額し、予定総額を1億5,396万7,000円とするものでございます。内容については、本会議での説明のとおり、職員の定期異動に伴う給料等の補正でありました。

質疑に入り、水道課の職員と臨時職員の数、男女別の状況はどのようになっているのかとの問いに対し、まず上水道事業について庶務系の職員が男性2名、臨時職員が女性2名、工務系の職員が再任用を含めて男性3名、臨時職員が男性1名である。下水道事業については、管理系の職員が男性1名、臨時職員が女性1名となっており、全体としては課長を含めて11名体制であるとの答弁でありました。さらに、この11名体制で上下水道事業の運営上、問題はないかとの問いに対し、下水道系の状況について、本年度当初は2名の男性職員がいたが、7月1日に人事異動

があり、現在は1名になっている。この状況については台風や大雨等による災害が発生した非常時には、最低限2名による現場対応が望ましいという観点から、新年度においては職員を最低2名は確保したいと考えている。

なお、今後、台風等により非常時の対応が必要になり、仮に人手不足が生じるなどのケースが発生した場合には、他の事業課等からの応援がもらえるよう町長にも話をしており、非常時の人的応援体制については事前の協議を行っているということでした。

また、水道課には女性の臨時職員が3名いるが窓口業務がメインであり、その中でも水道料金や下水道料金を支払いに来られる方が多い状況であることから、特に納付書の発行が主な業務内容となっている。

なお、4月からは水道課内で協議を行い、上下水道の係に関係なく納付書発行ができるように体制を整えたところであるとの答弁でありました。

さらに、委員からの窓口業務の負担軽減という観点から、コンビニ収納をもっと周知すべきではないかとの質問に対し、窓口業務の負担軽減という観点からコンビニ収納の周知については非常に大事であると考えてるので、今後、広報紙等を活用しながら啓発に努めていくとの答弁でありました。

また、消費税及び地方消費税の税率が10月1日から10%に引き上げられるが、水道料金の見直しは考えているのかとの問いに対し、消費税及び地方消費税の税率が8%から10%に引き上げられる予定であるが、水道料金については、令和2年1月以降に請求する料金から税率10%で料金計算を行っていくとの答弁でありました。

その後、討論に入りましたが討論もなく、採決の結果、議案第30号、令和元年度大崎町水道事業会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決すべきものと全委員の意見の一致を見た次第であります。

以上で、文教経済常任委員会における審査の経過と結果について報告を終わります。

○議長（宮本昭一君） これより質疑に入ります。

議案第30号「令和元年度大崎町水道事業会計補正予算（第1号）」の委員長の報告に対して、何か質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。

議案第30号「令和元年度大崎町水道事業会計補正予算（第1号）」について、委員長の報告は原案可決であります。

委員長の報告のとおり、原案可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第30号「令和元年度大崎町水道事業会計補正予算（第1号）」は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第6 議案第33号 大崎町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（宮本昭一君） 日程第6、議案第33号「大崎町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案について、総務厚生常任委員長の報告を求めます。

○総務厚生常任委員長（神崎文男君） 議案第33号、大崎町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、総務厚生常任委員会における審査の経過と結果の報告をいたします。本議案については、去る9月6日に委員会を開催し、担当課長並びに関係職員の出席を求め審査いたしました。

まず、担当課長から補足説明がありましたが、その内容については本会議での説明のとおり、本案は介護保険法施行令等の一部が改正されたため、第1号被保険者で低所得者の介護保険料軽減強化を図るべく、第1段階から第3段階までの保険料を改正するため、大崎町介護保険条例の一部を改正するものであります。具体的には、第1段階の保険料率は基準額7万8,000円に対して、0.45を0.375とし、保険料年額3万5,100円を2万9,250円に、第2段階の保険料率は基準額7万8,000円に対して0.75を0.625とし、保険料年額5万8,500円を4万8,750円に、第3段階の保険料率は基準額7万8,000円に対して0.75を0.725とし、保険料年額5万8,500円を5万6,550円にするものであります。

その後、質疑に入り、委員から本町の介護保険料の基準額は7万8,000円であるが、曾於地域のほかの自治体の状況はどうかとの問いに対し、大崎町の基準額を月額に直せば6,500円になり、これを近隣市町村と比較した場合、志布志市が6,320円、曾於市が5,816円で、本町より低額となっているとの答弁。さ

らに委員から、介護サービスを提供する事業所が増えている中で基準額の高騰を抑制するための対策は何かとの問いに対し、介護サービスを提供する事業所は以前より確かに増えているのが現状である。そのような中、本町が取り組んでいるサロン活動や「ころばん体操」などの活動を通し、健康な体を維持することでサービスの抑制につなげたいと思っているとの答弁でありました。

以上、質疑を終結し討論に入りますが討論はなく、採決の結果、議案第33号、大崎町介護保険条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決すべきものと、出席委員全員の意見の一致を見た次第であります。

以上で付託案件に対する総務厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長（宮本昭一君） これより質疑に入ります。

議案第33号「大崎町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」の委員長報告に対して、何か質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。

議案第33号「大崎町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」、委員長の報告は原案可決であります。

委員長の報告のとおり、原案可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第33号、「大崎町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第7 議案第35号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

○議長（宮本昭一君） 日程第7、議案第35号「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」を議題といたします。

本案について、総務厚生常任委員長の報告を求めます。

○総務厚生常任委員長（神崎文男君） ただいま議題となりました議案第35号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、総務厚生常任委員会における審査の経過と結果の報告をいたします。本議案については、去る9月6日に委員会を開催し、担当課長並びに関係職員の出席を求め審査いたしました。

まず、担当課長から補足説明がありましたが、その内容については次のとおりでありました。地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律により、会計年度任用職員制度が創設されたことに伴い、関係する10本の条例を一部改正するものであり、新たに創設された会計年度任用職員に対する給付の考え方としては、フルタイム会計年度任用職員については給料、旅費、手当の一部を支給可能とし、パートタイム会計年度任用職員については報酬、費用弁償、期末手当を支給可能とするものでありました。

また、条例の改正内容については、第1条の大崎町職員定数条例の一部改正は、職員定数条例における一般職の職員の定義に臨時的に任用される職員は含まれないことを規定。第2条の大崎町職員の分限に関する手続き及び効果に関する条例は、会計年度任用職員に係る休職の期間は任用される期間の範囲内とする旨を規定。第3条の大崎町職員の懲戒の手続き及び効果に関する条例は、パートタイム会計年度任用職員の報酬を減給する場合も他の職員と同様に報酬額の5分の1以下の額とすることを規定。第4条の大崎町職員の勤務時間、休暇等に関する条例は、非常勤職員を会計年度任用職員に改め、第5条の大崎町職員の育児休業等に関する条例は、会計年度任用職員も一般職と同様に育児休業を取得できる旨を規定。第6条の大崎町職員の給与に関する条例は、会計年度任用職員の給与については別途条例で定めることとする。第7条の大崎町職員等の旅費に関する条例は、旅費の支給対象となる職員にフルタイムの会計年度任用職員を加え、第8条の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例は、会計年度任用職員のうちフルタイム会計年度任用の企業職員は、給料、通勤手当等の支給対象となり、パートタイム会計年度任用職員の企業職員は報酬、期末手当の支給対象となる旨を規定。第9条の大崎町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例は、人事行政の運営状況の対象者にフルタイム会計年度任用職員を含むことを規定。第10条は、非常勤職員等の報酬及び費用弁償等に関する条例は、外国語指導助手が今回の法改正により非常勤職員に該当しないこととなったことから削除するものでありました。

その後、質疑に入り、委員から今回の会計年度任用職員が適用される臨時職員は何人かとの問いに対し、現段階では約70名がこの会計年度任用職員の対象になる

と想定しているとの答弁。さらに委員から、臨時職員が会計年度任用職員という位置づけになれば身分も保証される非常に良いことであると思うが、不利になる点は何もないかとの問いに対し、今までの法律上の問題で身分が曖昧であったものを公務員としての位置づけをすることで、これまで賃金で支払っていたものが、今後は給料及び報酬といった費目で支払うことになる。反対に制限という部分では、公務員と同じように義務が発生するため、そういう部分については使用される側にとっては少し窮屈な部分もあると思うとの答弁でありました。

以上、質疑を終結し討論に入りますが討論はなく、採決の結果、議案第35号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定については原案のとおり可決すべきものと、出席委員全員の意見の一致を見た次第であります。

以上で、付託案件に対する総務厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長（宮本昭一君） これより質疑に入ります。

議案第35号「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」の委員長報告に対して、何か質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。

議案第35号「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」、委員長の報告は原案可決であります。

委員長の報告のとおり、原案可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第35号「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

**日程第 8 議案第 3 6 号 大崎町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例
の制定について**

○議長（宮本昭一君） 日程第 8、議案第 3 6 号「大崎町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について」を議題といたします。

本案について、総務厚生常任委員長の報告を求めます。

○総務厚生常任委員長（神崎文男君） 議案第 3 6 号、大崎町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について、総務厚生常任委員会における審査の経過と結果の報告をいたします。本議案については、去る 9 月 6 日に委員会を開催し、担当課長並びに関係職員の出席を求め審査いたしました。

まず、担当課長から議案の説明の前に本会議において質疑のあった臨時職員の出張に関する回答がありました。臨時職員の出張は平成 2 9 年度が 2 9 回、平成 3 0 年度が 3 0 回で、基本的には職員が同行するが、職種によっては臨時職員がマイクロバス等を利用する場合や陸上競技の聖地プロデューサーの臨時職員が平成 2 9 年度と平成 3 0 年度に合宿誘致のため単独で出張している場合もあるとの報告でありました。

続いて、議案に対する補足説明があり、内容については次のとおりでありました。議案第 3 6 号、大崎町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についての第 1 条から第 3 条は総則で、第 1 条は会計年度任用職員に係る給与や費用弁償に関し必要な事項を定めることを規定。第 2 条は、常勤の一般職員と同じ勤務時間の者をフルタイム会計年度任用職員とし、それ以外の者をパートタイム会計年度任用職員と定義。第 3 条は、フルタイム会計年度任用職員に対して、給与や通勤手当等を支給の対象とし、パートタイム会計年度任用職員に対しては、報酬、期末手当の支給を対象とする旨を規定。第 4 条から第 1 6 条までは、フルタイム会計年度任用職員に関する規定で、第 4 条から第 7 条は、フルタイム会計年度任用職員の給料に関する旨を規定。第 5 条から第 1 2 条は、フルタイム会計年度任用職員の給料の支払日、通勤手当等の各種手当及び休日給の取り扱いについて一般常勤職員と同様の取り扱いをすることを規定。第 1 3 条は、1 時間当たりの給与単価に係る円未満の端数処理については四捨五入することを規定。第 1 4 条は、フルタイム会計年度任用職員の期末手当に関する規定。第 1 5 条は、フルタイム会計年度任用職員の勤務 1 時間当たりの給与額の算出方法を規定。第 1 6 条は、フルタイム会計年度任用職員が勤務を命じられる時間に勤務しない場合は、その勤務しない時間の給与額を減額する旨を規定。

次に、第 1 7 条から第 2 4 条までは、パートタイム会計年度任用職員の給与に関

する規定で、パートタイム会計年度任用職員の報酬及び期末手当に関することを規定。第25条及び第26条は、パートタイム会計年度任用職員の通勤に関する費用弁償と公務出張に関する費用弁償を規定。

次に、第27条以降は雑則で、第27条は会計年度任用職員の給与から控除できる経費を規定。第28条は、勤務の特殊性等により町長が特に認める会計年度任用職員の給与について規定。第29条は、休職期間中での会計年度任用職員は無給となることを規定。第30条は、規則についてを規定するものでありました。

その後、質疑に入りましたが特に質疑はなく、討論に入りましたが討論もなく、採決の結果、議案第36号、大崎町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定については原案のとおり可決すべきものと、出席委員全員の意見の一致を見た次第であります。

以上で、付託案件に対する総務厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長（宮本昭一君） これより質疑に入ります。

議案第36号「大崎町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について」の委員長報告に対して、何か質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。

議案第36号「大崎町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について」、委員長の報告は原案可決であります。

委員長の報告のとおり、原案可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第36号「大崎町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第9 議案第37号 令和元年度大崎町一般会計補正予算（第4号）

○議長（宮本昭一君） 日程第9、議案第37号「令和元年度大崎町一般会計補正予算

(第4号)」を議題といたします。

本案について、令和元年度大崎町一般会計補正予算(第4号)審査特別委員会委員長の報告を求めます。

○**予算審査特別委員長(諸木悦朗君)** ただいま議題となりました議案第37号、令和元年度大崎町一般会計補正予算(第4号)について、審査の経過と結果の報告をいたします。本議案は、9月11日の本会議において本特別委員会に付託されたもので、9月17日に委員会を開催し、町長ほか担当課長並びに関係職員の出席を求め、補足説明を受け審査いたしました。

この補正予算は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ4,600万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億1,911万8,000円とするものであります。

補正予算の内容については本会議において説明がなされておりますので、委員会での主なものについて報告いたします。

まず、町長から説明を受け質疑に入りました。本町は土地利用型農業が基幹農業として営まれており、通称マルチ栽培が多く、収穫後の廃ビニールを廃棄処分していることから、再生処理するというところに着眼され、松本商会が進出して来られました。廃プラ類の再生処理加工技術については優れたものを備えていると判断をしたところであるが、創業間もなく自損事故により瀕死の重傷を負い、回復が思うようにはいかず休業状態となってしまう、何とか会社を再興してほしいという思いを持っていたが、その後、脳梗塞を患い半身不随という状態になったこともあり、とても再起が難しいと判断し、補助金の取り消しという形をお願いしたところでありますとの説明でありました。

委員から社長が事故で瀕死の重傷を負ったことが原因で会社を操業できなくなったということであるが、一般的に普通の会社であれば従業員だけでも操業は継続できると思うがとの問いに対し、瀕死の重傷を負って、そこで会社を閉鎖したということであるが、1つには松本社長が持っていた技術を従業員に継承しきれていない中での事故ということだったと思う。また、地域に廃ビニールを再生処理する技術者も少なく、その技術を継承されなかったことが1つの大きな問題であるとの答弁。

また委員から、町長から説明の中で悪質なケースがあったという発言があったが、それはどのようなものかとの問いに対し、機械を無断で売却していたことであるとの答弁。

また委員から、この企業が本町に参入したきっかけと参入してきたときにどの程度会社のことを調査したのかとの問いに対し、農業用の廃プラスチックを再生する

会社であるので、この地域の農業形態が農業用のビニールを使った農業が多い地域であることなどから、この事業の再生処理という面で経営ができるという判断をされたということである。

また、本人が金融機関に計画書を提出し、そこで詳細にヒアリング等を受けた上で金融機関から支援を受けており、それをもとにして我々も説明を受けて補助金申請をしたという経緯であるとの答弁。

また委員から、補助金の返還の期限はいつまでか、また今回4つの金融機関が関係しているが、保証協会の制度を利用した金融機関があるのかとの問いに対し、補助金の返還は議決していただいた時点で返還することになるので、時期の特定はないところである。また保障については今回の地域経済循環創造事業は、無担保、無保証であるので、金融機関の保証は除外されているとの答弁。

また委員から、今回の件について税金を投入して返還するわけであるが、町長の任期中に解決をしないといけないと思うがとの問いに対し、破産手続き等の裁判関係がすべて終わってから早期に解決できるように努力し、歳入欠陥が一番大きな課題であるので、それを少しでも抑制する努力をしていくとの答弁。

次に、担当課長から事業概要及びこれまでの経緯を時系列で説明を受けた後、今後の流れと破産手続きの流れの説明を受けました。今後の流れについては、予算が可決されたら、直ちに松本商会の破産手続きを行う弁護士に対し交付金の返還通知を送付し、総務省に対しては交付金の返還申請を行い、総務省の返還決定を受け交付金を返還することになる。

次に、破産手続きの流れについては、弁護士により破産手続きに関する準備が行われており、交付金の返還終了後、弁護士事務所も正式に破産手続きを開始することになる。破産会社の財産処分については債権者に配当されることになるが、地方公共団体の交付金返還金等の債権は他の債権より優先的に配当される見込みである。

また、最後に、廃ビニールの処分については2つの方法があり、1つは廃ビニールを産業廃棄物として処分し、その費用は機械の処分で作られた資金で賄う方法と、もう1つは、事業承継者に機械と廃ビニールを財産として処分する方法が考えられるとの説明でありました。

委員から、一般住民に対する説明はどういう形であるかとの問いに対し、予算可決後に国への交付金の返還並びに松本商会に対して返還命令を求めることになる。その後、正式な破産手続きが開始されていくことになるが、その中で事業継承する事業者が見つければ、その時点で住民の方々には説明をしていくとの答弁。

また委員から、松本商会の跡地に残っている廃プラの量と処理するための経費が

幾ら必要かとの問いに対し、廃プラ処分については産業廃棄物であればキロ幾らで業者に処理を依頼することになると思うが、なるべく事業を継承できる事業者を見つけて引き継いでもらい、今堆積している廃プラを使ってリサイクル事業に利用できる事業者を弁護士事務所を通じて見つけていくとの答弁。

また委員から、今までの話を総合的に考えると事業を継続するということであるが、新たな事業者が参入した場合に処分されている機械の分は新たに設置する必要があるのか。その場合、補助金申請が可能かとの問いに対し、事業を継続する事業者が見つかったとすれば、町にとって一番良い方法は今の第一中跡地にある機械と廃ビニールを事業継承する企業が購入していただき、その部分を債権者に分配していくやり方だと思う。また無断処分された機械の分は事業者が新たに設備投資をすることになる。

なお、補助金については活用できる補助金があるのかも含めて、今後検討すべき事案であるとの答弁でありました。

また、最後に委員会から申し入れとして、二度とこのようなことがないように再発防止策を速やかに検討し、町への実害が最小限になるよう最大限努力するよう要望する。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが討論もなく、採決の結果、議案第37号、令和元年度大崎町一般会計補正予算（第4号）は可決すべきものと、出席委員の意見の一致を見た次第であります。

以上で、令和元年度大崎町一般会計補正予算（第4号）審査特別委員会における審査の経過と結果について報告を終わります。

○議長（宮本昭一君） これより質疑に入ります。

議案第37号「令和元年度大崎町一般会計補正予算（第4号）」の委員長報告に対して、何か質疑はありませんか。

[[「なし」と呼ぶ者あり]]

○議長（宮本昭一君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

○1番（平田慎一君） 私は反対です。本来議会は住民に金銭や労力の提供を強制的に求める課税権を持つ行政権者に対抗する住民代表の機関として生まれたものである。課税権に制限を加えることを本来の役割、使命とする機関であると認識しておりますので反対です。

まず1つ目に4,600万円の返還金ですが、住民1人当たりの負担額が9月1日現在、大崎町民1万2,973名で割ると全住民の0歳から最高齢103歳の住

民1人当たり3,546円、小数点は繰り上げてあります。の負担額になります。そのことを町民は知らないし知らされていない。特別委員会でも申し上げたとおり、町民に対し丁寧な説明責任を果たすべきである。やるべきことをやる。拙速にことを運ぶべきではないと思います。私は今この状況で賛成はできません。

2つ目に、松本商会在が放置している野方第一中跡地のあの施設を引き継いでくれる業者がいるかどうかわかりませんが、いない場合、野積みにしてある使用済み廃ビニールは産業廃棄物となります。これについても最終処分費用が発生し、住民のさらなる負担が発生します。よって賛成できません。

3つ目ですが、特別委員会において審議がなされたわけですが、新たな疑義がいくつか発生しております。補助事業の機器、器具等の売却処分を行っていたとか等々、一般常識でも到底容認できるような問題ではない。本来であれば、外部有識者を入れた第三者委員会設置や百条調査、地方自治法に基づき事務監査等を実施すべき案件である。むろん議会の議決が必要であります。が、本事業のプロセスと検証が示されていない現状や、今後の改善や反省事項の把握、活用も踏まえて不十分であると思います。

以上のような理由により私は反対であります。

以上です。

○議長（宮本昭一君） 次に、議案に賛成者の発言を許可します。

反対者の発言を許可します。反対討論の方いらっしゃいませんか。

ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。討論がありましたのでこの採決は起立によって採決します。

議案第37号「令和元年度大崎町一般会計補正予算（第4号）」について、委員長の報告は原案可決であります。

委員長の報告のとおり、原案可決することに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮本昭一君） 起立多数。

したがって、議案第37号「令和元年度大崎町一般会計補正予算（第4号）」は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第10 報告第2号 平成30年度大崎町健全化判断比率の報告について

○議長（宮本昭一君） 日程第10、報告第2号「平成30年度大崎町健全化判断比率の報告について」を議題といたします。

町長より報告を求めます。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。本案は地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、平成30年度大崎町健全化判断比率を監査委員の意見を付して報告するものでございます。

実質赤字比率及び連結実質赤字比率でございますが、実質赤字は生じておらず実質赤字比率は該当ございません。

次の実質公債比率でございますが、本町は11.2%となっております。これは一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率の3カ年平均でございます。

次に、将来負担比率でございますが、これは一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率でございますが、本町は0%となり、平成28年度決算から該当なしという結果が出ております。

監査委員の意見書によりますと、すべての比率が早期健全化基準を下回り、良好な状態にあるとの評価をいただいておりますので、今後とも健全な財政運営に努めていく所存でございます。

以上で報告を終わります。

○議長（宮本昭一君） これで報告は終わります。

-----○-----

日程第11 報告第3号 平成30年度大崎町資金不足比率の報告について

○議長（宮本昭一君） 日程第11、報告第3号「平成30年度大崎町資金不足比率の報告について」を議題といたします。

町長より報告を求めます。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。本案は地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成30年度資金不足比率を監査委員の意見を付して報告するものでございます。

水道事業会計、公共下水道事業特別会計とも資金不足を生じておらず、資金不足比率は該当ございません。監査委員の意見書によりますと、良好な状態にあるとの評価をいただいておりますので、今後とも健全な財政運営に努めていく所存でございます。

以上で報告を終わります。

○議長（宮本昭一君） これで報告は終わります。

-----○-----

- 日程第 1 2 認定第 1 号 平成 3 0 年度大崎町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 1 3 認定第 2 号 平成 3 0 年度大崎町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 1 4 認定第 3 号 平成 3 0 年度大崎町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 1 5 認定第 4 号 平成 3 0 年度大崎町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 1 6 認定第 5 号 平成 3 0 年度大崎町水道事業会計決算認定について
- 日程第 1 7 認定第 6 号 平成 3 0 年度大崎町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（宮本昭一君） 日程第 1 2、認定第 1 号「平成 3 0 年度大崎町一般会計歳入歳出決算認定について」、日程第 1 3、認定第 2 号「平成 3 0 年度大崎町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」、日程第 1 4、認定第 3 号「平成 3 0 年度大崎町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」、日程第 1 5、認定第 4 号「平成 3 0 年度大崎町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」、日程第 1 6、認定第 5 号「平成 3 0 年度大崎町水道事業会計決算認定について」、日程第 1 7、認定第 6 号「平成 3 0 年度大崎町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」、以上 6 件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。

認定第 1 号、本案は平成 3 0 年度大崎町一般会計歳入歳出決算認定についてでございます。認定第 2 号、本案は平成 3 0 年度大崎町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてでございます。認定第 3 号、本案は平成 3 0 年度大崎町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてでございます。認定第 4 号、本案は平成 3 0 年度大崎町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてでございます。認定第 5 号、本案は平成 3 0 年度大崎町水道事業会計決算認定についてでございます。認定第 6 号、本案は平成 3 0 年度大崎町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてでございます。それぞれ 6 つの案件につきまして、法に基づき決算を行い、監査委員の審査に付しましたので、監査委員の意見書を添付して議会の認定をお願いするものでございます。

内容につきましては、それぞれ主管課長から概要について申し上げますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げ、御認定賜りますようお願い申し上げます。

○総務課長（佐藤一郎君） それでは、平成 3 0 年度大崎町一般会計歳入歳出決算について御説明いたします。

はじめに歳入から御説明いたしますので、1ページをお願いいたします。款ごとに収入済額、不納欠損額、収入未済額の順で御説明いたします。

款1町税でございますが、収入済額14億4,109万1,005円は、前年度に對しまして6.6%の増となっております。不納欠損額1,115万718円でございますが、時効完成等によるものでございます。収入未済額6,123万4,000円でございますが、これは現年度分と滞納繰越分を含めた未済額でございます。

次に、款2地方譲与税でございますが、収入済額8,630万9,000円は、前年度に對して0.9%の増となっております。款3利子割交付金でございますが、収入済額188万8,000円は、前年度に對し2.7%の減となっております。款4配当割交付金でございますが、収入済額209万1,000円は、前年度に對しまして11.4%の減となっております。款5株式等譲渡所得割交付金でございますが、収入済額245万2,000円は、前年度に對しまして4.9%の増となっております。款6地方消費税交付金でございますが、収入済額2億4,141万円は、前年度に對して3.0%の増となっております。款7ゴルフ場利用税交付金でございますが、収入済額836万1,339円は、前年度に對して5.3%の減となっております。款8自動車取得税交付金でございますが、収入済額1,517万4,000円は、前年度に對して2.7%の増となっております。款9地方特例交付金でございますが、収入済額462万8,000円は、前年度に對して14.4%の増となっております。款10地方交付税は、収入済額26億9,149万4,000円は、前年度に對して0.3%の増となっております。なお、内訳につきましては、普通交付税が24億8,545万2,000円、特別交付税が2億604万2,000円となっております。款11交通安全対策特別交付金でございますが、収入済額235万8,000円は、前年度に對して3.6%の減となっております。款12分担金及び負担金でございますが、収入済額3,442万597円は、前年度に對して49.9%の減となっております。なお、不納欠損額2万2,000円は過年度保育料で、収入未済額106万4,320円は過年度保育料及び施設型給付費利用者負担金でございます。

2ページをお願いいたします。款13使用料及び手数料でございますが、収入済額7,915万6,007円は、前年度に對して1.7%の減となっております。不納欠損額5万8,800円は、町税督促手数料の不納欠損でございます。収入未済額330万9,700円は、公営住宅及び町営住宅の使用料と町税督促手数料でございます。款14国庫支出金でございますが、収入済額10億2,358万6,604円は、前年度に對して2.4%の増となっております。収入未済額191万6,000円は、プレミアム付商品券事業に係る繰越明許費でございます。款15県支出

金でございますが、収入済額6億9,700万9,061円は、前年度に対して35.1%の減となっております。款16財産収入でございますが、収入済額1,792万9,016円は、前年度に対して73.7%の減となっております。収入未済額314万9,160円は、建物及び土地貸付料でございます。款17寄附金でございますが、収入済額16億9,531万7,270円は、前年度に対して26.7%の減でございます。内訳は、リサイクル未来創生奨学寄附金が200万円、一般寄附金が5万円、残りはすべてふるさと納税寄附金でございます。款18繰入金でございますが、収入済額8億5,247万1,687円は基金からの繰入金で、前年度に対して10.5%の増となっております。款19繰越金でございますが、収入済額4億8,560万3,952円でございます。款20諸収入でございますが、収入済額2億8,034万656円でございます。収入未済額は2,240万692円となっておりますが、これは住宅新築資金等貸付金償還金や奨学金返還金などでございます。款21町債でございますが、収入済額4億7,419万7,000円でございます。歳入合計でございますが、予算現額9億7,308万1,000円、収入済額10億1,372万8,194円、不納欠損額1,123万1,518円、収入未済額9,307万3,872円となっております。

これで歳入を終わりました、次に歳出でございます。

3ページをお願いいたします。歳出につきましては、款の支出済額並びに不用額等について御説明いたします。款1議会費でございますが、支出済額9,607万7,115円は、前年度に対しまして1.4%の減でございます。不用額は35万7,885円でございます。款2総務費でございますが、支出済額11億2,774万398円は、前年度に対して22.6%の増でございます。不用額は710万2,344円でございます。款3民生費でございますが、支出済額15億5,627万6,486円は、前年度に対しまして4.3%の減でございます。翌年度繰越額が191万6,000円となっておりますが、これはプレミアム付商品券事業費でございます。不用額は2,631万3,594円でございます。款4衛生費でございますが、支出済額11億6,491万1,685円は、前年度に対して1.0%の増でございます。不用額は1,167万3,315円でございます。款5農林水産業費でございますが、支出済額6億9,701万6,464円は、前年度に対しまして32.6%の減でございます。不用額は300万2,536円でございます。款6商工費でございますが、支出済額20億4,061万2,745円は、前年度に対しまして16.1%の減でございます。翌年度繰越額が5,053万9,000円となっておりますが、これは菱田消防分団詰所整備に係る事業費でございます。不用額は287万855円でございます。款7土木費でございますが、支出済額6億7,277

万4,241円は、前年度に対しまして4.5%の減でございます。不用額は59万6,759円でございます。款8消防費でございますが、支出済額2億8,593万842円は、前年度に対しまして8.7%の減でございます。不用額は327万9,488円でございます。款9教育費でございますが、支出済額9億9,803万9,105円は、前年度に対しまして22.2%の増でございます。不用額は3,400万2,085円でございます。

4ページをお願いいたします。款10災害復旧費でございますが、支出済額3,282万7,206円は、前年度に対しまして10.5%の減でございます。不用額は30万5,794円でございます。款11公債費でございますが、支出済額9億1,274万8,940円は、前年度に対しまして9.3%の減でございます。不用額は9万9,060円でございます。款12予備費でございますが、不用額は380万7,058円でございます。歳出合計でございますが、予算現額97億3,082万1,000円、支出済額95億8,495万5,227円、不用額9,341万773円となっております。

5ページをお願いいたします。一般会計の総括でございますが、歳入合計額101億3,728万8,194円、歳出合計額95億8,495万5,227円、歳入歳出差引額5億5,233万2,967円となっておりますが、このうち基金繰入額が2億6,000万円ございますので、翌年度への繰越額は2億9,233万2,967円となっております。

なお、6ページ以降に歳入歳出決算事項別明細書、さらに67ページに実質収支に関する調書、それから68ページ以降に財産に関する調書、また95ページ以降に基金の運用状況調べを添付してございますので、御参照いただきたいと思います。

以上で説明を終わります。

○保健福祉課長（相星永悟君） 続きまして、平成30年度大崎町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算につきまして御説明いたします。平成30年度から県と市町村が共同保険者となったため予算費目の整理がなされ、対前年度費の増減割合を算出することができないところがございますので、御了承いただきたいと思います。

まず、歳入から御説明いたします。決算書の1ページをお願いいたします。収入済額、不納欠損額、収入未済額の順で御説明いたします。款1国民健康保険税の収入済額は3億1,266万7,695円で、対前年度比7.3%の減、不納欠損額は367万4,100円、収入未済額は9,107万9,076円でございます。款2使用料及び手数料の収入済額は21万1,900円、不納欠損額は3万8,200円、収入未済額は51万1,400円でございます。次の款3から調定額の全額が

収入済でございますので、収入済額のみを申し上げます。款3 県支出金は13億4,901万7,060円、款4 財産収入は26万2,984円、款5 繰入金は1億4,282万8,292円、対前年度比0.5%の増。款6 繰越金は3,318万1,330円、対前年度比43.6%の減。款7 諸収入は211万855円でございます。歳入合計は収入済額18億4,028万116円で、対前年度比26.7%の減。不納欠損額は371万2,300円、収入未済額は9,159万476円でございます。

次に歳出を御説明いたしますので、次の2ページをお願いいたします。支出済額、不用額の順で御説明いたします。款1 総務費の支出済額は483万2,046円、不用額は13万5,954円。款2 保険給付費の支出済額は13億2,385万4,103円で、対前年度比4.7%の減、不用額は3,586万6,897円。款3 国民健康保険事業費納付金は今回から新設されたものでございまして、支出済額は4億3,983万5,395円で、不用額は1,605円。款4 共同事業拠出金の支出済額は217円で、不用額は783円。款5 保健事業費の支出済額は2,040万4,355円で、対前年度比2.4%の増、不用額は75万1,645円。款6 基金積立金の支出済額は26万2,984円で、不用額は16円。款7 公債費の支出はございません。不用額は5万3,000円。款8 諸支出金の支出済額は3,583万8,257円で、対前年度比10%の減、不用額は42万743円。款9 予備費は支出、不用額ともにございません。歳出合計は支出済額18億2,502万7,357円で対前年度比23.2%の減、不用額は3,723万643円でございます。

次の3ページをお願いいたします。歳入合計額18億4,028万116円、歳出合計額18億2,502万7,357円、歳入歳出差引額1,525万2,759円となり、全額翌年度へ繰り越すものでございます。

また、4ページから15ページまでに歳入歳出決算事項別明細書、16ページに実質収支に関する調書、17ページに財産に関する調書、18ページに基金の運用状況を添付してございますので、御参照いただきたいと思います。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

続きまして、平成30年度大崎町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算につきまして御説明いたします。

まず歳入から御説明いたしますので、決算書の1ページをお願いいたします。収入済額、不納欠損額、収入未済額の順で御説明いたします。款1 後期高齢者医療保険料の収入済額は9,745万5,040円で、対前年度比3.9%の減、不納欠損額は1,900円、収入未済額は49万820円でございます。款2 使用料及び手数料の収入済額は2万3,000円、不納欠損額は400円、収入未済額は1万8

00円でございます。

次の款3繰入金から調定額の全額が収入済でございますので、収入済額のみを申し上げます。款3繰入金は7,637万7,434円、対前年度比2.3%の減でございます。款4繰越金は438万2,722円、対前年度比5.1%の増でございます。款5諸収入は20万1,630円でございます。歳入合計は収入済額1億7,843万9,826円で、対前年度比1.3%の減、不納欠損額は2,300円、収入未済額は50万1,620円でございます。

次に歳出を御説明いたしますので、次の2ページをお願いいたします。支出済額、不用額の順で御説明いたします。款1後期高齢者医療広域連合納付金の支出済額は1億7,399万7,874円、不用額が167万7,126円でございます。対前年度比3.1%の減。款2諸支出金の支出済額は4,500円、不用額は9万5,500円。款3予備費の支出はございません。不用額は2万3,000円でございます。歳出合計は支出済額1億7,400万2,374円で、対前年度比3.2%の減、不用額は179万5,626円でございます。

次の3ページをお願いいたします。歳入合計額1億7,843万9,826円、歳出合計額1億7,400万2,374円、歳入歳出差引額443万7,452円となり、全額翌年度へ繰り越すものでございます。

また、4ページから6ページまでに歳入歳出決算事項別明細書、7ページに実質収支に関する調書を添付してございますので御参照いただきたいと思います。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

続きまして、平成30年度大崎町介護保険事業特別会計歳入歳出決算につきまして御説明いたします。

まず歳入から御説明いたしますので、決算書の1ページをお願いいたします。収入済額、不納欠損額、収入未済額の順で御説明いたします。款1保険料の収入済額は3億3,317万6,626円で、対前年度比14.3%の増、不納欠損額は20万3,715円、収入未済額は339万829円でございます。款2使用料及び手数料は収入済額は2万6,100円、不納欠損額は2,800円、収入未済額は3万8,300円でございます。

次の款3から款7までは調定額の全額が収入済でございますので、収入済額のみを申し上げます。款3国庫支出金は5億1,505万5,612円で、対前年度比3.3%の増。款4支払基金交付金は4億8,157万9,961円で、対前年度比0.5%の増。款5県支出金は2億7,391万6,142円で、対前年比2.2%の増。款6繰入金は2億3,006万3,074円で、対前年度比2.9%の増。款7繰越金は1億1,802万3,688円で、対前年度比2.8%の増。款8諸収入は

4万2,575円でございます。歳入合計は収入済額19億5,188万3,778円で、対前年度比3.9%の増、不納欠損額は20万6,515円、収入未済額は342万9,129円でございます。

次に歳出を御説明いたしますので、次の2ページをお願いいたします。支出済額、不用額の順で御説明いたします。款1総務費の支出済額は39万7,149円、不用額は4万9,851円。款2保険給付費の支出済額は17億2,995万953円、対前年度比2.1%の増、不用額は5,632万5,047円。款3地域支援事業費の支出済額は5,491万1,540円、対前年度比15.7%の増、不用額は669万1,460円。款4財政安定化基金拠出金の支出はございません。不用額は1万円。款5公債費も支出はございません。不用額は10万円。款6諸支出金の支出済額は2,784万1,928円で、対前年度比57.1%の増、不用額は184万1,072円。款7予備費の支出はございません。不用額は100万円でございます。歳出合計は支出済額18億1,310万1,570円で、対前年度比3%の増、不用額は6,601万7,430円でございます。

次の3ページをお願いいたします。歳入合計額19億5,188万3,778円。歳出合計額18億1,310万1,570円。歳入歳出差引額1億3,878万2,208円となり、全額翌年度へ繰り越すものでございます。

4ページから15ページまでに歳入歳出決算事項別明細書、16ページに実質収支に関する調書を添付してございますので参照いただきたいと思います。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○水道課長（高田利郎君） それでは、平成30年度大崎町水道事業会計の決算について御説明申し上げます。

決算書の1ページをお願いいたします。収益的収入及び支出の収入でございます。決算額と予算額の比較を申し上げます。第1款水道事業収益は決算額2億4,147万9,344円で、1,379万5,344円の増となりました。対前年度比2.1%の増でございます。第1項営業収益、決算額2億2,277万810円で、1,217万6,810円の増となっております。これは水道料金と手数料でございます。第2項営業外収益が決算額1,784万3,683円で、75万6,683円の増となりました。第3項特別利益は86万4,851円で、86万1,851円の増となっております。

2ページをお願いいたします。支出でございます。第1款水道事業費用は決算額1億9,553万4,397円で、不用額は1,666万603円となりました。対前年度比2.9%の増でございます。第1項営業費用が決算額1億8,494万9,726円で、不用額は1,174万6,308円でございます。水源地や配水施設の

維持管理に必要な修繕費や人件費等でございます。第2項営業外費用が決算額993万705円で、不用額は291万4,295円でございます。これは企業債の償還利息が主なものでございます。第3項特別損失が決算額65万3,966円でございます。過年度水道料金の還付が主なものでございます。第4項予備費は執行がございませんので、不用額は200万円となっております。詳細につきましては、25ページ以降に水道事業収益費用明細書を添付してございます。こちらは消費税抜きの金額でございますので、御留意の上、御参照願いたいと思います。

3ページをお願いいたします。資本的収入及び支出の収入でございます。第1款資本的収入は決算額823万1,082円で、324万1,918円の減となりました。対前年度比23.7%の増でございます。第1項補償金が決算額144万5,000円で、315万3,000円の減でございます。第2項負担金が決算額295万6,714円で、8万9,286円の減でございます。第3項補助金、決算額が382万9,368円で、368円の増でございます。これは簡易水道補助事業の起債償還に係る元金の一般会計からの補助金でございます。

4ページをお願いいたします。支出でございます。第1款資本的支出は決算額1億1,548万3,244円で、不用額は889万7,756円でございます。対前年度比20%の増でございます。第1項建設改良費が決算額8,632万8,492円で、不用額389万7,508円でございます。第2項企業債償還金が決算額2,915万4,752円で、不用額248円であります。第3項予備費は執行がございませんので、不用額500万円となっております。

表の下の説明のほうが補てん財源の説明でございます。資本的収入額が資本的支出額に対しまして1億725万2,162円不足となりました。当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額557万8,035円、当年度分損益勘定留保資金7,484万5,622円、減債積立金803万8,506円、建設改良積立金1,878万9,999円で補てんしております。

次に、5ページをお願いいたします。損益について御説明いたします。この損益計算書は税抜きとなっております。1の営業収益の合計は2億637万4,648円、2の営業費用の合計は1億8,048万468円となりまして、営業利益は2,589万4,180円となっております。3の営業外収益の合計は1,780万2,817円、4の営業外費用の合計が401万1,005円で、営業外利益は1,379万1,812円となり、その下の経常利益は3,968万5,992円を計上しております。5特別利益は86万4,851円、6特別損失が64万7,697円となりました。

次に、6ページをお願いいたします。当年度純利益と前年度繰越利益剰余金と、

それから未処分利益変動額、これを合計いたしますと当年度未処分利益剰余金は6億8,406万1,211円となりますが、これを下の括弧書きのように分けますと、平成29年度までに減価償却が済んだ分が未処分利益変動額でございまして、6億4,404万9,062円になり、平成30年度の減価償却分が長期前受金戻入となり、1,491万9,744円でございます。これを差し引きいたしますと、当年度の実未処分利益剰余金、これが2,509万2,405円となっております。

7ページをお願いいたします。剰余金計算書でございます。当年度変動について御説明いたします。表頭の3番目の剰余金の欄でございます。2段目の利益剰余金でございますが、昨年の12月議会で処分案のとおり御可決いただきましたので、建設改良積立金へ2,200万円を処分いたしております。一番下の欄が平成30年度末のそれぞれの金額になりますが、右から3番目の欄が当年度未処分利益剰余金でございまして6億8,406万1,211円、これが先ほど申し上げました6ページ4行目の数字と合致しておりますのでございます。この当年度未処分利益剰余金につきましては、8ページに処分案を提示しておりますが、後ほど別議案において御提案申し上げたいと思います。

9ページ以降に貸借対照表、キャッシュフロー計算書、事業報告書、収益費用明細書等が添付してございますので、消費税抜きの金額でございますので御留意の上、御参照願いたいと思います。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

続きまして、平成30年度大崎町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算について御説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。最初に、歳入でございますが、款で説明させていただきます。款1分担金及び負担金、収入済額233万円、不納欠損額45万円、収入未済額44万8,000円となりました。款2使用料及び手数料、収入済額3,202万1,280円、不納欠損額1万4,670円、収入未済額は190万9,800円となりました。この収入済額につきましては、対前年度費1.8%の減でございます。款4繰入金、収入済額1億3,313万9,000円。款5繰越金、収入済額502万7,279円。款6諸収入、収入済額271円。款7町債、収入済額3,820万円となりまして、合計で収入済額が2億1,071万7,830円、不納欠損額46万4,670円、収入未済額235万7,800円となっております。

2ページをお願いいたします。次に、歳出でございます。款1公共下水道事業費、支出済額5,934万890円、不用額131万3,110円。款2公債費、支出済額1億4,779万2,384円、不用額1,616円。款3予備費は、当初予算で93万8,000円計上しておりましたが、支出がありませんので同額が不用

額でございます。歳出合計で支出済額2億713万3,274円、不用額が225万2,726円となっております。

3ページをお願いいたします。歳入合計額2億1,071万7,830円、歳出合計額2億713万3,274円、歳入歳出差引額358万4,556円となりまして、全額を翌年度へ繰り越しております。

なお、4ページ以降に事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書が添付してございますので御参照いただきたいと思います。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（宮本昭一君） これより質疑に入ります。まず、認定第1号について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 質疑なしと認めます。

次に、認定第2号について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 質疑なしと認めます。

次に、認定第3号について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 質疑なしと認めます。

次に、認定第4号について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 質疑なしと認めます。

次に、認定第5号について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 質疑なしと認めます。

次に、認定第6号について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 全般を通して、何か質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

ただいま議題となっております認定第2号、認定第3号及び認定第4号は、会議規則第39条第1項の規定により、総務厚生常任委員会に付託いたします。

次に、認定第5号及び認定第6号は、会議規則第39条第1項の規定により文教経済常任委員会に付託いたします。

次に、認定第1号の審査方法についてお諮りいたします。本案は10名を定数とする決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 御異議なしと認めます。

よって認定第1号については、10名を定数とする決算審査特別委員会を設置して審査することに決定いたしました。

暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午前11時50分

再開 午前11時53分

-----○-----

○議長（宮本昭一君） それでは再開いたします。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（相星永悟君） 大変失礼いたしました。認定第2号の国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算書の3ページをお開きいただきたいと思います。よろしいでしょうか。

3ページの上から4行目、うち基金繰入金0円でございますけども、大変失礼いたしました。80万円繰り入れることになっております。ですので、うち基金繰入額80万円、翌年度への繰越額1,445万2,759円となります。

併せまして、16ページをお願いいたします。実質収支に関する調書の中で一番下の段、基金繰入額0円の表示がございますが、こちら1,000円単位ですので800という数字になります。今の訂正箇所につきましては、資料の差し替えをさせていただきます。大変失礼いたしました。よろしくをお願いいたします。

○議長（宮本昭一君） 重ねてお諮りいたします。決算審査に際し証書類は認定の対象にならないとされておりますが、審査の過程において書類の提出や証人等の出頭証言を求める必要がある場合を考慮して、地方自治法第98条の検査権並びに同法第100条の調査権を委託して付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 御異議なしと認めます。

よって、総務厚生常任委員会、文教経済常任委員会及び決算審査特別委員会に対し、地方自治法第98条の検査権並びに同法第100条の調査権を委託して付託す

ることに決定いたしました。

さらにお諮りいたします。ただいま付託いたしました認定第1号、認定第2号、認定第3号、認定第4号、認定第5号及び認定第6号は、閉会中の特定審査案件として、総務厚生常任委員会、文教経済常任委員会及び決算審査特別委員会に次の議会まで継続審査することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 御異議なしと認めます。

よって認定第1号、認定第2号、認定第3号、認定第4号、認定第5号及び認定第6号は、閉会中の特定審査案件として次の議会まで継続審査に付することに決定いたしました。

-----○-----

日程第18 議案第38号 平成30年度大崎町水道事業剰余金の処分について

○議長（宮本昭一君） 日程第18、議案第38号「平成30年度大崎町水道事業剰余金の処分について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。本案は、地方公営企業法第32条第2項の規定により、平成30年度大崎町水道事業剰余金の処分について議会の議決を求めらるるものでございます。地方公営企業会計制度の新会計基準移行による未処分利益変動額6億5,896万8,806円を除く当年度実未処分利益剰余金2,509万2,405円のうち、2,500万円を建設改良積立金へ、9万2,405円を翌年度へ繰り越しするものでございます。

よろしく御審議賜り、御可決くださるようお願い申し上げます。

○議長（宮本昭一君） これより質疑に入ります。何か質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

ただいま議題となっております議案第38号は、会議規則第39条第1項の規定により文教経済常任委員会に付託いたします。

さらにお諮りいたします。ただいま付託いたしました議案第38号は、閉会中の特定審査案件として次の議会まで継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第38号は、閉会中の特定審査案件として次の議会まで継続審査に付することに決定いたしました。

-----○-----

**日程第 19 選任第 4 号 平成 30 年度大崎町一般会計歳入歳出決算審査特別委員会
委員の選任について**

○議長（宮本昭一君） 日程第 19、選任第 4 号「平成 30 年度大崎町一般会計歳入歳出決算審査特別委員会委員の選任について」を議題といたします。

お諮りいたします。特別委員会の委員については、委員会条例第 7 条第 4 項の規定により、1 番、平田慎一君、2 番、富重幸博君、3 番、児玉孝徳君、4 番、稲留光晴君、5 番、神崎文男君、7 番、吉原信雄君、8 番、中山美幸君、9 番、上原正一君、10 番、小野光夫君、11 番、諸木悦朗君、以上 10 名の諸君を指名いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 御異議なしと認めます。

ただいま指名いたしました 10 名の諸君を、平成 30 年度大崎町一般会計歳入歳出決算審査特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

これより、特別委員会の委員長及び副委員長の互選をしていただきます。委員会条例第 8 条第 2 項の規定により、特別委員会の委員長及び副委員長は、特別委員会において互選することになっております。さらに、同条例第 9 条第 1 項の規定により、委員長及び副委員長がともにいないときは、議長が委員会の招集日時及び場所を定めて互選を行わせることになっておりますので、これより特別委員会の委員長及び副委員長の互選を、議員控え室でさせていただきます。

これより暫時休憩いたします。

-----○-----

休憩 午後 0 時 00 分

再開 午後 0 時 05 分

-----○-----

○議長（宮本昭一君） 休憩前に引続き会議を開きます。

ただいま特別委員会において互選されました委員長及び副委員長の氏名を報告いたします。委員長に 11 番、諸木悦朗君、副委員長に 5 番、神崎文男君が選任されました。

-----○-----

日程第 20 発委第 2 号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書（案）の提出について

○議長（宮本昭一君） 日程第 20、発委第 2 号「新たな過疎対策法の制定に関する意見書（案）の提出について」を議題といたします。

趣旨説明を求めます。

○5番（神崎文男君） 発委第2号、新たな過疎対策法の制定に関する意見書（案）の提出について。大崎町議会議長、宮本昭一殿。提出者、総務厚生常任委員会委員長、神崎文男。令和元年9月20日提出。

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第109条第7項及び大崎町議会会議規則第14条第3項の規定により提出します。

なお、意見書の提出先は、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、農林水産大臣、国土交通大臣宛であります。

意見書の趣旨及び説明につきましては、意見書（案）の朗読をもって代えさせていただきます。

過疎対策については、昭和45年に過疎地域対策緊急措置法制定以来4次にわたる特別措置法の制定により総合的な過疎対策事業が実施され、過疎地域における生活環境の整備や産業の振興など一定の成果を上げたところである。しかしながら、依然として多くの集落が消滅の危機に瀕し、また森林管理の放置による森林の荒廃や度重なる豪雨、地震等の発生による林地崩壊、河川の氾濫など極めて深刻な状況に直面している。過疎地域は我が国の国土の過半を占め、豊かな自然や歴史文化を有するふるさとの地域であり、都市に対する食料、水、エネルギーの供給、国土自然環境の保全、癒しの場の提供、災害の防止、森林による地球温暖化の防止などに多大な貢献をしている。過疎地域が果たしているこのような多面的・公益的機能は国民共有の財産であり、それは過疎地域の住民によって支えられてきたものである。現行の過疎地域自立促進特別措置法は、令和3年3月末をもって失効することとなるが、過疎地域が果たしている多面的・公益的機能を今後も維持していくためには、引き続き過疎地域に対して総合的かつ積極的な支援を充実強化し、住民の暮らしを支えていく政策を確立推進することが重要である。過疎地域がそこに住み続ける住民にとって安心・安全に暮らせる地域として健全に維持されることは、同時に都市をも含めた国民全体の安心・安全な生活に寄与するものであることから、引き続き総合的な過疎対策を充実強化させることが必要である。よって、新たな過疎対策法の制定を強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。令和元年9月20日。鹿児島県大崎町議会議長、宮本昭一。

以上、よろしく御審議の上、御可決下さるようお願いいたします。

○議長（宮本昭一君） これより質疑に入ります。何か質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

ただいま議題となっております発委第2号は、会議規則第39条第2項の規定により、委員会付託を省略いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。

発委第2号「新たな過疎対策法の制定に関する意見書（案）の提出について」は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 御異議なしと認めます。

よって、発委第2号「新たな過疎対策法の制定に関する意見書（案）の提出について」は、原案のとおり可決されました。

なお、ここでさらにお諮りいたします。

ただいま可決されました意見書は、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、農林水産大臣、国土交通大臣宛に提出されたいとの要望であります。

町議会議長名をもって、それぞれの関係機関宛に提出することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま可決されました意見書は、町議会議長名をもって、それぞれの関係各機関宛に提出することに決定いたしました。

—————○—————

日程第21 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（宮本昭一君） 日程第21、諮問第1号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を議題といたします。

町長の説明を求めます。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものでございます。本案は、現在人権擁護委員であります稲葉正和氏が令和元年12月31日で任期満了となりますことから、引き続き同氏を推薦しようとするものでございます。氏の住所は大崎町井俣2041番地、小能自治公民館で、昭和21年12月12日

生まれの72歳でございます。氏は昭和42年3月から旧農林省、現在の農林水産省に勤務され、平成19年3月に定年退職されておられます。退職当初から自治公民館長を歴任され、また人権擁護委員として地域のために積極的に貢献されておられます。人望も厚く人格識見ともに高く、広く社会の実情に精通し、最適任と思われまますのでよろしくお願いいいたします。任期は3年間で今回5期目をお願いするものであります。

よろしく御審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（宮本昭一君） これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております諮問第1号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。

諮問第1号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」は、適任である旨答申したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 御異議なしと認めます。

よって、諮問第1号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」は、適任者である旨、答申することに決定いたしました。

-----○-----

日程第22 同意第6号 教育委員会委員の任命について

○議長（宮本昭一君） 日程第22、同意第6号「教育委員会委員の任命について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。本案は、現在、教育委員会委員の溝口信男氏が令和元年9月30日をもちまして任期満了となることに伴い、後任を任命する必要があることから、引き続き同氏を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

氏の住所は、大崎町持留220番地20、下持留自治公民館で、昭和24年8月5日生まれの70歳でございます。氏は、昭和43年3月に鹿児島県立岩川高等学校を卒業後、昭和45年5月に株式会社ジャパンファームに入社され、主に総務部教育担当として勤務しておられました。その後、平成17年12月に同社を退職され、平成18年1月から平成26年12月までは、有限会社大隅環境医療センターに入社し、取締役の要職に就かれておりました。また、氏は平成23年10月から教育委員会委員に任命されており、平成26年4月からは教育委員長としてその手腕をいかんなく発揮されているところでございます。

氏は人格識見ともに高く、教育委員会委員として適任と思われますので、よろしく御審議賜り、御同意くださるようお願い申し上げます。

○議長（宮本昭一君） これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております同意第6号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の御希望はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより、同意第6号について採決いたします。

採決は、無記名投票をもって行います。

議場を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○議長（宮本昭一君） ただいまの出席議員数は11人であります。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に1番、平田慎一君、2番、富重幸博君、3番、児玉孝徳君を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

念のため申し上げます。本案を可とする諸君は賛成と、否とする諸君は反対と記載をお願いします。

[投票用紙配布]

○議長（宮本昭一君） 投票用紙の配付漏れはありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

[投票箱点検]

○議長（宮本昭一君） 異状なしと認めます。

これより投票に移ります。

職員の点呼に応じて順次投票を願います。

点呼いたします。

○事務局長（下村俊郎君） それでは、お名前をお呼びいたしますので、投票のほうよろしく願いいたします。

1番、平田慎一議員、2番、富重幸博議員、3番、児玉孝徳議員、4番、稲留光晴議員、5番、神崎文男議員、6番、中倉広文議員、7番、吉原信雄議員、8番、中山美幸議員、9番、上原正一議員、10番、小野光夫議員、11番、諸木悦朗議員。

[投票]

○議長（宮本昭一君） 投票漏れはありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本昭一君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。1番、平田慎一君、2番、富重幸博君、3番、児玉孝徳君、立会いをお願いします。

[開票]

○議長（宮本昭一君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数11票。有効投票10票。無効投票1票。

有効投票中、賛成10票、反対0票。

以上のとおり、賛成が多数であります。

よって、同意第6号は同意することに決定いたしました。

議場の閉鎖を解きます。

[議場閉鎖]

-----○-----

日程第23 議員派遣の件

○議長（宮本昭一君） 日程第23「議員派遣の件」を議題といたします。

お諮りいたします。

別紙のとおり、本町議会議員を派遣したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮本昭一君） 御異議なしと認めます。

よって、別紙のとおり、本町議会議員を派遣することに決定いたします。

-----○-----

日程第24 閉会中継続審査・調査申出書

○議長（宮本昭一君） 日程第24「閉会中継続審査・調査申出書について」を議題といたします。

委員会の決定に基づき、お手元に配付してある写しのとおり、4委員長から申し出があります。

お諮りいたします。

4委員長の申し出のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮本昭一君） 御異議なしと認めます。

よって、4委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査は可決されました。

-----○-----

○議長（宮本昭一君） 以上をもって、本日の日程の全部を終了し、本定例会の全日程を終了いたしましたので、令和元年第3回大崎町議会定例会を閉会いたします。御苦労さまでした。

-----○-----

閉会 午後0時28分